

326

57



始



326
57

石原保秀著

米價變動史

矢來堂出版部藏版

序言

一、本書は嘗て小生が日本經濟新誌の業務に携はり居り候當時、幾分取纏め置候材料を一括せるものにて、慶長以前のものに就いては、其の當時の誌上にも四五回記述致候こと有之もの候

一、頃者小閑を得候まゝ、後日更に考究の資料にも、順を逐ひて年表的に梗概を記し候もの、即ち本書にて候

一、慶長以前、即ち徳川氏以前のものに就いては、材料の蒐集割合に容易ならず、縦令充分に之を蒐集し得たりとするも、今日の米價は勿論没交渉の様被る候さりながら高低騰落、其間を通じて一貫の法則を發見せんとするには、一權に骨董品扱ひも出來兼ね申すべき乎

一、従つて小生は、爾後材料を得る毎に訂正増補を怠らざるが爲に、書中各時代の區分方を適宜にせる等は、其時の便宜を慮れるが爲にて候

一、本年の米價は、年初以來下落の一方のみなりしに、大豐作慮る補は、

大正其
3. 11. 27
内交

たれば、更に來年にかけて低落の趨勢を保持すべく歐洲大戰亂のため薩
に大打撃を受け居り候農家の苦痛、さこそ推し量られ申候

一、米價調節と申すとは、常に騰貴の時にのみ之を策すべきに非ず、斯かる時に
於ても亦大に必要な義かと思考致候、此の意味に於て、幾分なりとも江湖の參
考に資するを得ば、編者の本懐之に過ぎず候

大正三年十月

編者識

米價變動史

目次

顯宗帝……………	一四六年……………	天平……………	三
欽明帝……………	一四六年……………	天平寶字……………	三
崇峻帝……………	一四六年……………	天平神護……………	三
推古帝……………	一四六年……………	寶龜……………	四
舒明帝……………	一四六年……………	延曆……………	四
白鳳年間……………	一四六年……………	大同……………	五
大寶……………	一四六年……………	弘仁……………	五
慶雲……………	一四六年……………	承和……………	五
和銅……………	一四六年……………	嘉祥……………	五
養老……………	一四六年……………		
一、上古及奈良平安朝時代の米價 <small>(自紀元一五〇九年)</small> ……………			
二、藤原氏時代の米價 <small>(自紀元一五二六年至紀元一七三二年)</small> ……………			
貞觀……………	一五二六年……………	天慶……………	六
寬平……………	一五二六年……………	天德……………	七
延喜……………	一五二六年……………	長德……………	七

長保……………七
治平……………八
延久……………八

三、源平及鎌倉時代の米價(自紀元一七九一年至紀元一九九六年)……………九

天承……………九
長承……………九
保延……………九
養和……………九
文治……………九
建久……………一〇
建仁……………一〇
寬喜……………一〇
仁治……………一〇
建長……………一〇
正元……………一一
文永……………一一
正應……………一一
乾元……………一一
正和……………一一
元享……………一一
正中……………一一
元德……………一二
建武……………一二
延元……………一二

四、南北朝及足利氏時代の米價(自紀元二〇〇年至紀元二二三〇年)……………一三

興國……………一三
正平……………一三
建德……………一四
文中……………一四
元中……………一四
應永……………一四
永享……………一五
文安……………一五

長祿……………一五
寬正……………一五
應仁……………一五
文明……………一五
延德……………一六
明應……………一七
永正……………一七
大永……………一八
享祿……………一八
天文……………一九
弘治……………一九
永祿……………一九
元龜……………二〇
天正……………二一

五、織田豊臣氏時代の米價(自紀元二二三四年至紀元二二六二年)……………二二

天正……………二二
文祿……………二七
慶長……………二七

六、徳川氏時代の米價(慶長銀時代)(自紀元二二六三年至紀元二三五四年)……………二七

慶長……………二七
元和……………三一
寬永……………三一
正保……………三三
慶安……………三六
承應……………三七
明曆……………三七
萬治……………三八
寬文……………三八
延寶……………四一
天和……………四三
貞享……………四三
元祿……………四四

七、徳川氏時代の米價(元祿銀 寶字銀時代)

(自紀元二三三五年 至紀元二三九六年)

元祿	四六	享保	五〇
寶永	四六	元文	五六
正徳	四九		

八、徳川氏時代の米價(文字銀時代)

(自紀元二四七九年 至紀元二四七九年)

元文	五七	安永	六四
寛保	五七	天明	六五
延享	五八	寛政	七〇
寛延	五九	享和	七三
寶暦	五九	文化	七四
明和	六二	文政	七八

九、徳川氏時代の米價(新文銀 保字銀時代)

(自紀元二四八〇年 至紀元二五二七年)

文政	八〇	萬延	九三
天保	八二	文久	九四
弘化	八六	元治	九五
嘉永	八九	慶應	九五
安政	九一		

一〇、明治年間の米價(自紀元二五三八年 至紀元二五三五年)

九七

元年	九七	五年	九九
二年	九六	六年	一〇〇
三年	九六	七年	一〇一
四年	九九	八年	一〇一

一一、明治年間の米價(自紀元二五三六年 至紀元二五六四年)

一〇一

九年	一〇二	二十一年	一〇九
一〇年	一〇三	二十二年	一〇
一一年	一〇三	二十三年	一〇
一二年	一〇四	二十四年	一一
一三年	一〇四	二十五年	一一
一四年	一〇五	二十六年	一一
一五年	一〇五	二十七年	一四
一六年	一〇六	二十八年	一五
一七年	一〇七	二十九年	一五
一八年	一〇七	三〇年	一六
一九年	一〇八	三一年	一七
二〇年	一〇八	三二年	一八

三三年	一九	三六年	二二
三四年	一九	三七年	二二
三五年	二〇			
一一、明治大正年間の米價 <small>(自紀元二五七四年至紀元二五七五年)</small>					
三八年	二四	四三年	二七
三九年	二四	四四年	二七
四〇年	二五	四五年	二八
四一年	二六	元二年	二九
四二年	二六	三年	三〇

附録

- 第一表 日本内地に於ける米の生産及消費
- 第二表 臺灣に於ける米の生産消費及島外供給力
- 第三表 朝鮮に於ける米の生産消費及國外供給力
- 第四表 英領印度に於ける米産額及輸出額
- 第五表 佛領印度支那に於ける米産額及輸出額
- 第六表 新舊貨幣價格比較表

目次終

米價變動史

石原保秀編

年次千支	米價	參考史實摘要	備考
顯宗帝二年 (丙寅) (紀元一一四六)	稻一斛 銀錢一文	顯宗天皇二年丙寅、是歲天下安平、無 _二 徭役 _一 、歲比稔、百姓殷富、稻一斛銀錢一文、牛馬被 _レ 野 <small>(顯宗紀)</small>	貨幣の史に見えし始めなれど種類其他詳ならず度量衡のこも亦然り
欽明帝廿八年 (丁亥) (紀元一一二七)		是歲郡國大水、飢、人或相食 <small>(日本書紀)</small> とあるも米價不明	飢饉洪水の史に見えし始め也
崇峻帝二年 (己酉) (紀元一一三九)			
推古帝 <small>(自三二一年至三六一年)</small> (自紀元一一八三至一一八八)		天下大に飢る老者は草根を食ひて道の垂に死し幼者は乳を含んで母子共に死す <small>(推古記)</small> とあり大飢饉なれど米價不明	穀は大一斤(百六十目)を二升(今升五合八勺四四)とし、大十斤を一斗とし、顯は大一斤の穀を得べき量を一把とし、大十斤の穀を得べき量を一束とし、之を稻一斤と定めらる 推古帝の十八年に於ける我國の人口は四百九十八萬八千八百四十二人也

上古及奈良平安朝時代

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
舒明帝十二年 (庚子) (紀元一三〇〇)			始めて斗升斤兩を定むと扶桑略記に見ゆ
大化二年 (丙午) (孝德帝) (紀元一三〇六)			租調庸の法を改正し班田の制を定めて田一段(方五尺一步の三百六十歩)の獲稻七十二束毎に稻二束二把を田租とす
白雉三年 (壬子) (孝德帝) (紀元一三一二)			段の租稻を一束半、町の租稻を十五束と改めらる
白鳳十二年 (癸未) (天武帝) (紀元一三四三)		諸國に大地震海嘯等あり「其損害擧げて數ふべからず土佐の國の田園五十萬頃没して海となる」(日本書紀)	銅錢を用ひ銀錢を用ふるを禁ぜしと史に見ゆるも鑄錢のこま其他詳ならず
大寶元年 (辛丑) (文武帝) (紀元一三六一)			大寶令成る、租稻を大化の舊制に復す、量十合を升とし(今升四合五撮)三升を大升(今升一升九合八勺)とし十斗を斛とす
慶雲二年 (丙午) (文武帝) (紀元一三六六)		諸國飢饉疫疾(續日本紀)	田租の法を改め町毎に稻十五束とす
和銅元年 (戊申) (元明帝) (紀元一三六八)			銀銅錢を鑄る共に文を和銅開珍といふ

和銅三年 (庚戌) (元明帝) (紀元一三七〇)	米一石 錢十五文		
和銅四年 (辛亥) (元明帝) (紀元一三七二)	米穀六升 錢一文 五石七斗六升 省陌	古今米價錄云、和銅年中都を平城に遷す米一石に付和銅錢十五文(今古米錢略考)	
和銅六年 (癸丑) (元明帝) (紀元一三七三)		元明帝和銅四年五月己未、以穀六升當錢壹文(續日本紀)	省陌は九十六文也 度量衡は大寶令に據れるものなるべし此穀は粃米にして五合摺の由緒家の考證あり
養老五年 (辛酉) (元正帝) (紀元一三八一)			量衡の制を改め令前の制に復す令前の大量は今升の五合八勺四、小量一合九勺四八也
天平元年 (己巳) (聖武帝) (紀元一三八九)	米一石 銀一兩	天平元年新輸の價を定めたる中に「米は一石を以て銀一兩に當てしむ」(續日本紀)	春正月銀錢一を以て銅錢二十五に當て銀一兩を以て一百錢に當てしめ六年市頭の交易には二百錢を銀一兩に當てしむ
天平寶字年間 (孝謙帝、自紀元) (一四一七至一四二〇)	粟米二斗 二百文	(日本商業史所載)	天平年中數回の飢饉あり 天平八年に於ける我國の人口は八百六十三萬一千七百七十人也 粟米は玄米也
天平寶字四年 (庚子) (淳仁帝) (紀元一四二〇)			銅錢萬年通寶を鑄一を以て舊錢十に當て更に金錢開基勝寶(銀錢十に當つ)、銀錢太平元寶(銅錢十に當つ)を鑄る

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
天平寶字七年 (癸卯) (紀元一四二三)	米一石 千錢	去歲霖雨今年大旱五穀不熟、米價踊貴、由是百姓稍苦飢饉、死亡數多(淳仁記)	本年の凶年は欽明帝以降約卅回目の凶年に當る
天平寶字八年 (甲辰) (紀元一四二四)	米一石 千錢	是歲兵禍(押勝の亂)あり加之旱を以てし米一石千錢に當る(續日本紀)	千錢とは銅錢萬年通寶也
天平神護元年 (己巳) (紀元一四二五)	米一斗 百錢	左右京粗各二千斛を東西の市に糶る斗毎に百錢也(稱徳記)	銅錢神功開寶を鑄て萬年通寶と共之を行ふ
寶龜四年 (癸丑) (紀元一四三三)		是春穀價騰貴、百姓飢急、雖加賑恤、尙未存濟、於是設法據賤時價糶與貧民(續日本紀)	當時金錢貸借の利子は一貫文に付月別百卅文より百五十文也(正倉院古文書)
寶龜五年 (甲寅) (紀元一四三四)		本年以降天應、延暦年間に互りて諸國に飢饉あり米價不明	以下慶長當時迄は飢饉の大なるもののみを擧ぐ
延暦八年 (己巳) (紀元一四四九)		開倉庫准賤時價糶百姓(續日本紀)	
延暦九年 (庚午) (紀元一四五〇)		是歲京畿及諸國大饑(續日本紀)	

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
延暦十五年 (丙子) (紀元一四五六)		是歲京師及諸國大饑(日本後紀)	銅錢隆平永寶を鑄一を以て舊錢の十に當つ
延暦十八年 (己卯) (紀元一四五九)		使を遣はして左右京及山崎の津、難波の津の酒家の麴を減す水旱災をなし穀米騰躍するを以て也(類聚國史)	延暦廿一年山城國の水田一町歩の實價萬錢なりしを以て「上田一町錢四千、中下田は之に準ぜよ」の勅あり(類聚國史)
大同元年 (丙戌) (紀元一四六六)			和名抄に據れば當時の本邦水田總數は八十六萬二千七百九十六町八反三百卅九步なりし由銅錢富壽神寶を鑄る
弘仁九年 (戊戌) (紀元一四七八)			銅錢承和昌寶を鑄一を以て舊錢十に當つ
承和二年 (乙卯) (紀元一四九五)			銅錢長年大寶を鑄一を以て舊錢十に當つ
嘉祥元年 (戊辰) (紀元一五〇八)			承和七年及本年の沽價共に不明也
嘉祥二年 (己巳) (紀元一五〇九)		是歲四月勅して曰く前に承和七年諸國の穀價を定む今聞く穀價踊貴にして錢幣稍賤しと須く陸海の貢輸に隨ひ京師の定數を取り其沽價に準じて恆例とせよ(續日本後紀)	

二 藤原氏時代の米價 (自貞觀八年、紀元一五二六年) 至延久四年、紀元一七三二年)

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
貞觀元年 (己卯) (清和帝 紀元一五一九)	白米一升 四十文 黑米一升 三十文		銅錢益神寶を鑄一を以て舊錢十に當つ
貞觀八年 (丙戌) (清和帝 紀元一五二六)	白米一升 新錢八文 市價は一石 一千四百文	八年二月太政官處分、定左右京白米一升直錢四十文、前廿六文、今加十四文、黑米三十文、前十八文、今加十二文、是歲穀價騰踊、東西津頭、白米一斛直七貫二百文、黑米四貫四百文、由是増定京邑沽價(清和紀)	東西の津頭は難波津及大津也、思ふに貞觀六年富士山の噴火に次で同十六年まで諸國に噴火あり八九の兩年飢饉打續きて十一年には陸奥に大地震海嘯ありし始末なれば穀價の騰貴さこそ想ひやらる、東四京に始めて常平倉を置く
貞觀九年 (丁亥) (清和帝 紀元一五二七)		白米一升直、錢四十七文、一斛七貫二百文、黑米一升三十文、一斛四貫百文(三代實錄)	
貞觀十二年 (庚寅) (清和帝 紀元一五三〇)		二月是歲内外儉乏、人庶阻飢、畿内特甚、盜賊群起、是歲四月糶官米、米一升直新錢八文、來買者如雲(三代實錄)	銅錢、貞觀永寶を鑄一を以て舊錢十に當つ
寬平元年 (己酉) (宇多帝 紀元一五五〇)			銅錢寬平大寶を鑄一を以て舊錢十に當つ

延喜七年 (丁卯) (醍醐帝 紀元一五六七)	穀升別 寬平錢 三文	是歲正月常平所之穀升別寬平錢當三文(共桑略記)	銅錢延喜通寶を鑄一を以て舊錢十に當つ
延喜九年 (己巳) (醍醐帝 紀元一五六九)		是歲七月於東西之津、平商米之直(日本紀略)	全國の田積總反別は一百〇三萬五千三百五十六町三反也
延長元年 (癸未) (醍醐帝 紀元一五八三)	米一升 十七八文	是歲是より先、天慶二年以來米升別に錢十七八文、頻年飢饉によりて也(本朝世紀)	銅錢乾元大寶を鑄又鉛錢を鑄る爾後凡そ五百年間鑄錢の有無定かならず
天慶五年 (壬寅) (朱雀帝 紀元一六〇二)		京都穀價騰貴、民庶飢(日本紀略)	
天德二年 (戊午) (村上帝 紀元一六一八)			
長德年間 (一條帝、自紀元一六五五至一六五八)	米一石 一貫文	(日本商業史)	是歲十二月新制十一條を頒たれしも今傳はらず新制の量は古來の二升を一升とせるもの也(大日本農史)
長保元年 (己亥) (一條帝 紀元一六五九)			

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
長保四年 (壬寅) (一條帝) (紀元一六六二)	租穀一斗 五文	(造洛東寺年終帳)	一條帝以後後鳥羽帝の建久三年迄約二百年間此間藤原氏衰へて平氏起り平氏滅びて頼朝源氏に歸する間天災亦頻到せるを以て騰落の激甚想像せられざるに非ざれど今之を知るに由無し
治安元年 (辛酉) (後一條帝) (紀元一六八二)		自三秋七月至三八月霖雨後大風、天下一同飢饉、人民多餓死(年代記抄節) 春夏更に大疫あり	斗升の法は長保の例を據用すべき旨下知せられ斗方一尺六分、深三寸六分と定めらる是れ所謂宣旨斗と稱するものにして穀價の計算上注意すべきもの也
延久四年 (壬子) (後三條帝) (紀元一七三二)			

三 源平及鎌倉時代の米價 (自天承元年、紀元一七九一年、至延元元年、紀元一九九六年)

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
天承元年 (辛亥) (崇徳帝) (紀元一七九一)		是歲天下大飢(和漢合符)	一部國間の飢饉は擧ぐるに遑あらず依つて以後慶長時代迄は其大なるもの及特に米價の記載あるもののみを掲ぐ
長承三年 (壬子) (崇徳帝) (紀元一七九四)		是歲風水疫疾、天下飢饉、人多死(分類本朝年代記)	
保延二年 (丙辰) (崇徳帝) (紀元一七九六)		是歲春天下大飢、道殣相望、棄兒者多(大日本史)	
養和元年 (辛丑) (安徳帝) (紀元一八四一)		去年より諸國飢渴す(中略)路頭に飢死する者其の數を知らず、之を葬る者無ければ臭氣天に滿ち死骸の相を變ずる狀は目もあてられず(中略)又母死して臥せるをも知らずして幼き子の其の乳房を吸ひて伏せるもあり云々(方丈記)	
文治元年 (乙巳) (後鳥羽帝) (紀元一八四五)		是歲自春至夏大旱、自秋至冬風雨洪水諸國飢(源平盛衰記、大日本史)	

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
建久三年 (後鳥羽帝 壬子) (紀元一八五二)	米一石 錢一貫文	同年錢貨出舉云々錢直法一貫文別米一斛を以て正物とす(法曹主要抄)	當時の田租は所謂四公六民の制なりしも上田の如きは一段の獲穀一石五斗、租米七斗五升に至れり
建久四年 (後鳥羽帝 癸丑) (紀元一八五三)	米一石 一貫文	宣旨を以て米一石の價を一貫文とす(日本米食史) 此の時米一石一貫文に値る(鹽尻)	宋錢の通用を停止す是れ寛平、延喜、乾元等の舊錢次第に磨滅通用上宋錢との差異を生ぜしに依る
建仁三年 (土御門帝 癸亥) (紀元一八六三)	白米一斛 銀二匁	(物價沿革)	
寛喜二年 (後堀河帝 庚寅) (紀元一八九一)	米一石 一貫文	凡自去去年春至此全國人民餓死者及其三分二云(年代記抄節) 是歲夏天下大飢、死屍盈路、米一斛直一貫文(百續抄)	
仁治二年 (四條帝 辛丑) (紀元一九〇一)	米一石代 錢三百文	是歲二月二十九日、米一石代錢三百文(古文書寫)	
建長四年 (後深草帝 壬子) (紀元一九二二)	米升百錢	是歲飢饉錢百文に米一升(異本年代記) 鎌倉にても保々奉行に命じて酒壺三萬七千二百七十四口を封ず(東鑑)	建長元年五年及六年治價法を定む 建長五年鎌倉に於て利賣直法を定めたる中に第一款八東代五十文、據一駄、依代一文、據代五十文(東鑑)とあり

正元元年 (後深草帝 己未) (紀元一九一九)	百文の直 小升三升	是歲大飢、餓死者不知其數、百文直僅小升三升也(年代記抄節)	僧日蓮の記録に據れば當時の米田八十八萬五千五百六十町なり(日本財政史論)
文永三年 (龜山帝 丙寅) (紀元一九二六)	米一石 一貫文	(大山莊領家年貢注文帳)	二月の米價なり
正應元年 (伏見帝 戊子) (紀元一九四八)	米一石五斗九升八合 錢二貫百四十文	是歲安藝國新勅旨田年貢錢二貫百四十文の代米一石五斗九升八合(古文書寫)	度量權衡は此期に至り一定の制度無し帝の永仁年中東大寺大佛殿常燈新に用ふる升のみにも十一種ありしと
乾元元年 (後二條帝 壬寅) (紀元一九六二)	米九斗四升 錢一貫四十四文	是歲六月の年貢米也(右同)	當時の貸借の利子は月別大抵百文に付五文より八文也(日本商業史)
正和四年 (花園帝 乙卯) (紀元一九七五)	錢百文 米一斗五合	是歲十二月十三日の直也(右同)	
元享二年 (後醍醐帝 壬戌) (紀元一九八二)	粟(右米)一斗 錢三百文	夏大旱地を枯らして旬服の外百里の間、空しく赤土のみありて青苗なし餓孍野に滿ちて飢人地に儼る此年錢三百文を以て粟一斗を買ふ(太平記)	
正中元年 (後醍醐帝 甲子) (紀元一九八四)	米二斗一升 百五十文 米九升八合 八十文	(東寺百合文書)	十一月の米價也

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
元德元年 (己巳) (後醍醐帝 紀元一九八九)	概二斗 百五十文	(安東郡專當沙汰文)	
元德二年 (庚午) (後醍醐帝 紀元一九八九)	宣旨一斗 百文	(堂島舊記)	五月の米價也
建武二年 (乙亥) (後醍醐帝 紀元一九九五)	黄金百兩 米千二百石	(太平記、名和長年歸洛の條に見ゆ)	乾坤通寶を鑄併せて楮幣を發行す是れ本邦紙幣の嚆矢也
延元元年 (丙子) (後醍醐帝 紀元一九九六)	白米一斛 銀三文	(古今米價錄)	錢を疋さいふこ此時代より始まる即ち一貫文を百疋、百文を十疋、十文を一疋と稱す

四 南北朝及足利氏時代の米價 (自興國三年、紀元二〇〇〇年、至元龜三年、紀元二二三三年)

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
興國三年 (庚辰) (後村上帝 紀元二〇〇〇)	黑米四斗 七百六十文	(祇園執行日記所載)	北朝は光明帝の曆應三年也此時代の度量權衡も亦一定せず
正平十五年 (庚子) (後村上帝 紀元二〇二〇)	米三斗九升五合 二百十文 米二石八斗一升八合	是歲早魃飢饉、疾疫流行道殣相望(太平記)	北朝は後光嚴帝の貞治三年十二月也
正平十九年 (甲辰) (後村上帝 紀元二〇二四)	二貫文 米六石五斗二升八合 四貫五百半文	(本朝物價表所載)	北朝の貞治四年十一月のこと也
正平二十年 (乙巳) (後村上帝 紀元二〇二五)	米二石 二貫七十二文	(平野莊御年貢支配狀)	
正平廿二年 (丁未) (後村上帝 紀元二〇二七)	黑米三斗 四百九十文	(大卷所算用狀)	北朝の貞治六年二月に當る

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
建德二年 (長慶帝 辛亥) (紀元二〇三二)	黑米二斗 三百三十文	(祇園日記)	北朝後光嚴帝應安四年五月のこ も也 足利義滿酒戸壺別に二百文宛課 税す是れ酒税の始め也
文中元年 (長慶帝 壬子) (紀元二〇三三)	黑米二斗 三百八十文	(祇園日記)	北朝後光嚴帝應安五年七月のこ も也
元中元年 (後龜山帝 甲子) (紀元二〇四四)	黑米三斗 四百八十六文	(寶善提院文書)	北朝後小松帝至徳元年三月のこ も也
應永廿七年 (稱光帝 庚子) (紀元二〇八〇)	米一斗 錢	是歲天下大旱、琵琶湖涸三町、淀川可徒涉、 歲大飢、米斗直千錢(文正年代記)	
應永廿八年 (稱光帝 辛丑) (紀元二〇八一)		是歲旱魃疫癘飢饉、道殣相枕、日車載死尸、棄 之、棄之所又積成山(文正年代記)	
應永卅四年 (稱光帝 丁未) (紀元二〇八七)	十二月 米四斗一升一 合二勺 一貫四文	(植松莊算用狀)	當時に於ける足利氏も亦北條氏 の如く外國に錢貨を仰ぎて國用 を辨じたるのみならず更に永樂 錢鑄造の説あり當時より永高、 永勘定等の稱ある所以なり右の 結果錢は京畿の方にのみ集ま りし爲め錢を京畿と呼ぶに至 り、錢貨、度量衡等の不統一 甚だし

永享十年 (後花園帝 戊午) (紀元二〇九八)	十一月 米一石 八百五十文乃 九百文至	去年霖雨、天下五穀不登、是歲飢饉餓孳盈路 (文正年代記、日本野史)	若狹國の米價也
文安元年 (後花園帝 甲子) (紀元二一〇四)	十二月 米十六石四斗 四升五合 十七貫三百十文	(教令院年貢算用狀)	
長祿二年 (後花園帝 戊寅) (紀元二一一八)	十月 米五石五斗六 升九合二勺六撮 番賣百廿九文	(西院燈明方算用狀) 去年自冬至此春、飢饉、有咬其子者、自四月 月至六月、疫癘、死屍積成山(和漢合符)	寛正元年も天下飢饉也
寛正三年 (後花園帝 壬午) (紀元二一二三)	十二月 米一石 五百廿三文	六月、諸路より穀米多く京師に入る、其の値秋 より賤し云々(碧山日録)	
應仁二年 (後土御門帝 戊子) (紀元二一二八)	十二月 白米一石 銀六匁三分	(教令院文書) 御局はした衆の切米十二石此度賣拂可申由被仰 越承知いたし候此節は兵庫表の賣買白米一石に 付六匁三分下米五匁七八分の由賄役入黒田新左 衛門申候(秋齊閑語)	
文明三年 (後土御門帝 辛卯) (紀元二一三一)			

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
文明五年 (後土御門帝) (紀元二一三三)	米一升 百卅文	甲斐大飢、餓死無算、米一升直百卅文、粟七十文、大麥六十文也(妙法寺記)	文明四年も飢饉也
文明十年 (後土御門帝) (紀元二一三八)	四月 米三石四斗七升 一貫四百五十文	(教令院年貢算用狀)	
文明十年 (同) (戊戌)	十一月 米一石 一貫二百廿七文	(多門院日記)	南都に於ける値段也
文明十六年 (後土御門帝) (紀元二一四四)			金銀の兩目を定む、金銀共に四錢五分、四文半錢を以て一兩とするこ京都の大法なり
延徳二年 (後土御門帝) (紀元二一五〇)	米(一升?) 七十(文?)	是歲甲斐國大飢饉、米は七十、大豆は六十、粟は更に無し云々(妙法寺記)	當時朝鮮及明國との通商貿易盛んなるに伴ひ後花園帝の嘉吉以後(五十年前)朝鮮より毎年二萬石の米日輸入ありし由史に見
延徳三年 (後土御門帝) (紀元二一五一)	二月 米一石 一貫四百文	十一月には二斗四升二合五勺にて五百十四文也(大卷所算用狀)	

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
明應元年 (後土御門帝) (紀元二一五二)	二斗月 米二斗四升二合五勺 五百十四文	(大卷所算用狀)	
明應二年 (後土御門帝) (紀元二一五三)	米一石 五百四十三文	(守護方一獻料配當算用狀)	
明應八年 (後土御門帝) (紀元二一五九)	十一月 米九升 百十二文	是歲在々所々飢饉にて人多く死し(年代記抄節)米二貫八百文を限る(會津八幡長帳)是春甲斐米價の騰貴言ふべからず(妙法寺記)	
永正八年 (後柏原帝) (辛未) (紀元二一七二)	十一月 米一升 百文	(醍醐古文書) 大風雨三度十分の富貴三四分となる八月諸國大水穀稼損傷極めて多し(妙法寺記)	
永正九年 (後柏原帝) (壬申) (紀元二一七三)		是歲大饑至三六七月一人多死(日本災異誌)	
永正十六年 (後柏原帝) (癸卯) (紀元二一七九)	米一升 百文	去年七月十三日大風禾稼悉く損傷す八月廿六日大霜、是に於て秋稼直六十七文(申略)是歲春より夏に至りて諸國飢饉、人々餓死せり米直百文、粟八十文、大豆七十文、粃六十五文云々(妙法寺記)	永正十三年「利倍のために米錢を借る者利足四割五割にては餘り高利なるに依り買物は二割、實に非ざるは三割に貸すべし」の令あり
永正十七年 (後柏原帝) (庚辰) (紀元二一八〇)	二斗月 一石二斗六升 一貫九文	(廿一日評定帳)	

南北朝及足利氏時代の米價

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
大永元年 (辛巳) (後柏原帝 紀元二一八二)	二石二斗六升 一合 一貫九文	(松茸注文帳)	
大永二年 (壬午) (後柏原帝 紀元二一八三)	九斗五升 七斗五升 一貫文	(教令院年貢算用狀)	
大永三年 (癸未) (後柏原帝 紀元二一八四)	二石七斗六升 八合七勺六撮 一貫三百卅八文	(教令院年貢算用狀)	
大永四年 (甲申) (後柏原帝 紀元二一八五)	二石九升四合 九百文	(西院燈明方算用狀)	
享祿元年 (戊子) (後奈良帝 紀元二一八八)	四石四斗七升 二合 一貫五百四十五文	(右 同) 安齋隨筆には當年の米價を一升十五六錢と記せり	
享祿三年 (庚寅) (後奈良帝 紀元二一九〇)	二石四斗七升 二合 一貫三百卅七文		

天文九年 (庚子) (後奈良帝 紀元二二〇〇)	十二月 兵庫米一石 銀六匁三分 至五分	(室町日記) 是歲春飢饉、死者數十萬、都下棄尸者每日六十人、天下大疫死亡無算(殘太平記、日本野史)	南部に於ける米價也
天文十二年 (癸卯) (後奈良帝 紀元二二〇三)	二月 五斗 四百十二文	(多門院日記)	當時の全國田積は一百七十二萬七千八百六十六町四反也
天文廿二年 (癸丑) (後奈良帝 紀元二二一三)	米五斗 金一兩	弘治三年五月廿三日より八月九日迄天下大旱魃、今年金一兩を以て米五斗と交易す前代未聞のこと也(重編應仁記)	金貨の種類明ならず當時は開基勝寶の外、山城小判、河内小判等の外秤量貨幣あり量目品位區區にして比較困難也
弘治三年十二月 (同)	一貫石	(拜師勘定帳)	
永錄三年 (庚申) (正親町帝 紀元二二二〇)	三斗三升六合 百六十八文	米拂底にして一天萬乘の天皇すら飢渴に及ばれし由「國史寶錄」「世事百談」に見ゆ(日本米食史)	
永錄四年 (辛酉) (正親町帝 紀元二二二二)		(東寺佛事御捧物支配狀)	

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
永錄九年 (丙寅) (正親町帝 紀元二二二六)	粗四升 百文	永七(甲子)より作違ひ候て(中略)田岡悉にちがひ候て丙寅大小共かつる死、粗は四升づ、うり(くろこめ)をこめは八盃(うり候)五月よりなをり代は永り一貫に定候、同年田岡共に如何にも充分にいでき申候こくは一斗四升にかひ候寅年百に四升づつに候へども廿四盃、御さ、こめは下つさより來候てくろこめを百に八盃うり候(栗里先生雜著下卷)	上文は信濃守胤信の筆記を引用せるものにて常陸の米價也
永錄十年 (丁卯) (正親町帝 紀元二二二七)	七百文 六百文	二月の米價也、六月には一石八百廿七文(多門院日記) 作七分穀の直一斗八升づ、(栗里先生雜著下卷)	一斗八升は常陸の米價にして百文に對するもの也以下同じ
永錄十一年 (戊辰) (正親町帝 紀元二二二八)	穀一斗八升 百文	こく、あは、まめ其外何もおしとほし一斗八升、秋より二斗五升うり候(栗里先生雜著)	
永錄十二年 (己巳) (正親町帝 紀元二二二九)	六月 三石四斗二升 一貫七百十二文	(多門院日記) 春も穀二斗五升、秋二斗(栗里先生雜著)	
元龜元年 (庚午) (正親町帝 紀元二二三〇)	正月 七斗七升六合 五勺 三百廿六文	(教令院年貢算用狀) 穀一斗八升(栗里先生雜著)	尙元龜二年油五升代米六斗五升(多門院日記)と見ゆ

元龜二年 (辛未) (正親町帝 紀元二二三一)	穀一斗六升 百文	正月より穀一斗六升、五月より一斗二升、九月より一斗づ、うり候(栗里先生雜著)	
元龜三年 (壬申) (正親町帝 紀元二二三二)	正月 三石八斗 銀一枚	(多門院日記) 閏正月より穀八升づ、うり候、四月より六升、五月より五升づ、(栗里先生雜著)	
天正元年 (癸酉) (正親町帝 紀元二二三三)	粗一斗二升 百文	春は粗一斗二升、夏は一斗四升(栗里先生雜著)	

南北朝及足利氏時代の米價

五 織田豊臣氏時代の米價 (自天正二年、紀元二二三四年、至慶長七年、紀元二二六二年)

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
天正二年 (甲戌) (正親町帝 紀元二二三三)	十二月 三石八斗 銀一枚	(多門院日記) 正四まで、こく一斗八升、八月こく二斗うり(栗里先生雜著)	此時の度量衡にも一定のもの無し
天正三年 (乙亥) (正親町帝 紀元二二三四)	二月 二石五斗 一貫二百五十文	(多門院日記) 粗二斗づ、四五より一斗六升づ、(栗里先生雜著)	
天正四年 (丙子) (正親町帝 紀元二二三六)	十二月 三石三斗 銀一枚	(多門院日記) 粗一斗四升、五六七まで一斗二升づ、(栗里先生雜著)	
天正四年八月 (同)	二斗八升八合 一貫八百文	(三貨圖彙)	
天正五年 (丁丑) (正親町帝 紀元二二三七)	二月 二石七升 百文	二月よりこく七升づ、うり候、七月より、こくまめ一斗六升づ、(栗里先生雜著)	天正五年米一斗代鹽一斗六升 (多門院日記)
天正六年 (戊寅) (正親町帝 紀元二二三八)	穀一斗五升 百文	春夏こく一斗五升(栗里先生雜著)	

天正七年 (己卯) (正親町帝 紀元二二三九)	二月 三石三斗 銀一枚	(多門院日記) 秋中、こく二斗小麥二升づ、(栗里先生雜著)	
天正七年八月 (同)	三斗 銀錢一貫二百文	(三貨圖彙)	
天正八年 (庚辰) (正親町帝 紀元二二四〇)	一石八斗五升 七文	(多門院日記) こくのね春中一斗八升、秋粗二斗(栗里先生雜著)	
天正八年正月 (同)	三斗五升 銀錢一貫文	(同)	
天正八年十二月 (同)	廿八石五斗 金一枚	(同)	
天正九年 (辛巳) (正親町帝 紀元二二四一)	八月 八石五斗 金一枚	(多門院日記)	

織田豊臣氏時代の米價

天正年間山城國八幡郷の源右衛門といへる者大阪に出で、淀屋橋畔に居をトシ富數十萬を重れ、いろは四十七倉を建て店前に市を立て、米の賣買を行へり是れ大阪米市場の濫觴也

金銀を何枚と稱すること當時より始まる大判重さ四十四匁のもの一枚を十兩、小判四匁四分のもの一枚を一兩とせり、尙金價は銀價に十倍、又金一兩に就き永樂錢は一貫文、銀錢は四貫文、金五匁は七貫百五十文乃至二百文位なりし由

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
天正九年八月 (正親町帝 辛巳) (紀元二二四一)	一石一斗四升 銀七貫十三文	(三貨圖彙)	
天正九年十二月 (同)	廿六石 金一枚	(多門院日記)	
天正十年 (正親町帝 壬午) (紀元二二四二)	四月 五石二斗 銀一枚	(同)	
天正十年十月 (同)	一石六斗 三貫四百文	(同)	
天正十一年 (正親町帝 癸未) (紀元二二四三)	正月 一貫石	(梵舜記)	
天正十一年八月 (同)	三石五斗六升 七合 銀五十九匁	(三貨圖彙)	絹一匹代米三石六斗(多門院日記)

同年 同月 (同)	二石六斗 銀一枚	(同)	
同年 同月 (同)	三石一斗八升 七合 銀八貫七百八十二文	(同)	
天正十二年十二月 (同)	三石六斗 銀一枚	(多門院日記)	
天正十二年 (正親町帝 甲申) (紀元二二四四)	二十七石 金一枚	(梵舜記) 粗は一斗八升(粟里先生雜著)	
天正十二年六月 (同)	一石 八百廿二文	(多門院日記)	
天正十二年九月 (同)	一石 二貫七百十九文	(東地檢地注文帳)	
天正十三年 (正親町帝 乙酉) (紀元二二四五)	八斗五升 銀一貫文	四月の米價也、五月は卅三石三斗にて金一枚(多門院日記) 是歲大饑、疫行、餓孍相望、民茹草根(日本野史)	豐臣氏大に田地を調査し六公四民を標準として田租の改革を行ふ

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
天正十四年 (正親町帝 丙戌) (紀元二二四六)	十二月 二十八石 金一枚	(多門院日記)	斗升の法を定めて古升の使用を禁ず
天正十五年 (後陽成帝 丁亥) (紀元二二四七)	十一月 六十六石 金一枚	(同) 金一匁に付一石五斗、金五匁は七貫百五十文乃至二百文也	是歲秀吉銀銅錢を鑄る天正通寶是れ也
天正十六年 (後陽成帝 戊子) (紀元二二四八)	十一月 十石五斗 金十匁	同	此歲秀吉大判小判を鑄る
天正十七年 (後陽成帝 己丑) (紀元二二四九)	十一月 四十石 金一枚	(多門院日記) 是歲錢一貫文に七斗七升金一匁一分は錢一貫四百四十四文也	
天正十八年 (後陽成帝 庚寅) (紀元二二五〇)		(三貨圖彙) 銀一匁に付一斗三升四合也	秀吉京番(又は京升)の制を定む今の九合八勺六撮餘を容るゝもの是れ也
天正十九年 (後陽成帝 辛卯) (紀元二二五一)	八月 五石九斗三升 五合 銀四十四匁三分		

文錄元年 (壬辰) (後陽成帝 紀元二二五二)	八月 一斗一升五合 銀一貫百五文	同	秀吉銀銅錢文錄通寶を鑄、徳川氏も亦文錄年中駿河銀判、五兩銀判五兩金判等を鑄其後後藤光次をして武藏墨判小判金、駿河墨判小判金等を鑄造せしむ
文錄四年 (乙未) (後陽成帝 紀元二二五五)	四升 銀四匁	(稻荷村年貢狀)	慶長以後銀何匁と記せるは大版の米價と知るべし
慶長元年 (丙申) (後陽成帝 紀元二二五六)	米一石 銀九匁三分一厘	七月諸國地大震、畿内殊甚、迨冬尙不止(覺舜記、日本野史、米價史)	秀吉朝鮮征伐
慶長二年 (丁酉) (後陽成帝 紀元二二五七)	米一石 銀十匁五分二厘	是歲五月銀廿五匁に付、米二石三斗七升五合(三貨圖彙)	當時本邦の總石高は一千八百五十萬石也
慶長三年 (戊戌) (後陽成帝 紀元二二五八)	米一石 銀十匁四分	是歲八月銀六十二匁七分に付、米五石五升三合(右同)	
慶長四年 (己亥) (後陽成帝 紀元二二五九)	米一石 銀十匁	亦續草廬雜談を見れば古田兵部の米を賣て請取を書きしに十文目に一石替也との文にて是は慶長四年卯月十五日兵部判とあり(二話一言)	小判及一步判金を鑄る尙當時は甲州金加賀金の外切銀、竹流等行はれ切斷秤量の後用ひたるに因り爲替に切貨の名を殘せり度量權衡に至つては各所隨意の器を用ひて一定せず關ヶ原の戰
慶長五年 (庚子) (後陽成帝 紀元二二六〇)			

年次干支	米價	參考史實摘要	備考
慶長六年 (後陽成帝 辛丑) (紀元二二六一)	米一石 銀九匁四分一厘	是歲八月銀卅二匁に付、米三石四斗(三貨圖彙)	始めて銀座を置く家康織田豊臣二氏の例に倣ひ後藤四郎兵衛に命じて大判金を造らしめ又銀位を定めて丁銀豆板銀の通用を命ず、銀位は百分中銀八〇、銅二〇也 金一兩を銀六十目に當てしむ 尙同上様に上酒一斗二百十八文、下酒一斗三升二百廿七文、ミリン酒三升百九十五文あり
慶長七年 (後陽成帝 壬寅) (紀元二二六二)	米一石 銀二貫八文	南都般若寺の古牒に慶長七年三月十三日厨事下行米三石六斗(代七貫二百卅二文)とあり(柳菴雜筆)	

六 徳川氏時代の米價(其一慶長銀時代)(自慶長八年、紀元二二六三年) 至元祿七年、紀元二二五四年)

年次干支	米價(一石) 慶長銀	參考史實摘要	備考
慶長八年 (後陽成帝 癸卯) (紀元二二六三)			家康征夷大將軍 以下元祿七年迄の銀貨は慶長銀也貨率は百分中銀八〇、銅二〇にして明治卅年の貨幣法に據る現今のものに同じ
慶長九年 (後陽成帝 甲辰) (紀元二二六四)	錢 一六六五文	是歲八月錢二貫三百七文に付、米一石三斗八升五合(三貨圖彙)	米價關の米價は慶應迄大阪の米價也、但處々に江戸其他の分を挿入せり
慶長十年 (後陽成帝 乙巳) (紀元二二六五)	錢 一六六五文	是歲八月銀卅匁に付、米一石五斗(三貨圖彙)	慶長九年是時金一兩を以て永樂錢一貫文に換へ永樂錢一貫文を京錢四貫文に換へたり 慶長十年秀忠征夷大將軍
慶長十一年 (後陽成帝 丙午) (紀元二二六六)	二〇〇〇	是歲八月銀卅匁に付、米一石五斗(三貨圖彙)	銀座を置く 十二月慶長通寶を鑄る 金一兩を以て銀四十三匁に換ふ
慶長十二年 (後陽成帝 丁未) (紀元二二六七)	二〇七二	(米價史)	米價史所載の米價は淡路を中心として調査せるもの也

年次干支

米價(一石)
慶長銀

參考史實摘要

備考

慶長十三年

(後陽成帝 戊申)
(紀元二二六八)

二二・七三

是歲八月銀三百匁に付、米十三石二斗(三貨圖彙)

慶長十四年

(後陽成帝 己酉)
(紀元二二六九)

一九・二五

(米價史)

慶長十五年

(後陽成帝 庚戌)
(紀元二二七〇)

一七・五四

是歲十月銀百六十八匁二分に付、米九石五斗八升七合(三貨圖彙)

慶長十六年

(後陽成帝 辛亥)
(紀元二二七一)

一七・五四

(米價史)
中國西國及信濃上野陸奥凶年(日本災異誌)

慶長十七年

(後水尾帝 壬子)
(紀元二二七二)

一五・一四乃至
一四・九二

是歲四月銀九十二匁三分二厘に付、米六石九升五合一勺〇十二月銀二百匁に付、米十三石四斗(三貨圖彙)

慶長十八年

(後水尾帝 癸丑)
(紀元二二七三)

一五・〇三

(米價史)

七月金一兩永樂錢一貫文、金一兩京錢四貫文、金一兩銀五十目たるべしとの令あり
八月永樂錢の通用を禁ず

慶長十九年

(後水尾帝 甲寅)
(紀元二二七三)

一五・〇三

(米價史)

元和元年

(後水尾帝 乙卯)
(紀元二二七四)

二〇・〇〇

下總守様へ上納御年貢高一萬千八百八十三石餘は歩成八千九百四十六石四斗餘一石に付廿匁替の銀高百七十八貫九百廿八匁上納也(室島書記)
是歲四月銀七匁に付、米三斗五升、銀四匁三分五厘に付、布二反(三貨圖彙)

元和三年

(後水尾帝 丁巳)
(紀元二二七六)

二一・八〇

銀三匁四分三厘に付、米一斗八升八合六勺五撮(三貨圖彙)

元和四年

(後水尾帝 戊午)
(紀元二二七八)

一六・五文

是歲五月より雨らず禾稼枯損痘瘡及疾疫流行し人畜多く死す八月十五日全國大風にて稼穡を損じ人畜流亡餓斃に充満せり(續皇代年略記)
會津八幡長帳に曰、是歲春大小麥實らず因て夏米一升の直六十五文且秋に至りて米穀實らず(日本災異誌)

元和五年

(後水尾帝 己未)
(紀元二二七九)

一六・五文

元和六年

(後水尾帝 庚申)
(紀元二二八〇)

一六・五文

德川氏時代の米價(其一慶長銀時代)

此頃一斗代五文、宿賃三文也(日本米食史)
大坂冬の役
始めて淺草の米屋設けらる

銀銅錢元和通寶を鑄る
大坂三年貢米を銀納にして一石代銀十六匁と定む、公用人足一人の賃銀二匁宛被下、白米にて一升七八合(德川實記)

年次干支	米價(石) 慶長銀	參考史實摘要	備考
元和七年 (後水尾帝 辛酉) (紀元二二八二)	二六・二三	(米相場考)	
元和八年 (後水尾帝 壬戌) (紀元二二八三)	二六・二七	(同)	家光征夷大將軍
元和九年 (後水尾帝 癸亥) (紀元二二八四)	二六・六七	(三貨圖彙)	寛永の始、量法を改めて方四寸九分、深二寸七分とす然れども江戸升に尙不同ありしかば寛文九年に至り町年寄權屋藤右衛門に命じて新升を頒たしむ(日本商業史)
寛永二年 (後水尾帝 乙丑) (紀元二二八五)	一六・〇〇乃至二二・八〇	(同)	同年將軍入朝に依り宿賃のこまを令して曰く諸驛の宿賃は人は四文、馬は八文、自己の薪を用ふるものは其半とす(徳川實記)
寛永三年 (後水尾帝 丙寅) (紀元二二八六)	二〇・〇〇乃至二二・六〇	是歲四月より八月迄大旱、米價一石廿匁より廿三匁六分に至る(三貨圖彙)	

寛永四年 (後水尾帝 丁卯) (紀元二二八七)	二一・八	(米價史)	
寛永五年 (後水尾帝 戊辰) (紀元二二八八)	二二・〇乃至二五・〇	(三貨圖彙)	
寛永六年 (後水尾帝 己巳) (紀元二二八九)	二二・五	(米價史)	
寛永七年 (後水尾帝 庚午) (紀元二二九〇)	二二・七乃至八	(三貨圖彙)	
寛永八年 (明正帝 辛未) (紀元二二九一)	二二・〇乃至二五・〇	(三貨圖彙)	
寛永九年 (明正帝 壬申) (紀元二二九二)	二四・五	(米價史) 仙臺米初めて江戸に廻送せらる兩に七石四斗也 (米穀投機論)	
寛永十年 (明正帝 癸酉) (紀元二二九三)	二八・七乃至三〇・〇	(三貨圖彙) 夜譚隨筆には米價漸々騰貴三十乃至四十匁に至るとあり	

徳川氏時代の米價(其一慶長銀時代)

年次干支 米價(一石) 慶長銀

參考史實摘要

備考

寛永十一年 (甲戌)

三五・三

(米相場考)

寛永十二年 (乙亥)

三七・〇乃至 四〇・〇

(三貨圖彙)

寛永十三年 (丙子)

四三・〇乃至 五〇・〇

(三貨圖彙)

寛永十四年 (丁丑)

五〇・〇乃至 六〇・〇

(同)

寛永十五年 (戊寅)

五〇・〇乃至 六〇・〇

西國大名米を圍ひ出さず因て上國米穀乏し(三貨圖彙)

寛永十六年 (己卯)

三二・〇乃至 三五・〇

(三貨圖彙)

寛永十七年 (庚辰)

三〇・〇乃至 三六・〇

(三貨圖彙)

寛永十八年 (辛巳)

四八・五

是歲飢、諸國牛馬多死(日本災異誌)

寛永十九年 (壬午)

五四・〇乃至 八〇・〇

(三貨圖彙)

寛永二十年 (癸未)

三〇・〇乃至 四五・〇

是歲米一石五十四匁より六十目前後に至る(三貨圖彙)

正保元年 (甲申)

三〇・〇乃至 三一・二・〇

是歲秋不登人多死(日本災異誌)

正保二年 (乙酉)

三〇・〇

(同)

後光明帝 (紀元二二九四)

後光明帝 (紀元二二九五)

寛永通寶を鑄、四貫文を以て金一兩に換ふ、後世品買租悪となりし爲め元禄の末年には五貫文、弘化嘉永頃は六貫五百文、慶應に入りては九貫文を以て金一兩に換ふるに至れり
是歳島原の亂

大旱

此頃一百姓たる者は宜しく常に雜穀を食むべし溢りに米を食むべからず等の制令前後數回あり
寛永廿年永遠に土地の賣買を禁ず

年次干支	米價(石) 慶長銀	參考史實摘要	備考
正保三年 (後光明帝 紀元二三〇六) (丙戌)	二六・〇乃至 二八・〇	(三貨圖彙)	
正保四年 (後光明帝 紀元二三〇七) (丁亥)	二四・〇乃至 三六・〇	(同)	
慶安元年 (後光明帝 紀元二三〇八) (戊子)	二六・〇乃至 三〇・〇	(三貨圖彙)	
慶安二年 (後光明帝 紀元二三〇九) (己丑)	二八・五乃至 三〇・〇前後	(同)	
慶安三年 (後光明帝 紀元二三一〇) (庚寅)	三八・〇乃至 四〇・〇 古米二七・〇	(同)	
慶安四年 (後光明帝 紀元二三一一) (辛卯)	三〇・〇乃至 三七・〇	是歲米價一石銀卅目より卅六七匁に至る(三貨圖彙) 勢州の人の覺書に勢州にて金十兩に米四十二三俵(四斗入)(二話一言)	家綱征夷大將軍 正雪反す

承應元年 (後光明帝 紀元二三一二) (壬辰)	三三・〇	(三貨圖彙) 夏張紙十八兩、冬廿三兩(米價秘用曆) 春百俵に付十八兩、一俵に付十匁八分、一升に付三分八厘、錢一兩に付五貫相場一升代廿五文也(吹塵錄)	張紙とは切米(旗本家人の俵錄にして原米を以て支給せらるゝもの)に對する幕府の公示値段にして百俵(一俵三斗五升入)の價也
承應二年 (後光明帝 紀元二三一三) (癸巳)	三三・〇	(三貨圖彙) 勢州にて是春金十兩に米四十俵秋四十六七俵(二話一言) 夏冬張紙廿一兩(米價秘用曆)	前年洪水米穀不熟
承應三年 (後光明帝 紀元二三一四) (甲午)	三六・〇乃至 四三・〇	(三貨圖彙) 勢州にて是秋金十兩に米卅八九俵冬四十三俵(二話一言) 夏冬張紙廿四兩(米價秘用曆)	
明暦元年 (後西院帝 紀元二三一五) (乙未)	三八・〇乃至 四〇・〇	夏張紙廿二兩、冬廿四兩(米價秘用曆)	一駄の荷物重さ四貫目江戸より品川迄四十八文荷物無くして乗る者は卅一文、但人足賃は馬の半價(武家殿制錄)
明暦二年 (後西院帝 紀元二三一六) (丙申)	四一・〇	(米價史) 夏張紙廿四兩、冬廿三兩(米價秘用曆)	此頃も食事は朝夕二回也(日本米食史)

年次干支	米價(石) 慶長銀	參考史實摘要	備考
明曆三年 (丁酉) <small>(後西院帝 紀元二三二七)</small>	二九・〇乃至 四〇・〇	是歲米一石價銀廿九匁より四十匁(三貨圖彙) 正月廿一日江戸大火にて米價騰貴す因て令すらく府下米價は金一兩に七斗より高く賣るべからず(徳川實記)	米曆は「米價秘用曆」の略也、以下同じ
萬治元年 (戊戌) <small>(後西院帝 紀元二三一八)</small>	四八・〇乃至 五三・〇	同月廿四日幕府八町堀に於て金一兩に八斗を以て糶せしむ(同)	是歲十月の隱示に曰く宿買は穀代共一人十六文とし馬子は八十文とすべし(武家殿制録)
萬治二年 (己亥) <small>(後西院帝 紀元二三一九)</small>	五四・〇乃至 五五・六・〇	是歲十二月、米納は金一兩に米一石五斗と定め金は後藤包にして各所の官庫に收むべし銀の價は一匁に錢六十六文たるべし云々(徳川實記)	
萬治三年 (庚子) <small>(後西院帝 紀元二三二〇)</small>	六九・五乃至 七〇・〇以上	夏張紙卅四兩、冬卅二兩(米曆)	
寬文元年 (辛丑) <small>(後西院帝 紀元二三二一)</small>	五一・二・〇	(三貨圖彙) 張紙五十三兩(米曆)	

今年は五十年以來稀なる豊作なり然るに昨年の不熟により米價低下せず(三貨圖彙)

寬文二年 (壬寅) <small>(後西院帝 紀元二三二二)</small>	四〇・〇乃至 四五・六・〇	(同) 夏冬共張紙廿三兩(米曆)	六月諸國地大震、京都近江殊甚、民屋倒壊民衆壓死無算
寬文三年 (癸卯) <small>(元帝 紀元二三二三)</small>	五四・〇乃至 五六・〇	(三貨圖彙) 米賣買の受渡卅日を過ぐる時は曲事たるべしと令し置きたれど米高直にて市人困苦するに依り以後は日數を十日と定むべし手形の賣買並米市を立つることは前矩の通り堅く之を禁ず(米商舊記)	「二た目と見られぬ雜穀飯子供が嫌ふに我が折れた、いつか此米ヤスなりて子供に氣儘にモリ食はシヨ」と以て米價漸く騰貴の傾向を見るべし
寬文四年 (甲辰) <small>(元帝 紀元二三二四)</small>	五一・五	(米價史) 夏張紙卅五兩、冬卅兩(米曆)	寬文年中、越前守相徳川忠昌一時救急の目的を以て藩札を發行す是れ藩札の始也諸藩之に倣ひて藩札の發行俄に増加し寶永四年之を停止せしも享保十五年又之を許し天保年間に至つて其發行益々増加せり
寬文五年 (乙巳) <small>(元帝 紀元二三二五)</small>	五〇・七五	(米價史) 夏冬共張紙卅五兩(米曆)	八月諸國洪水
寬文六年 (丙午) <small>(元帝 紀元二三二六)</small>	五四・七五	(米價史) 冬北海道飢饉(日本災異誌) 夏張紙卅五兩、冬卅九兩(米曆)	

年次干支	米價(一石) 慶長銀	參考史實摘要	備考
寛文七年 (丁未) <small>(靈元帝 紀元二二二七)</small>	五三・〇乃至 五五・〇	但今年米穀豊ならず(三貨圖彙) 夏張紙卅五兩、冬卅七兩(米曆)	
寛文八年 (戊申) <small>(靈元帝 紀元二二二八)</small>	四九・〇乃至 五四・五・〇	但今年諸國大旱民力勞瘁す(三貨圖彙) 幕府酒造用の米を制限し帳外れの酒の商賣を禁ず(吹塵録) 夏冬共張紙四十兩(米曆)	町年寄榊屋藤右衛門をして新升を頒たしむ
寛文九年 (己酉) <small>(靈元帝 紀元二二二九)</small>	六〇・〇乃至 六四・〇	但連年諸國米穀不熟且去年の大旱にて民力勞瘁す米一石の値六十目より六十四匁に至り飢民多し(三貨圖彙) 夏冬共張紙四十二兩(米曆)	
寛文十年 (庚戌) <small>(靈元帝 紀元二二三〇)</small>	五五・六・〇乃至 五八・九・〇	米不足何にても米を費さざる様との制令出で新酒造、辻賣、振り賣の酒一切を禁せり(采非録(日本農史)) 夏張紙四十三兩、冬卅五兩(米曆)	河村瑞賢のため北運開け奥羽米多く江戸に来る
寛文十一年 (辛亥) <small>(靈元帝 紀元二二三一)</small>	四四・〇乃至 五〇・〇	(三貨圖彙) 夏張紙卅六兩、冬卅二兩(米曆)	

寛文十二年 (壬子) <small>(靈元帝 紀元二二三二)</small>	四七・〇乃至 四九・〇	(三貨圖彙) 夏張紙卅兩、冬卅二兩(米曆)	越後米始めて江戸に運送せらる
延寶元年 (癸丑) <small>(靈元帝 紀元二二三三)</small>	五五・〇乃至 五六・〇	(三貨圖彙) 夏張紙卅五兩、冬卅三兩(米曆)	
延寶二年 (甲寅) <small>(靈元帝 紀元二二三四)</small>	七四・〇乃至 七五・〇	是歳米一石價銀七十四五匁但今年諸國洪水米穀不熟前代未聞の騰貴也餓學野に充つ(三貨圖彙) 夏張紙卅八兩、冬四十一兩(米曆)	
延寶三年 (乙卯) <small>(靈元帝 紀元二二三五)</small>	六二・〇乃至 六五・〇	是春諸國大飢餓學野に盈つ三月より五月に至る迄北野の松原四條の河原に於て粥及米錢を施行せり(泰平年表) 幕府にても江戸柳原に場を設け同じく粥を施し又本年寒造の酒は去年の石數の如くすべしと制限す(大日本農史) 冬張紙卅七兩(米曆) 春百俵に付七十八兩、一俵に付銀四十六匁二分、一升代銀一匁三分八厘云々(吹塵録)	切米本年より三期渡りとなる、春夏は皆米也
延寶四年 (丙辰) <small>(靈元帝 紀元二二三六)</small>	五七・〇乃至 六〇・〇	(米相場考) 夏張紙卅九兩、冬卅二兩(米曆)	諸國洪水 春の切米は皆米なりし由以下記載無きもの皆同じ

年次干支	米價(一石)慶長銀	參考史實摘要	備考
延寶五年 (丁巳) (靈元帝 紀元二二三七)	三七・〇乃至 四七・〇	(二貨圖彙) 夏張紙卅二兩、冬卅兩(米曆)	四國九州洪水
延寶六年 (戊午) (靈元帝 紀元二二三八)	四四・〇乃至 四六・〇	(二貨圖彙) 夏張紙廿五兩、冬廿六兩(米曆)	
延寶七年 (己未) (靈元帝 紀元二二三九)	五三・〇乃至 五五・六・〇	(三貨圖彙) 夏張紙廿七兩、冬卅二兩(米曆) 肥前對馬領洪水飢饉(日本災異誌)	
延寶八年 (庚申) (靈元帝 紀元二二四〇)	六七・〇乃至 七〇・〇	是歲東海道諸國大風雨洪水にて米穀實らず關東より五畿内に及ぶ迄飢民多く路上に倒るゝ者數を知らず(米商舊記) 本年寒造の酒は去年の半數とし來年二月より賣るべし(牧民金鑑) 夏張紙卅五兩、冬四十四兩江戸の町米は六十七兩餘(米曆)	
天和元年 (辛酉) (靈元帝 紀元二二四一)	七五・〇乃至 七八・九・〇	夏張紙五十兩、冬五十六兩(米曆) 是歲飢饉(日本災異誌) 酒造米の石高を書上げ焼印の桶の外酒造を禁ず(日本米食史)	綱吉征夷大將軍

天和二年 (壬戌) (靈元帝 紀元二二四二)	米百俵に付 二貫五八〇匁	三都藏平均の米價なり(米相場考) 駄賃を定め更に諸色の買占を禁ず(武家嚴制錄) 是歲春京師飢饉、餓卒充斥路(續皇年代略記) 夏張紙四十三兩、冬卅四兩(米曆)	
天和三年 (癸亥) (靈元帝 紀元二二四三)	米百俵に付 一貫五〇〇匁	三都藏平均の米價なり(米相場考) 夏張紙廿五兩、冬廿四兩(米曆)	
貞享元年 (甲子) (靈元帝 紀元二二四四)	四〇・〇	肥後米一石銀四十目(米商舊記) 夏冬共張紙廿五兩(米曆)	
貞享二年 (乙丑) (靈元帝 紀元二二四五)	百俵に付 一貫五〇〇匁	三都米平均の價なり(米相場考) 夏張紙廿八兩、冬廿九兩(米曆)	
貞享三年 (丙寅) (東山帝 紀元二二四六)	百俵に付 一貫六八〇匁	三都藏平均の價なり(米相場考) 夏張紙廿八兩、冬廿九兩(米曆)	
貞享四年 (丁卯) (東山帝 紀元二二四七)	百俵に付 一貫八六〇匁	三都藏平均價なり(米相場考) 夏張紙卅一兩、冬卅三兩(米曆)	

徳川氏銳意租法の改正に努力し本年に至りて完成、引續き慶應に及び五公五民の租法に據り石盛り(坪刈り也)の輕重に従ひ五合摺の割合を以て租米を徵收せる也

年次干支	米價(一石) 慶長銀	參考史實摘要	備考
元錄元年 (東山帝 戊辰) (紀元二三四八)	百俵に付 三貫目	三都藏平均價なり(米相場考) 夏張紙廿七兩、冬廿八兩(米曆)	此頃の食事は武士は朝夕二回、 職人は三度となれり(日本米食 史) 大阪諸藩邸藏米賣買は元禄年間 に創まり幕府の末年に廢絶す
元錄二年 (東山帝 己巳) (紀元二三四九)	百俵に付 一貫六二〇匁	右 同(米相場考) 夏冬共張紙廿七兩(米曆)	
元錄三年 (東山帝 庚午) (紀元二三五〇)	百俵に付 一貫四四〇匁	(米相場考) 夏張紙卅兩、冬廿九兩(米曆)	
元錄四年 (東山帝 辛未) (紀元二三五一)	四一〇乃至 五三三	(米商舊記) 夏張紙廿四兩、冬廿三兩(米曆)	
元錄五年 (東山帝 壬申) (紀元二三五二)	百俵に付 一貫四四〇匁	(米相場考) 夏張紙廿四兩、冬卅兩(米曆)	
元錄六年 (東山帝 癸酉) (紀元二三五三)	五二〇乃至 五三三	(米商舊記) 夏張紙廿七兩、冬廿六兩(米曆)	

元錄七年 (東山帝 甲戌) (紀元二三五四)	六五〇乃至 六九三	(米商舊記) 夏張紙廿六兩、冬卅兩(米曆)	慶長六年より本年迄銀何匁とあ るは慶長銀也
------------------------------	--------------	--------------------------	--------------------------

七 徳川氏時代の米價 其二 元祿銀、享保銀時代 (自元祿八年、紀元二三三五年、至元文元年、紀元二三九六年)

年次干支	米價(一石)	參考史實摘要	備考
元祿八年 (乙亥) (東山帝 紀元二三三五)	肥後米元祿銀 七〇・〇乃至 八〇・〇	(米商舊記) 是歲陸奥弘前飢饉(天明年度凶饑日記) 夏冬共張紙值段廿八兩(米價秘用曆)	是歲慶長銀を改鑄して大判、小判、一歩判金、丁銀、豆板銀を鑄大に其品質を劣悪にせり所謂元字金銀是れ也從つて爾後米價の變動常無きを見るべし元祿銀の貨率は百分中銀六四、銅三六、金銀貨の交換割合は金一兩に銀六十目と定められたる時代に依り各不同あり
元祿九年 (丙子) (東山帝 紀元二三五六)	肥後米元祿銀 一〇五・〇	但連年諸國米穀不熟(米商舊記) 夏張紙卅七兩、冬卅六兩(米曆)	二朱判金を鑄る庶民新貨の粗悪なるを知り舊貨を寶藏せるを以て新貨との交換を嚴命し且舊貨の流通を停む 慶長元和當時より大阪に米市を立て來れる淀屋闕所となる
元祿十年 (丁丑) (東山帝 紀元二三五七)	元祿銀 九〇・〇	(米價史) 米拂底に付諸國酒造持株高三分の一造り被仰付 夏張紙四十二兩、冬卅二兩(米曆)	新舊貨幣交換の令を下すこと前後五回に及ぶ堂島新地開發のため米市を移して寶買を始む

元祿十一年 (戊寅) (東山帝 紀元二三五八)	元祿銀 一〇五・〇	(米價史) 夏冬共張紙四十一兩(米曆)	琉球より甘薯傳來
元祿十二年 (己卯) (東山帝 紀元二三五九)	百俵 二六四〇・〇	三都藏平均の價也(米相場考) 大倉の米百苞(卅五石)を金五十兩に定めらる即金一兩には七斗也(經濟錄) 夏冬共張紙四十四兩(米曆)	經濟錄と米價秘用曆の値段不合尙考ふべし
元祿十三年 (庚辰) (東山帝 紀元二三六〇)	百俵 三〇〇〇・〇	(米相場考) 米六斗の直小判一兩、米一石の直、銀にして五十六匁七分以上(物價沿革) 日本米食史) 春張紙四十兩、夏五十兩、冬四十二兩(米曆)	官の出納を金一兩に六十錢換と定む依つて總て之に准じて寶買すべしとの令あり
元祿十四年 (辛巳) (東山帝 紀元二三六一)	肥後米元祿銀 八〇・〇乃至 九三・〇	(米商舊記) 十二月東國大飢、江戶市中餓斃路に横はる幕府本所に於て粥及衣被を施す(大日本農史) 夏張紙四十五兩、冬四十八兩(米曆) 夏百俵に付金八十四兩、一俵に付銀五十四匁、一升代一匁四分三厘、錢二百十八文也(吹塵錄)	近年は米拂底なれば婚禮又は格別なる祝儀の外客米あるも酒を出すこと停止たるべし然る上は祝儀の祝納にも禮代を用ふべきもの也(十四年御觸書) 吹塵錄所載の米價は小賣直段なるべきか尙考ふべし
元祿十五年 (壬午) (東山帝 紀元二三六二)	筑前米元祿銀 一〇〇・〇乃至 一一〇・〇	(米商舊記) 是歲松前大飢(北海道誌) 五分の一造酒すべし少しにても田畠を所持する者は酒を造るべからず(牧民金鑑) 夏張紙四十八兩、冬四十二兩(米曆)	當時の全國田積は二百七十九萬六千五百四十三町二反也(世界統計年鑑)

徳川氏時代の米價 其二 元祿銀、享保銀、時代

年次干支	米價(一石)	參考史實摘要	備考
元祿十六年 (癸未) (東山帝 紀元二三六三)	肥後米元祿銀 九二・〇乃至 九三・〇	關東大地震八州の米穀登らず(米商舊記) 夏冬共張紙四十八兩(米曆)	元祿中全國の石高を検するに二千五百七十八萬六千八百九十石を得たり(國史眼)但し對馬を除きて斯の如し
寶永元年 (甲申) (東山帝 紀元二三六四)	元祿銀 五〇・〇	(米價史) 本年は凶荒なれば造酒米高は先例を守るべし (牧民金鑑) 夏張紙四十三兩、冬四十四兩(米曆)	米價史の米價は淡路を中心とせるもの也
寶永二年 (乙酉) (東山帝 紀元二三六五)	肥後米元祿銀 九〇・〇	(米相場考) 夏張紙卅五兩、冬卅六兩(米曆)	元祿十五年銀貨は金一兩に付五十八錢、錢貨は三貫九百文より貴くするを許さずとの違あり
寶永三年 (丙戌) (東山帝 紀元二三六六)	元祿銀 五〇・〇	(米價史) 夏張紙卅五兩、冬四十二兩(米曆) 物價騰貴のため七所の豆腐屋を検して之を禁錮す蓋し去る甲申の歳豆八斗五升に金一兩なり今一石二斗なるに暴利を貪りしを以て也(貨幣史參考)	財政の窮乏に驅られて丁銀、豆板銀を鑄る寶字銀是れ也元祿銀よりも品質劣等にして百分中銀五〇、銅五〇也
寶永四年 (丁亥) (東山帝 紀元二三六七)	肥後米寶字銀 一一〇・〇乃至 一五〇・〇	慶長銀にては七十五匁より九十三匁、元祿銀にては九十三匁より百十七匁(米商舊記) 夏張紙卅五兩、冬卅八兩(米曆)	寛文以來行はれたる藩札を停むるの令出づ藩札の種類千六百九十四、總額一億圓に達せり富七山噴火田地の荒廢多し

寶永五年 (戊子) (東山帝 紀元二三六八)	肥後米寶字銀 七〇・〇乃至 八〇・〇	筑前米寶字銀にて六十八匁より七十目(米商舊記) 夏張紙四十二兩、冬卅七兩(米曆)	寶永通寶を鑄、一を以て他錢の十に當てしむ 貨幣流通額 二〇、四〇〇・〇一七兩
寶永六年 (己丑) (東山帝 紀元二三六九)	肥後米寶字銀 六〇・〇乃至 七〇・〇	筑前米寶字銀にて六十七匁(米商舊記) 物價沿革に昨年九月より米一石の直、銀三十三匁(日本米食史) 夏張紙卅七兩、冬卅三兩(米曆)	家宣征夷大將軍 米價秘曆には寶字銀の通用を七年よりせり
寶永七年 (庚寅) (中御門帝 紀元二三七〇)	肥後米寶字銀 六七・〇乃至 八六・〇	慶長銀にて四十一匁より五十八匁五分、元祿銀にて五十二匁三分より六十七匁一分(米商舊記) 是歲大旱大飢(日本災異誌) 夏張紙卅八兩、冬卅二兩(米曆)	幕府元祿金の粗惡に懲りて小判及一步判金を改鑄す乾字小判是れ也然るに勘定奉行萩原某擅に銀貨をも改鑄せり永字銀(百分中銀四〇、銅六〇)、三寶銀(銀三二、銅六八)也
正徳元年 (辛卯) (中御門帝 紀元二三七一)	肥後米寶字銀 六八・〇乃至 七三・〇	慶長銀にて四十二匁、元祿銀にて五十八匁(米商舊記) 夏張紙卅四兩、冬卅七兩(米曆)	錢貨は金一兩に四貫文、一分に一貫文と定めらる 幕府勘定奉行萩原某更に四寶銀を鑄る百分中銀一二、銅八八也
正徳二年 (壬辰) (中御門帝 紀元二三七二)	肥後米寶字銀 八一・五乃至 八六・一	慶長銀にて五十一匁、前後、元祿銀にて六十三匁以上(米商舊記) 是歲凶年、夏張紙四十二兩、冬五十四兩(米曆)	正徳享保の頃江戸の三谷某以下藏米買法の法を立て米座御用爲換御用會所を立つ是れ轉て帳合米の權輿也 是歲元字金の通用を停む

徳川氏時代の米價(其二寶字銀時代)

年次干支	米價(一石)	參考史實摘要	備考
正徳三年 (癸巳) (中御門帝 紀元二三七二)	肥後米寶字銀 一一五・〇	慶長銀にて九十六匁餘、元祿銀にて百廿一匁餘 (米商舊記) 關東奥羽飢饉夏冬共張紙五十二兩、江戸町米は 夏七十兩餘也(米曆)	家繼征夷大將軍 新貨改鑄の豫告あるや寶藏貨幣 急に市場に出て物價一割方騰貴 す、貨幣流通額二千五百廿七萬 二千九百四十三兩也
正徳四年 (甲午) (中御門帝 紀元二三七四)	慶長銀正徳銀 一〇〇・九	寶字銀にて百五十五匁二分、元祿銀にて百廿六 匁一分(米商舊記) 是歲諸國飢饉(武江年表) 造酒米は諸國皆元祿十五年定制の十分の一に限 るべし(牧民金鑑)	小判金、一步判金、丁銀豆板銀 を改鑄す所謂新金銀是れ也品位 重量共慶長の古制に異らず是に 於て物價下落す
正徳五年 (乙未) (中御門帝 紀元二三七五)	肥後米 慶長銀正徳銀 七五・〇 乃至七六・〇	元祿銀にて九十三匁三分、寶字銀にて百十五 匁三四分(米商舊記) 米穀日々に高く新麥金一兩を以て僅に三斗餘を 買ふ民の苦しみいと多し(鹽尻) 夏張紙八十五兩、冬六十兩、町米百兩より百廿 兩(米曆)	吉宗征夷大將軍 正徳四年の改鑄に次ぎ更に金銀 貨を改鑄して幣制を整理す
享保元年 (丙申) (中御門帝 紀元二三七六)	元祿銀 六七・〇	(米價史) 夏張紙六十二兩、冬六十七兩(米曆)	

享保二年 (丁酉) (中御門帝 紀元二三七七)	肥後米 慶長銀享保銀 七〇・〇	元祿銀にて九十目前後也本年は豊作なれども前 年の凶作によりて高し(日本貨幣史参考) 夏張紙七十九兩、冬七十三兩(米曆)	享保元年より元文元年に至る廿 一年間の貨幣流通高は金九、〇 三八、一九六兩、銀三三三、〇二 五貫也
享保三年 (戊戌) (中御門帝 紀元二三七八)	肥後米享保銀 三三・〇	元祿銀にて四十一匁二分五厘、寶字銀にて五十 二匁八分(米商舊記) 春張紙八十一兩、夏七十八兩、冬七十二兩(米曆)	米價秘曆には本年より新金通用 さあり、尙切米は本年より三期 渡りさなれり
享保四年 (己亥) (中御門帝 紀元二三七九)	肥後米享保銀 四二・二	元祿銀にて五十一匁五分、寶字銀にて六十五匁 九分(米商舊記) 春張紙卅九兩、夏卅七匁、冬卅三兩(米曆)	
享保五年 (庚子) (中御門帝 紀元二三八〇)	肥後米享保銀 六八・二	六七月頃の價也、冬に至りて五十三匁八分(米商 舊記) 春夏張紙卅兩、冬四十一兩(米曆)	大日本租稅史には享保時代の全 國水田反別は百六十三萬八千三 百五十六町八反さあり世界年鑑 所載元祿十五年の分さば著しき 差異あり尙考ふべし
享保六年 (辛丑) (中御門帝 紀元二三八一)	肥後米享保銀 七〇・〇 乃至八〇・〇	比年米穀不登、是歲春飢饉(續皇年代略記) 春張紙卅九兩、夏四十一兩、冬四十六兩(米曆) 米價騰貴の原因を以て大阪市場に於ける不正取 引に在りとし當時の大阪町奉行北條安房守仲買 六七名を逮捕審問す(日本商業史)	

年次干支	米價(一石)	參考史實摘要	備考
享保七年 (壬寅) (中御門帝 紀元二三八二)	百俵 三二八〇〇	三都平均の價也(米相場考) 是歲飢饉(續皇年代略記) 享保七年夏大倉の米百苞を五十六兩に糶せり乾字金百廿兩に當る今の金一兩に付六斗二升五合の割合にて元祿以來の高値也(經濟錄) 米仲買人三四名闕所、千石以上の延取引禁止せらる(日本貨幣史參考) 春張紙五十三兩、夏四十九兩、冬卅三兩(米曆)	此頃慶長銀享保銀八百目を元祿銀一貫目に當て他の銀貨も自ら其比較を手記して賣買に便せり(貨幣史參考)
享保八年 (癸卯) (中御門帝 紀元二三八三)	肥後米享保銀 四一〇〇 乃至四二〇〇	享保七年の秋より頓に賤しくなり六七年の間に愈々賤しくなりて終には貴かりし時の五分の二に下落し士大夫を始め農民共に大に窮迫を告ぐるに至る(經濟錄) 春張紙卅一兩、夏廿六兩、冬廿七兩(米曆)	本年の人口は二千六百六萬五千四百廿二人也
享保九年 (甲辰) (中御門帝 紀元二三八四)	廣島米享保銀 四三〇〇	京大阪へ達し候趣其地に於て不實の米商賣の儀、米下直に候節細に吟味致さず候て可然候(中略)今以て米下直に付諸人却て難儀致候由にて不實商の義愈々吟味強く無之様心得云々(徳川實記) 是歲二月米價に連れて諸色の價をも減すべき事を合す(牧民金鑑) 春夏冬共張紙廿五兩(米曆)	年末大阪藏米在高卅七萬二千俵

享保十年 (乙巳) (中御門帝 紀元二三八五)	廣島米享保銀 正月 四四・五 十二 五〇・三	春夏張紙廿六兩、冬廿七兩(米曆)	元祿大列を改鑄す
享保十一年 (丙午) (中御門帝 紀元二三八六)	廣島米享保銀 正月 五一・五 十二 四五・二	近年米價低下に付諸物價も之に準じて低價にすべし(徳川實記) 春夏張紙卅二兩、冬廿八兩(米曆)	上欄米價欄の米價は米商舊記及米相場考の所載也、以下特に書名の記載無きもの同斷 本年の我國人口は二千六百五十四萬八千九百九十八人也
享保十二年 (丁未) (中御門帝 紀元二三八七)	廣島米享保銀 正月 四五・〇 十二 三六・八	徳川中興の祖にして米將軍と稱せられたる將軍吉宗聖田の治蹟は米穀の増收となりて其價格下落し且一般雜穀食の民を米食者殊に白米食者とせざるが如し(日本米食史) 春夏張紙廿八兩、冬廿六兩(米曆)	
享保十三年 (戊申) (中御門帝 紀元二三八八)	廣島米享保銀 正月 三七・〇	春夏張紙廿六兩、夏廿五兩、冬廿六兩(米曆)	享保十三年京都六條藏及近江の大津に米市を開く
享保十四年 (己酉) (中御門帝 紀元二三八九)	廣島米享保銀 十二 二七・〇 乃至二八・〇	春夏張紙廿五兩、夏冬共廿四兩(米曆)	當時米價の下落を防止せん爲め米船の川口に入るを差止めたる事あり 鍋鐵を以て鑄錢す鍋錢といふ同じく寛永通寶也

徳川氏時代の米價(其二享保銀時代)

年次干支	米價(一石)	參考史實摘要	備考
享保十五年 (庚戌) (中御門帝 紀元二三九〇)	廣島米享保銀 正月 三六・五 十二月 二九・八	比歲登稔し穀價年に低し是夏幕府に於て穀倉の張紙金十九兩に米四十石を標す(十三朝紀聞)十二月十八日一分に上白餅米三斗六升(慶塚談)白米零賣は錢百文に付三升五合より四升に至る士農大に困しむ(米相場考)物價沿革に「穀價低下、米一斗の直銀三匁四分除、廩米一石六斗五升を小判一兩に當つとあり(日本米食史)諸侯の上げ米を免じ御料所に六十萬石の置米をなし御買米の令あり、又諸侯に貯米を勸む(吹塵錄)春張紙廿五兩、夏十九兩、冬廿六兩、夏市中は兩に三石(米曆)	堂島榎合米取引特許、開始せらる江戸に於ても米延賣切手賣相場會所の設立許可せらる
享保十六年 (辛亥) (中御門帝 紀元二三九一)	廣島米享保銀 正月 二九・七 十二月 四二・五	二十萬石以上の大名、及江戸大阪市中の富民に令して買米を爲さしむ米價を貴くせん爲也(米商舊記、吹塵錄)一月十九日一分に白米三斗九升(慶塚談)米價下落に付儉約の令あり、京師は斛毎に銀廿六匁(日本米食史)春張紙十八兩、夏廿兩、冬廿八兩、市中は兩に三石四斗也(米曆)	此年大阪町奉行より米價引立策の諮問あり仲買人代議の上仲買人の株を定め入札を以て糶米を賣却すべき方法を答申、本年より三回に千三百餘枚の株札下付せらる(米商沿革)金一兩に錢五貫二百文也(吹塵錄)

享保十七年 (壬子) (中御門帝 紀元二三九二)	廣島米享保銀 正月 三九・〇 十二月 七六・〇〇	中國九州蝗害飢饉爲に九月以後一時百卅目より百五十目を唱へしが十二月に至りて漸く低下に赴けり(貨幣史參考)諸國亦概ね七八十匁を唱ふ(日本災異志)春張紙廿六兩、夏卅二兩、冬卅一兩(米曆)百匁に付金七十八兩(吹塵錄)	是歲飢饉のため諸侯損耗半額以上四十六藩、五ヶ年平均收穫概算二百卅六萬餘石中、損耗百七十三萬餘石也、但し幕府管色旗下土采邑及諸侯損耗半額以下の分は不詳(日本災異志)本年の我國人口は二千六百九十二萬一千八百十六人也
享保十八年 (癸丑) (中御門帝 紀元二三九三)	廣島米享保銀 正月 七六・三 十二月 四五・〇	是歲諸國疫癘大流行、西南諸道益々飢、餓死者十六萬九千九百餘人也(大日本農史)春張紙四十兩、夏卅八兩、冬卅一兩(米曆)春張紙卅兩、夏廿四兩、冬廿七兩(米曆)	年末大阪藏米在高卅七萬五千石也
享保十九年 (甲寅) (中御門帝 紀元二三九四)	廣島米享保銀 正月 四六・〇 十二月 三三・八	米價低落士農商困難す依て幕府の令に曰く「當冬より江戸大阪米屋共諸國拂米江戸は金一兩に付一石四斗以上買請け大阪は米一石に付銀四十二匁以上に買請可申候若し右直段より以下に買請申すに於ては當月(十月)十五日より米一石に付銀十匁づゝの運上差出可申事(下略)尤も賣直段は買請直段に應じ勝手次第たるべきと(徳川實記)春張紙廿三兩、夏廿二兩、冬廿五兩(米價秘用曆)	貨幣流通額一千四百五十五萬五千二百七十九兩也
享保二十年 (乙卯) (中御門帝 紀元二三九五)	廣島米享保銀 正月 三五・一 十二月 四一・五		米價下落のため米を洋中に投じて其價を貴くせんとする者あり(日本米食史)

徳川氏時代の米價(其二享保銀時代)

年次干支	米價(一石)	參考史實摘要	備考
元文元年 (丙辰) (櫻町帝 紀元二三九六)	廣島米享保銀 正月 四五・六 十二 三七・八	元文元年米價を定め播磨、備前、備後、淡路、中國、豊前米を上、肥後、筑前、筑後、讃岐、廣島米を中、加賀、出雲、北國、土佐、豊後、肥前、薩摩米を下とし上を四十八匁、中を四十五匁、下を四十二匁、下々を卅八匁五分とせり然るに五月正米の價加賀米にて廿四五匁、中國米にて廿一匁となりしより江戸大阪市人をして米を買はしめ以て其騰貴を圖りたり又江戸にては金一兩に付上米一石二斗以上、下米一石五斗以上、下々米一石七斗五升以上とすべしと令せり(貨幣史參考)	是歲小判金一步判金、丁銀、豆板銀を鑄る之を文字金銀といふ本年より文政元年に至る八十三年間の貨幣流通額左の如し 金 一八、九九四・三一五兩 銀 五二六・七八三貫 爾後一般の物價騰貴となり米價亦騰貴す
春冬張紙廿六兩夏は皆米也(米曆)			

八 德川氏時代の米價 其二(文字銀時代)

(自元文二年、紀元二三九七年 至文政二年、紀元二四七九年)

年次干支	米價(一石)	參考史實並米況摘要	備考
元文二年 (丁巳) (櫻町帝 紀元二三九七)	廣島米文字銀 正月 四五・五 十月 四〇・〇	(米商舊記、米相場考)(以下略す) 春夏張紙卅兩、冬卅四兩(米曆)	文字銀は元文元年以降の鑄造也百分中銀四六、銅五四也米價欄の米價は總て大阪市場の米價也
元文三年 (戊午) (櫻町帝 紀元二三九八)	廣島米文字銀 正月 四九・八 十二 八七・八	諸國米穀不熟 春夏張紙卅六兩、冬四十六兩(米曆)	元文二年米取引に關する法規を定む
元文四年 (己未) (櫻町帝 紀元二三九九)	廣島米文字銀 十二 六六・〇	春張紙五十七兩、夏五(一字不明)冬四十七兩(米曆)	七月大阪大雷人多く震す是歲鐵錢を鑄る此頃より慶應迄鑄造の鐵小錢六十三億三千二百六十一萬九千四百四枚也
元文五年 (庚申) (櫻町帝 紀元二四〇〇)	廣島米文字銀 正月 六五・七 十二 七八・二	諸國凶作、春夏張紙卅九兩、冬四十七兩(米曆)	
寬保元年 (辛酉) (櫻町帝 紀元二四〇一)	廣島米文字銀 正月 七七・八 十二 六三・七	大阪市尹米仲買人の取締上、印札を改め渡し不埒のこご無き様令達す(貨幣史參考) 春夏冬張紙四十七兩(米曆)	

德川氏時代の米價(其三文字銀時代)

年次干支

米價(一石) 貨幣

參考史實並米況摘要

備

考

寬保二年 (壬戌) (紀元二四〇二)

廣島米文字銀 正月 六四・四
十二月 五八・〇

春張紙卅八兩、夏卅七兩、冬四十七兩(米曆)

寬保三年 (癸亥) (紀元二四〇三)

廣島米文字銀 正月 五九・〇
十二月 六六・七

春夏張紙四十兩、冬卅兩(米曆)

延享元年 (甲子) (紀元二四〇四)

廣島米文字銀 正月 六六・五
十二月 五四・五

元年豐作に付新米一石三斗換へなり(案此節は文金一兩に付錢三貫七八百文がへ)依つて買上米のとを有徳の町人に御頼みなり一石一斗迄になる、更に厳しき被仰付有て九斗二三升になる、買米には封印を附けて賣らしめず江戸、大阪、奈良、堺筋まで如斯卅日餘世間大に騒動す、十一月十一日右封を切て勝手次第に賣出す、此時町奉行(江戸)能勢甚四郎殿力に及ばず、病氣とて引込けり(我衣)

甘薯を東國に植う、年末大貯藏米現在高百廿六萬五千四百俵、本年の我國人口は二千五百六十八萬二千二百十人也

延享二年 (乙丑) (紀元二四〇五)

廣島米文字銀 正月 五五・二
十二月 六九・七

春張紙廿九兩、夏廿八兩、冬卅一兩(米曆)

家宣征夷大將軍

延享三年 (丙寅) (紀元二四〇六)

廣島米文字銀 正月 七八・八
十二月 六四・一

春張紙卅九兩、夏四十三兩、冬四十七兩(米曆)

諸國大旱

延享四年 (丁卯) (紀元二四〇七)

廣島米文字銀 正月 六四・七
十月 六八・八
十二月 六四・三

春張紙卅八兩、夏四十(一字不明)、冬卅九兩(米曆)

十月分は加賀米

寬延元年 (戊辰) (紀元二四〇八)

廣島米文字銀 正月 六五・五
十二月 六〇目前後

春張紙四十二兩、夏四十一兩、冬四十兩(米曆)

寬延二年 (己巳) (紀元二四〇九)

廣島米文字銀 正月 二六〇目前後

十二月 中國米五十四匁二三分、筑前米六十二匁

貸金の利子は金一兩即ち銀六十目に付月別銀九分と定めらる

寬延三年 (庚午) (紀元二四一〇)

廣島米文字銀 正月 五七・七

春張紙四十一兩、夏四十兩、冬卅三兩(米曆)

本年の我國人口は二千五百九十一萬七千八百卅人也

寶曆元年 (辛未) (紀元二四一一)

廣島米文字銀 正月 五八・三
十二月 五二・八

八月 加賀米五十四匁七分、春張紙卅七兩、夏卅九兩、冬卅七兩(米曆)

年次干支

米價(一石) 幣

參考史實並米況摘要

備考

寶曆二年
(壬申)
(桃園帝
紀元二四二二)

廣島米文字銀
正月 五三・〇
十二月 四三・一

元祿十五年の定數迄は造酒隨意たるべし但造酒家休業の分も是れ又造らんと欲する者は官へ申出づべし(牧民金鑑)
是歲豐年、春張紙卅五兩、夏卅二兩、冬廿七兩(米曆)

寶曆三年
(癸酉)
(桃園帝
紀元二四二三)

廣島米文字銀
正月 四三・六
十二月 三五・〇
乃至三九・四

春張紙廿四兩、夏廿六兩、冬廿七兩(米曆)

寶曆四年
(甲戌)
(桃園帝
紀元二四二四)

廣島米文字銀
正月 三九・六
十二月 五二・二

是歲北海道飢饉(北海道誌)
春張紙廿五兩、夏廿六兩、冬廿七兩(米曆)

寶曆五年
(乙亥)
(桃園帝
紀元二四二五)

廣島米文字銀
正月 五二・四
十二月 八一・三

九月十七日大高にて帳合商内相止みたり奥州邊は大坂より高直なり(相場考)
是歲陸奥津輕飢饉(天明年度凶歲日記)
春張紙卅七兩、夏卅兩、冬四十二兩(米曆)

寶曆六年
(丙子)
(桃園帝
紀元二四二六)

廣島米文字銀
正月 八三・三
十二月 五六・一

筑前米正月 八十三匁四分、十二月 八十二匁六分
春張紙四十八兩、夏四十七兩、冬四十五兩(米曆)

本年の我國人口は二千六百〇六萬一千八百卅人也

寶曆七年
(丁丑)
(桃園帝
紀元二四二七)

廣島米文字銀
正月 六四・六
十二月 五四・三

是歲奥州飢饉江戸の米價も騰貴せり(武江年表)
春夏張紙四十一兩、冬四十五兩(米曆)

寶曆八年
(戊寅)
(桃園帝
紀元二四二八)

廣島米文字銀
正月 五四・四
五月 六二・九
十二月 五七・九

春張紙四十一兩、夏冬四十(一字不明)(米曆)

五月分は筑前米

寶曆九年
(己卯)
(桃園帝
紀元二四二九)

廣島米文字銀
正月 五九・二
十二月 四九・二

春張紙四十一兩、夏四十兩、冬卅七兩(米曆)

家治征夷大將軍

寶曆十年
(庚辰)
(桃園帝
紀元二四三〇)

廣島米文字銀
正月 四九・三
十二月 四三・五

是歲西國筋天氣不宜追々高直、帳合米許り段々上り、正米とは凡そ八十目餘の上ざや出来、殊の外難澁す(八木相場帳)
十二月十九日令して曰く直段下直に可致と相工み賣崩候者有之趣相聞候不埒なることにて候
春張紙廿九兩、夏廿八兩、冬卅二兩(米曆)

年次干支	米價(一石) 貨幣	參考史實並米況摘要	備考
寶曆十一年 (辛巳) <small>(桃園帝 紀元二四二)</small>	廣島米文字銀 正月 四六・一 五月 五五・五 十二月 四六・一	米價過低十農困苦するに依り鴻池某以下二百人に用金百七十萬三千兩を命じ市人に貸付して米を買はしめたるに一同の困難となり米價益々賤く一時騷擾せり <small>(貨幣史參考)</small> 是に於て之を米商輩の賣崩に因るものとし十二年八月其事情を申立てしめ十月買米を止む <small>(米商舊記)</small> 大阪に在る諸藩米廩の拂米切手に空米を加ふるを禁ず <small>(米商舊記)</small> 春張紙廿九兩、夏廿七兩、冬卅六兩 <small>(米曆)</small>	五月分は肥後米也
寶曆十二年 (壬午) <small>(桃園帝 紀元二四三)</small>	廣島米文字銀 正月 四五・五 十二月 五八・六	春夏張紙四十兩、冬卅六兩 <small>(米曆)</small>	本年の我國人口は二千五百九十二萬一千四百五十八人也
寶曆十三年 (癸未) <small>(後櫻町帝 紀元二四三)</small>	肥後米文字銀 十二 五七・〇 乃至六三・四	春夏張紙四十兩、冬卅六兩 <small>(米曆)</small>	年末大阪藏米在高百五十五萬四千俵
明和元年 (甲申) <small>(後櫻町帝 紀元二四四)</small>	肥後米文字銀 十二 五五・五	春夏張紙四十兩、冬卅七兩 <small>(米曆)</small>	

明和二年 (乙酉) <small>(後櫻町帝 紀元二四二)</small>	肥後米文字銀 十二 六四・九	昨年の御施米は百俵(三斗五升入)にして金一兩に付米一石也 <small>(日本米食史)</small> 春夏張紙卅六兩、冬四十兩 <small>(米曆)</small>	是歲豐熟 五匁銀を鑄十五枚を以て一兩に當てしめしも品質粗悪のため流通に至らず
明和三年 (丙戌) <small>(後櫻町帝 紀元二四二)</small>	肥後米文字銀 十二 六一・八	是歲水害の地多かりしも昨年の豐熟に依り格別の影響無し <small>(米相考)</small> 春夏張紙四十(二字不明)、冬四十七兩 <small>(米曆)</small>	
明和四年 (丁亥) <small>(後櫻町帝 紀元二四二)</small>	肥後米文字銀 十二 七一・三	春夏張紙四十兩、夏四十四兩、冬四十兩 <small>(米曆)</small>	
明和五年 (戊子) <small>(後櫻町帝 紀元二四二)</small>	肥後米文字銀 十二 七六・二	海邊遠淺の場所其他へ潮稻粃を植付くべきを命ず <small>(徳川政務秘録)</small> 春夏冬共張紙四十兩 <small>(米曆)</small>	眞鍮を以て寛永通寶を鑄一を以て他の四に當てしむ四文錢是れ也之より錢貨益々賤し 本年の我國人口は二千六百廿五萬二千〇五十七人也
明和六年 (己丑) <small>(後櫻町帝 紀元二四二)</small>	肥後米文字銀 十二 七一・五	春夏張紙四十二兩、夏卅九兩、冬卅六兩 <small>(米曆)</small>	
明和七年 (庚寅) <small>(後櫻町帝 紀元二四三)</small>	肥後米文字銀 十二 六九・〇	五月より雨らず八月に至りて井泉皆涸る <small>(大日本農史)</small> 春夏張紙卅七兩、冬四十三兩 <small>(米曆)</small>	

徳川氏時代の米價(其三文字銀時代)

年次干支	米價(一石) 幣	參考史實並米況摘要	備考
明和八年 (後桃園帝 辛亥) (紀元二四三一)	肥後米文字銀 十月 六八・七 十二月 六二・五	春夏張紙卅七兩、冬四十一兩(米曆) 搗米商の株を設け正道の相場にて賣買せしむ (米商舊記)	十月分は筑前米也
安永元年 (後桃園帝 壬辰) (紀元二四三二)	肥後米文字銀 五月 五七・〇 十一月 五五・〇 五月 五八・〇	江戶大火、大半焼失す明曆以後の大火也白米小賣相場錢百文に付八九合より一升也(貨幣史參考) 春夏張紙卅八兩、夏卅六兩、冬卅七兩(米曆)	南録判二朱銀を鶴八枚を以て一兩に換へしむ爲に金貨非常に低落和蘭商の手を経て盛に海外に流出す
安永二年 (後桃園帝 癸巳) (紀元二四三三)	肥後米文字銀 五月 五二・〇 十一月 五〇・〇	春夏張紙卅六兩、夏卅七兩、冬卅五兩(米曆)	
安永三年 (後桃園帝 甲午) (紀元二四三四)	肥後米文字銀 五月 四八・〇 十一月 五一・〇	春夏張紙廿五兩、夏廿二字不明、冬卅四兩(米曆)	年末大阪藏米在高百八十一萬俵 本年の人口は二千五百九十九萬〇四百五十一人也
安永四年 (後桃園帝 乙未) (紀元二四三五)	肥後米文字銀 五月 五〇・〇 十一月 五六・〇	春夏張紙卅一兩、冬卅六兩(米曆)	

安永五年 (後桃園帝 申) (紀元二四三六)	肥後米文字銀 五月 五六・七 十一月 五三・〇 乃至六五・〇	春夏張紙卅八兩、冬四十兩(米曆)	
安永六年 (後桃園帝 丁酉) (紀元二四三七)	肥後米文字銀 五月 六四・〇 十一月 五五・〇 乃至七八・〇	此頃米穀拂底生活難を憂ふる者多し(我衣) 春夏張紙卅九兩、冬四十兩(米曆)	
安永七年 (後桃園帝 戊戌) (紀元二四三八)	肥後米文字銀 五月 五一・〇 十一月 五五・〇 乃至六一・〇	春夏張紙卅六兩、夏卅七兩、冬卅六兩(米曆)	
安永八年 (後桃園帝 己亥) (紀元二四三九)	肥後米文字銀 五月 四四・〇 十一月 四五・〇 乃至五五・〇	春夏張紙卅六兩、夏卅五兩、冬卅四兩(米曆)	
安永九年 (光格帝 庚子) (紀元二四四〇)	肥後米文字銀 五月 四三・〇 十一月 四五・〇 乃至四九・〇	春夏張紙卅二兩、夏卅一兩、冬卅四兩(米曆)	本年の人口は二千六百〇一萬〇六百人也
天明元年 (光格帝 辛丑) (紀元二四四一)	肥後米文字銀 五月 五〇・〇 十一月 五七・〇 乃至五四・〇	春夏張紙卅一兩、冬卅六兩(米曆)	

徳川氏時代の米價(其三文字銀時代)

年次干支

米價(一石) 幣

參考史實並米況摘要

備考

天明二年

(壬寅)

肥後米文字銀
五月 六〇・〇
十二月 七五・一

十二月大阪市中に令して米の買置、買占と共に諸物品の買占を禁じ更に空米切手を禁ず(米商舊記)
春張紙卅四兩、夏卅六兩、冬卅(二字不明)(米曆)

天明三年

(癸卯)

肥後米文字銀
正月 八九・八
五月 七六・〇

米價は去年の不作にて沸騰せしのみならず本年五月に至りて氣候尙冬の如く且六月中關東筋雨多く洪水の地あり七月に至りて淺間山噴火し近國の田地夥しく損亡し八月に至り寒氣強く關東北國筋は勿論其他の國も亦米穀不熟、江戸は金一兩に四斗六七升となり諸國中食盡きて親子相食む者あり死者廿萬と註せらる、天明四年に互りて疫病亦流行す(米商舊記、天明年度凶歲日記)
仙臺、南部、津輕は一兩に一斗一升二合、米澤は一斗九升二合、白河は二斗四升、越後下野は三斗也(農諭)
春張紙四十兩、夏四十三兩、冬四十六兩(米曆)
八月大阪市尹米の買置及空米切手を嚴禁す(米商舊記)

九月幕府蒸餅製法を頒布す(徳川政務秘録)

天明四年

(甲辰)

肥後米文字銀
正月 一一二・五
六月 一一一・三
十二月 六六・〇

四年閏正月幕府より合して曰く「當時米穀の價貴きに付米穀を所持する者共は宜しく賣出すべきの所去る卯年中米穀賣買の儀に付村々騒立たるやの趣も有之風説等に恐れ穀物所持の者も容易に賣捌かずして貯へ置く様相成りては彌々價高くなり一統難儀に及ぶべきに付米麥は勿論諸雜穀共其村限り村役人共小前百姓所持の分銘々家内人別に引合せ麥作出来迄の手當を残り置き其餘の分は其持主限り最寄市場等へ賣捌くべき様毎村申合せ小前迄も心得違無之様に致すべし(後略)(徳川禁令考後卷)

同年五月天下益飢う幕府令して二條の倉穀萬石を糶して輦下の民を賑す一斛の價七十錢時の價は之に倍す江戸大阪に於ても亦賑す(天日本農史)

正月十二日一兩に付玄米四斗四升に調候由小賣は百文に付六合致由話也閏正月四日小石川迄白米百文に付六合五勺に賣る由少し下値也(歴家談)

冬に至り白米一兩に二斗九升となる(采非錄)

依つて大阪にては貯米を禁じ三都へ救米を出し又米價を貴くするを禁ず堂島島屋與八等正米を多分買持たりとて入牢せしめらる一時は肥後米百三四十匁に至れり(米商舊記、貨幣史參考)

春夏張紙四十八兩、冬卅七兩(米曆)

桑名の米市起る

年次干支

米價(一石) 幣

參考史實並米況摘要

備

考

天明五年 (乙巳) (光格帝 紀元二四四五)

肥後米文字銀 正月 六九・八 十二月 六一・〇

夏百俵百十八兩、一俵銀七十目八分、一升二匁二厘三毛、此錢百六十六文也(吹塵錄) 是歲陸奥國飢う、六月畿内旱し東海大雨洪水あり九月琉球大に飢う幕府よ、穀一萬俵金一萬兩を薩摩島津重豪に貸し以て之を賑す十一月畿内尾張雷、冬暖きこと仲春の如し(十三朝紀開泰平年表、大日本農史)

江戸小網町に大阪商米切手注文所設置せられたるも翌六年停止せらる

天明六年 (丙午) (光格帝 紀元二四四六)

肥後米文字銀 正月 六〇・九 十二月 一〇・五

春張紙四十兩、夏卅八兩、冬四十兩(米曆) 十月大阪市尹令して曰く「米商等一己の利に拘り非分の賣買を爲されば隨時の高下は致方無き故貯米検査等の浮説を危疑せず正路に依り賣買を廣くすべし(米商舊記)

本年の人口は飢饉のため減少して二千五百八萬六千四百六十六人也 露艦蝦夷に来る

天明七年 (丁未) (光格帝 紀元二四四七)

肥後米文字銀 正月 一五・〇 五月 七四・〇 六月 七七・〇 八月 七三・五 九月 八〇・〇 十月 七二・〇 十二月 八〇・〇

七年六月天下益々飢う(大日本農史) 五月御張紙百俵に付五十二兩、御藏米相場百十七兩より百七十八兩位迄日々に上る小賣百文に付三合或は二合五勺位、廿一日五合、外に大豆二合を添ふ(二話一言) 江戸の飢民群起して米商大買千七八百戸を毀つ大阪の窮民亦米を掠め富商の家を毀つ林田、伏

張紙は切米に對する幕府の公示相場也 家齊征夷大將軍に任ず近年百姓の風儀奢りがましく自ら農業を怠る様に成りたるに付手餘り地等出來し手入等閑に付作方も宜しからざる様成り行くを甚だ以て然るべからずとて各代官に躬行率先節儉方を令す(徳川政務秘録)

Table with 3 columns: Year (天明七年), Price (米價), and Reference (參考史實). The table is mostly blank with some faint text visible in the reference column.

年次干支

米價(一石) 幣

參考史實並米況摘要

備考

天明八年(戊申)

(光格帝 紀元二四七八)

肥後米文字銀
正月 七八・二
六月 八〇・〇
十月 六六・〇
十二月 六五・八

大坂市尹、米商の潜賣米を禁じて買占者を捕縛し且諸物は時價にて賣買すべきを令す(米商舊記) 京都町奉行池田筑後守、京都米商の奸利を圖るを怒り奴装を爲して升米を沽ふ商俯して米を量らんとするを刀を抜いて其首を斬る諸商膽を破り米價俄に賤し(千三朝紀聞)

江戸町奉行初鹿野河内守三人の米商合體して米を賣出さざるを聞き之を呼出す三人重科に處せらるべしと恐怖する然るに銀子一枚宛を與へて曰く其方共能く圍米を爲し向後益々高價に至る時下直に賣出して大に救はんとの心得なるべし尙左様の心得ある者は申出すべしと三人慚愧膽を潰して圍米を賣出し他も之に倣ひて大に救濟の裨補となれりと(天日本農史)

春張紙四十二兩、夏四十三兩、冬四十兩(米曆)

寛政元年(己酉)

(光格帝 紀元二四四九)

肥後米文字銀
正月 六二・〇
五月 六四・八
十一月 五四・五
十二月 五六・〇

不作時入津の多寡等を慮りて大坂米商に米を多く買入るべきことを命じ且凶年豫備の方法として米廩を設け錢貨又は米穀を納れ置かしむ(米商舊記) 春張紙卅八兩、夏卅七兩、冬卅五兩(米曆)

天明當時天災頻到につき「春は火事、夏は涼しく、秋出水、冬は飢饉とかれて知るべし」の歌あり

寛政二年(庚戌)

(光格帝 紀元二四五〇)

肥後米文字銀
五月 五一・〇
九月 五三・〇
十二月 五六・〇

二月米價の下落に連れて他の諸色の價をも廉にすべきを令し且米價の下落は大坂の米商が蓄米を憚るに因るものなりとて蓄米の上廣く賣買すべきを命ず(米商舊記、牧民金鑑) 兩三年來は豐作故斯かる時に一般人民も十分に貯米すべく(米商舊記)殊に當秋豐作なれば小民却て農業を勵むの心薄かるべきに依り富饒者は糶米して儲蓄せよと令す(牧民金鑑) 春夏張紙卅三兩、冬卅五兩(米曆)

寛政三年(辛亥)

(光格帝 紀元二四五二)

肥後米文字銀
二月 四九・五
五月 五〇・五
十一月 七五・〇
乃至七七・八・〇

三月勅して曰く頻年五穀登らず加以ならず災變ありて群臣以下困窮し幕府多事也朕甚た之を恥ぶ今より三年宜しく省略を用ふべし(文恭公實錄) 春張紙卅四兩、夏卅三兩、冬四十三兩(米曆) 大坂市尹、各領分市郷に貯米を令し仲買株外の者の相場に加はり不理隨意の事を以て相場を亂すを禁ず(貨幣史參考)

本年の人口は二千四百八十九萬一千四百四十一人也

寛政四年(壬子)

(光格帝 紀元二四五三)

肥後米文字銀
五月 八二・三・〇
乃至九二・三・〇
十月 九〇・〇
十一月 七八・九・〇
乃至九六・七・〇

二月大坂市尹、頃日の米價貴きは米商等の不正に因るならん以來相當の價に賣買せよと令す 同上、五月米價追々貴きに依り當秋萬一の不作を慮り粥又は麥等を食すべき旨を令す(舊記) 春張紙四十五兩、夏四十六兩、冬四十三兩(米曆)

年次干支	米價(一石) 幣	參考史實並米況摘要	備考
寛政五年 (癸丑) <small>(光格帝 紀元二四五三)</small>	肥後米文字銀 五月七二・三〇 乃至八七・八〇 九月五八・九〇 乃至六七・八〇	帳合米は掛繫のため仁恵を以て許せるに屢々潰れに及ぶ時は其益無きに依り協議して市場繁榮の心掛を爲すべし <small>(米商舊記)</small> 春夏張紙四十兩、冬卅五兩 <small>(米曆)</small>	今年諸國豐熟 米取引に關する法規を改正す
寛政六年 (甲寅) <small>(光格帝 紀元二四五四)</small>	肥後米文字銀 五月六四・五〇 七月五六・七〇 乃至六六・七〇	造酒は天明六年迄醸造高の三分の二たるべきを命ず <small>(牧民金鑑)</small> 張紙値段同前年	年末大阪藏米在高百八十萬俵
寛政七年 (乙卯) <small>(光格帝 紀元二四五五)</small>	肥後米文字銀 五月 六〇・〇 乃至六八・九〇 七月七四・五〇 乃至七八・九〇	更に造酒米高を天明六年以前の數に復す <small>(牧民金鑑)</small> 春夏張紙卅五兩、冬卅八兩 <small>(米曆)</small>	
寛政八年 (丙辰) <small>(光格帝 紀元二四五六)</small>	肥後米文字銀 五月 七二・〇 乃至七七・八〇 七月七三・四〇	五月加賀米六十四五乃至七十七夕前後 春夏張紙四十兩、夏冬卅八兩 <small>(米曆)</small>	
寛政九年 (丁巳) <small>(光格帝 紀元二四五七)</small>	肥後米文字銀 五月 七〇・〇 七月六二・三〇	十一月筑前米六十夕乃至六十二三夕 春夏張紙卅六兩、夏冬卅五兩、冬卅七兩 <small>(米曆)</small>	

寛政十年 (戊午) <small>(光格帝 紀元二四五八)</small>	肥後米文字銀 五月 六八・〇 乃至七二・三〇 七月 五八・〇 乃至六〇・〇	春夏張紙卅六兩、夏冬卅七兩 <small>(米曆)</small> 五月加賀米五十夕乃至五十七八夕 春夏張紙卅四兩、夏冬卅五兩、冬卅七兩 <small>(米曆)</small>	本年の人口は二千五百四十七萬一千〇三十三人也 此の頃の米の春き賃一斗十八文、廿文、廿四文、至極吟味して白くするには卅文なりしと
寛政十一年 (己未) <small>(光格帝 紀元二四五九)</small>	肥後米文字銀 五月 六二・〇 乃至七四・〇	春夏張紙卅九兩、夏四十兩、冬四十三兩 <small>(米曆)</small>	
寛政十二年 (庚申) <small>(光格帝 紀元二四六〇)</small>	肥後米文字銀 九月 七四・〇 乃至八〇・〇 七月 七二・〇 乃至七七・八〇	春夏張紙四十四兩、夏四十二兩、冬四十兩 <small>(米曆)</small>	
享和元年 (辛酉) <small>(光格帝 紀元二四六一)</small>	肥後米文字銀 五月 六八・〇 乃至七〇・〇 七月 六九・〇	春夏張紙四十四兩、夏四十二兩、冬四十兩 <small>(米曆)</small>	
享和二年 (壬戌) <small>(光格帝 紀元二四六二)</small>	肥後米文字銀 五月 五二・〇 乃至五四・五〇 七月 五七・五〇 十二月 六二・〇 乃至六四・五〇	六七月の交大阪近國洪水のため人氣引立ちて加賀米六十七夕五分となり酒造高半減の令(人命に拘り候貴穀を潰し候段畢竟は無益に付酒造高十分の一役米差出すべく候云々)もありしが左程の作害無かりしたため追々下落せり <small>(米相場考)</small> 大阪市尹物價を高くす可らざるを令す <small>(米商舊記)</small> 春夏張紙四十兩、夏卅六兩、冬四十兩 <small>(米曆)</small>	五月分は加賀米也

年次干支	米價(一石) 幣	參考史實並米況摘要	備考
享和三年 (癸亥) (光格帝 紀元二四六三)	肥後米文字銀 正月 六四・五 五月 六三・四 十月 六〇・八 七月 五一・八	春張紙卅七兩、夏卅六兩、冬卅五兩(米曆)	十月分は肥前米也
文化元年 (甲子) (光格帝 紀元二四六四)	肥後米文字銀 正月 五〇・〇 乃至五二・〇 七月 五六・三	正米と帳合米との間に格別の違あるは本來の趣旨に反す注意營業せよとの令達あり(米商舊記) 春夏張紙卅兩、冬卅二兩(米曆)	年末藏米在高二百廿八萬九千石 本年の人口は二千五百六十二萬 一千九百五十七人也
文化二年 (乙丑) (光格帝 紀元二四六五)	肥後米文字銀 五月 五八・九 七月 五五・〇	右と略々同様の達あり私利のみを圖るに於ては嚴罰に處すべしと令す(米商舊記) 春張紙卅兩、夏廿八兩、冬卅二兩(米曆) 當年は時候よく整ひて五風十雨に五穀よく熟し萬民娛樂の聲巷に滿ち市中の賑ひ常に倍して諸色の價平かなり(日本米食史)	
文化三年 (丙寅) (光格帝 紀元二四六六)	肥後米文字銀 五月 五八・〇 乃至六三・〇 七月 五七・〇 乃至六〇・〇	春張紙卅兩、夏卅二兩、冬卅二兩(米曆) 米價低下困難に付富裕者に糶米貯蓄を命じ蓄へ能はざる者には金を出して官の糶米資本に充つべきを令し尙問屋以外の者は勿論問屋と雖も後令ある迄近郷廻送の白米を買入るべからず又廻送すべからざるを令す(牧民金鑑) 大阪に於ても買米せしめられたれども直段引上に至	

文化四年 (丁卯) (光格帝 紀元二四六七)	肥後米文字銀 五月 六二・〇 乃至六五・六 七月 六八・九 乃至七二・三	是歲豐年也米價極めて賤し諸國に定額以外の釀酒を許す(文恭公實錄) 春張紙卅三兩、夏卅四兩、冬三十三兩(米曆)	
文化五年 (戊辰) (光格帝 紀元二四六八)	肥後米文字銀 五月 六五・〇 乃至七二・〇 七月 八〇・〇 乃至八三・〇	昨年來出水の地あり米價漸次騰貴す(米相場考) 關東凶作、春夏張紙卅七兩、冬四十一兩(米曆)	
文化六年 (己巳) (光格帝 紀元二四六九)	肥後米文字銀 五月 七〇・〇 乃至六七・八 七月 六〇・〇 乃至五六・七	八月伊豆相模以東に大風ありしも米價に影響無し(采非錄) 春張紙四十五兩、夏四十三兩、冬卅七兩(米曆)	
文化七年 (庚午) (光格帝 紀元二四七〇)	肥後米文字銀 五月 六〇・〇 乃至五七・八	十一月大阪市尹更に貯米を命じ同時に金銀の融通を惡しくする勿れと令す(米商舊記) 春夏張紙卅三兩、冬卅兩(米曆)	

徳川氏時代の米價(其三文字銀時代)

年次干支

米價(一石) 幣

參考史實並米況摘要

備

考

文化八年

(辛未)

肥後米文字銀
五月 五三〇〇
六月 五三〇〇
七月 五九〇〇

是歲市中買持米ある者をして新米と買替へさしむ古米多く出で、價賤しく買替の損銀多くして市人大に困しむ(米商舊記)

五月分は加賀米也

文化九年

(壬申)

肥後米文字銀
五月 五二〇〇
六月 六〇〇〇
七月 五五〇〇

米價賤しきたため東西諸侯の江戸廻米を二分通り減じ國々にて粳米のまゝ圍ひ置くべきを令す(米商舊記)

文化十年

(癸酉)

肥後米文字銀
正月 六三〇〇
五月 六五〇〇
十月 七〇〇〇

七月大阪市尹、買米につき困窮を申立て金高を減じ或は不納を乞へる巨商を諭し尙用ひざる者は家産を調査すべしと令し圍米を封じて其殘米を官賣す(米商舊記)

江戸伊勢町に米市立つ次で文政年間、巨りて尾張家郷殺町の藏屋敷、紀州家の濱町藏屋敷、水戸家の本所一ツ目石置場其他に時々市を立て、賣買するに至る

文化十一年

(甲戌)

肥後米文字銀
五月 七三〇〇
十二月 七一〇〇

廻米の内半高は其國に於て貯蓄すべし(牧民金鑑)

年末大阪藏米在高百十九萬四千俵

文化十二年

(乙亥)

肥後米文字銀
正月 七二〇〇
五月 六八〇〇
十月 六六〇〇

是歲豐熟なるを以て諸國より大阪への廻送米を二分減せしめたり(貨幣史參考)

文化十三年

(丙子)

肥後米文字銀
正月 六一〇〇
五月 五三〇〇
十月 七四〇〇
十二月 七一〇〇

初春より格別の高下無し五月末より六月に至り九州筋雨多かりしも格別の害とならず七八月に至りて堂島米商内勢力薄く賣人のみにて買手なく時々相場潰る、八月下旬より諸國雨多く關東東海道大風雨、奥羽は風水の害少く奥羽は七分作、西國中國は六分半乃至七分、加賀能登三越は凶作、因つて米價漸々騰貴、大阪廻米二分減の令を廢せしも八分の廻米なり十二月下旬金融融惡しき爲め少しく下落せり(貨幣史參考)

五月分は加賀米なり本年の人口は二千五百六十二萬一千九百五十七人也貨幣流通額は三千三百七十萬七千〇三十一兩也

年次干支

米價(一石)幣

參考史實並米況摘要

備考

文化十四年
(丁丑)
(仁孝帝
紀元二四七七)

肥後米文字銀
正月 七三・三
五月 六七・五
十月 六八・五
十二月 六一・五

は兩に一斗五升より八斗三升(米曆)
前年米の國圍を廢せし爲め古米の賣拂あり人氣も寛に漸次下落、五月下旬畿内より西國邊氣候寒冷又六月上旬加能越及奥羽出水、七月畿内より九州邊迄蝗生じたれども尙豊稔の評あり八月下旬日々に下落、四國は早にて害ありしも他は大抵豊熟なり然るに江戸人石橋某大阪にて正米及帳合米合せて百廿五萬俵の買方を爲し濱方種種騷擾して相場高下一様ならざりしと(貨幣史參考)大阪市尹、仲買人一同正路に取引すべきを令す(米商舊記)春張紙卅九兩、夏冬四十兩(米曆)

文政元年
(戊寅)
(仁孝帝
紀元二四七八)

肥後米文字銀
正月 六一・〇
五月 六〇・四
十二月 五四・五

二月下旬より三四月に亘り大阪邊氣候不順、加越羽前地方雪未だ消えず又畿内雨多く麥不熟なりしも大阪米貴からず五月より六七月に亘り諸國水乏しきを患ひしも其後大雨、米價從て下低、十月に至り豊作の聞え多く益々下低、十一月中江戸人石橋某買米の説あり少しく騰貴せしも廻米多く又々下落せりと(貨幣史參考)春張紙卅六兩、夏卅三兩、冬卅一兩、町家へ買米被仰出(米曆)

真草字二體の二歩判金を鑄二個を以て一兩に當つ

文政二年
(己卯)
(仁孝帝
紀元二四七九)

肥後米文字銀
正月 五三・八
十月 五二・五
十二月 五一・五

本年の米は初相場より低落せり此は前年大阪廻米多く且兵庫灘附近も在米多かりしに因る從つて江戸の米價も低落して武家困難せるに依り十組問屋及米商等に無利息の金を官より貸し米を買はしめたるに少しく貴くなれり然るに大阪への廻米年々過分となり且本年は豊稔の評ありしかば益々下低すべきに通貨増加のため過低に及ばざりしと(貨幣史參考、米相場考)諸物價を賤しくすべきを令す(牧民金鑑)二年九月米一石の價銀卅九なり天下比歲登稔し穀價年に低し是に至りて將軍府下薄祿の不給を憐み米百俵毎に金五兩を加ふ(日本農)春張紙卅一兩、夏卅二兩、冬廿八兩(米曆)

小判及一步判金を鑄る
江戸伊勢町の米商會所停止せらる

文政三年
(庚辰)
(仁孝帝
紀元二四八〇)

肥後米文字銀
正月 五〇・五
五月 五三・八
十二月 六二・五

三四月の交より雨多く五月畿内出水の地あり六月肥筑地方洪水又蝗害あり北國東國にも水害ありしも大阪在米多く且近年國圍の米追々入津のため米價低下七月暑氣強く好晴にて益々下落せしが九月に至り諸國不作の評あり俄然騰貴せしも後復下落せりと(貨幣史參考)春夏張紙卅一兩、冬卅兩(米曆)

舊記及古老の口傳に徴すれば文政元年金貨のみを改鑄して銀貨に及ばざりしかば六十目一兩替の銀貨大に騰貴人々秘藏して美害に堪へざるより此歳丁銀豆板銀の改鑄あり新文字銀是れなり之より公然新古銀貨を區別する能はざるに至れり(貨幣史參考、米相場考)貨率は百分中銀三六、銅六四也

九 德川氏時代の米價 其四 新文字銀時代 (自文政三年、紀元二四八〇年、至慶應三年、紀元二四八七年)

年次干支	米價(一石) 幣	參考史實並米況摘要	備考
文政四年 (辛巳) (仁孝帝 紀元二四八一)	肥後米新文銀 正月 六二・五 五月 六二・〇 十月 六八・五 十二月 五九・〇	是春大阪晴天打續き米價貴からず且又諸藩空米切手にて借財をなせり是より先筑前久留米空米のよにて大阪市中困難し訴訟に及びしとあり之等も米價に響きたり五六月より益々雨少なく奥州關東早害多し中國西國四國は無難、八月江戸大風雨、兵庫邊も同様、四國九州は風害無し(貨幣史參考) 大阪諸藩邸の空米切手を禁ず(米商舊記) 春夏張紙卅二兩、冬卅九兩(米曆)	本年以降の銀貨は、新文字銀なるべし文政三年の備考参照のよ此頃四文錢益々多く人之を厭へりといふ 米價欄の米價は以下慶應迄同じく大阪市場の分也
文政五年 (壬午) (仁孝帝 紀元二四八二)	肥後米新文銀 正月 五九・〇 十月 六六・〇 十二月 五九・五	四月五月大阪續いて雨天なりしも六月暑氣強く諸國皆平穩也といふ(貨幣史參考) 春夏張紙卅八兩、冬卅六兩(米曆)	
文政六年 (癸未) (仁孝帝 紀元二四八三)	肥後米新文銀 正月 六四・〇 五月 五八・三 十月 六五・三 十二月 六六・〇	春來大阪續いて晴、四月五月に至り畿内水乏しく農民雨を祈る關八州亦水乏し然れども九州筋は時々雨あり五月下旬武州筋大雨水害の地あり六月中旬より關東奥羽邊追々豊稔の評ありしも遂に早損の國多かりしと(貨幣史參考) 春夏張紙卅六兩、夏冬卅五兩(米曆)	
文政七年 (甲申) (仁孝帝 紀元二四八四)	肥後米新文銀 正月 六五・九 十月 七一・〇 十二月 六一・五	正月初相場より漸落六月中畿内雨稀にして農民雨を祈る肥前は六月中大雨洪水の地あり肥後は七月大風雨、江戸は七月下旬大風雨、下總は八月洪水最も甚だし(貨幣史參考) 春夏張紙卅三兩、夏卅四兩、冬卅六兩(米曆)	一朱金を鑄十六を以て一兩に當つ又二朱銀を鑄る 年末大阪藏米在高二百十五萬二千俵也
文政八年 (乙酉) (仁孝帝 紀元二四八五)	肥後米新文銀 正月 六一・七 五月 五二・一 十月 八五・五 十二月 七六・五	春來大阪氣候惡しく四月下旬は雨天のみにて六月上旬漸々晴を催したれども朝夕冷氣也北越賀越南部出水の地多し晴天後暑氣に變せしも不作の聲高く従つて米價貴くなれり(右同) 休業の造酒家其他の酒造を禁ず(牧民金鑑) 春夏張紙卅五兩、冬卅八兩(米曆)	是歲琉球大饑人多死
文政九年 (丙戌) (仁孝帝 紀元二四八六)	肥後米新文銀 五九・五	文化文政の始に至り世は五十年、人は一代、豊作打續きて諸人凶荒を知らず飯米一石金一兩、白米一升百錢と心得猶歲柄に依れば一駄三俵の價銀百々に過ぎず去れば都の街を豊年糖の菓子を賣るもの百に米一斗五升と呼び歩きしを左のみ不審なる人無かりし文政十三の春(天保元年)には四國阿波の國より西國一同伊勢蔭參夥し(今古米錢略考) 春夏張紙四十兩、冬卅八兩(米曆)	

年次干支	米價(一石)幣	參考史定並米況摘要	備考
文政十年 (丁亥) (仁孝帝 紀元二四八七)	肥後米新文銀 五七・五	造酒に關する制限を解く(牧民金鑑) 春張紙卅四兩(米曆)	二歩判金を鑄る 本年の人口は二千七百廿萬一千四百人也
文政十一年 (戊子) (仁孝帝 紀元二四八八)	肥後米新文銀 五七・五	當春以來米價の騰貴甚だし因て下民救助のため 江戸に於て錢を官に買上げ錢價を貴くす是は厚 き趣意あるとなれば鄉村に於て錢を交換するに も江戸と同價にすべし(牧民金鑑) 六月霖雨冷氣中國邊飢饉(日本災異志)	一朱銀を鑄十六個を以て一兩に當つ
文政十二年 (己丑) (仁孝帝 紀元二四八九)	肥後米新文銀 七二・〇	三月關八州及奥羽に令を下して曰く頻年米價過 低により白米を江戸に廻送し問屋等に於て買入 る、時は米價を妨ぐべきに依り之を停止せしめ たり然るに今回江戸大火にて春米商人の家も多 く烏有となりたれば諸人困苦するにより本年五 月に至る迄白米を廻送し隨意に賣買し六月より 舊令に復すべし(牧民金鑑)	江戸小網町に米市立つ彌敷町濱 町を合せて三會所と稱す 貨幣流通額四千一百五十七萬四 千六百五十兩也
天保元年 (庚寅) (仁孝帝 紀元二四九〇)	肥後米新文銀 九一・〇	(日本商業史) 諸國豐作江戸米價金一兩に付最高六斗九升五合 (三月)最低八斗五升五合(十月)(米相場考) 造酒高三分の一を減せしむ(牧民金鑑)	

年次干支	米價(一石)幣	參考史定並米況摘要	備考
天保二年 (辛卯) (仁孝帝 紀元二四九二)	肥後米新文銀 九一・〇 五月 八二・九 十月 七一・〇 十二月 七三・六	諸國豐作江戸米價金一兩に付最高八斗四升三合 一斗二升、最低八斗七升六合六勺(十月)(米相場考) 夏八丈島飢饉	二朱金を鑄る
天保三年 (壬辰) (仁孝帝 紀元二四九三)	肥後米新文銀 七二・三 五月 七二・三 十月 八〇・〇 十二月 七六・四	諸國豐作江戸米價金一兩に付最高八斗八升三合 三勺(二月)、最低九斗三升八合(九月)(相場考) 百俵に付金百廿四兩、一俵代銀七十四匁四分、一 升代二匁一分二厘此錢二百廿文(吹塵錄) 酒造高三分の一減を廢して半減とす(牧民金鑑)	
天保四年 (癸巳) (仁孝帝 紀元二四九四)	肥後米新文銀 七八・三 正月 七八・三 五月 八六・〇 十月 一〇三・八 十二月 一一九・一	六月廿五日出羽國大洪水奥羽一圓流作八月一日 關東大風雨江戸最も甚だし九月十三日より廿七 日迄播州一揆起り奥羽飢饉米價高直奥羽にては 犬猫人を喰ひ人又之を殺して食ふ程にて餓死者 多し(米相場考)依つて米の買占を禁じ官米を糶し 米價を不正にすべからざるを諭し貯米を隨意に 賣らしめ尙貯米を禁じて江戸に向け諸國より廻 米すべきを令す(米商書記、牧民金鑑) 江戸は金一兩に付最低八斗五升五合(四月)の處 八月の大風雨にて最高五斗二升五合八勺となる (十月) 春百俵に付金百十四兩、一俵銀六十八匁四分、 一升代一匁九分五厘、此錢二百廿文(吹塵錄) 造酒高を三分の一減とす(牧民金鑑)	松下陸奥守以下十四名の大名よ りの届出に據れば本年の損耗高 百七十八萬二千餘石也

徳川氏時代の米價(其四新文銀、保字銀、政字銀時代)

年次干支

米價(一石) 幣

參考史實並米況摘要

備考

天保九年 (戊戌) (仁孝帝 紀元二四九八)

肥後米保字銀
正月 一〇三・三
五月 九二・五
十月 一三七・〇
十二月 一八五

百俵に付百七十八兩、一俵代銀百六十八匁、一升代銀三匁二厘三毛、此錢三百四十五文なり(吹塵録)
當年は豊作なれども追て沙汰に及ぶ迄申歳の觸に従ひ酒造三分の一の積り、所に依りては停止せしむべし(續太平年表)

家慶征夷大將軍

大判金を鑄る前年来鑄造のもの之を保字金銀といふ本年以下の米價は保字銀なるべし文政三年の備考参照の事

氣候適順を缺き約三割方の騰貴を示せり依つて「本年に至り猶去年の價を以て賣買するは心得違ふとなると、又俄然として騰貴せるは仲買等買方の所爲よりなるべきも此は遂に市場衰微の基なれば正路に取引すべきと、本年は新穀入津多きに入る、者賣出さず糶買の人氣ある由以ての外なり」云々と大阪米商に令す秋に至つて八分作なり(米商舊記)

江戸は金一兩に付最低四斗九升四合三勺(二月)、最高四斗三升五合(十月)
九十月の交白米一斛の直錢二百五十文、冬張紙金四十一兩(日本米食史)
重ねて造酒高三分の一たるべきを令す(牧民金鑑)

天保十年 (己亥) (仁孝帝 紀元二四九九)

肥後米保字銀
正月 一二一・五
五月 九六・三
十月 七〇・八
十二月 六六・七

氣候適順米麥作共豊收のため下落の一方にて新穀相場より特に下落せり
江戸亦同様最低八斗三升五合(十月)、最高五斗四升八合四勺(三月)、春張紙四十一兩、夏三十八兩、冬三十七兩(米相場考、日本米食史)
造酒は尙三分の一たるべき達あり(牧民金鑑)

當時の酒造税は造石高百石に付金三分也

天保十一年 (庚子) (仁孝帝 紀元二五〇〇)

肥後米保字銀
正月 六三・九
五月 六五・八
十月 六〇・〇
十二月 六三・四

江戸の米價も下落の一方にて一兩に付最高八斗三升三合(三月)、最低九斗二升(九月)となれり(米相場考)
豊饒に付造酒高は天保四年以前の半たるべきを令す(牧民金鑑)

天保十二年 (辛丑) (仁孝帝 紀元二五〇一)

肥後米保字銀
正月 六三・六
五月 七五・一
十月 八四・五
十二月 七八・二

是歲豊作の爲め多少の高下ありたるのみ江戸の米價は金一兩に付最低八斗六升(二月)より最高八斗四升五合五勺(十月)
春張紙卅六兩、夏卅八兩、冬四十二兩(米相場考、日本米食史)
豊熟に付造酒は天保四年前の三分の二たるべきを令す(牧民金鑑)

天保十三年 (壬寅) (仁孝帝 紀元二五〇二)

肥後米寶字銀
正月 八三・五
五月 八〇・七
十月 八〇・〇
十二月 七二・二

是歲も豊年無事也、六月江戸表よりの下知を以て大阪市尹諸色の價を二割下低し且利子賃銀等をも下低すべきとを令し諸物の間屋仲買を廢せり然れども堂島米仲買は是迄の通り取行ひ何人

錢價低下諸物價騰貴に付金一兩に錢六貫五百文を以て賣買すべしとの達あり
江戸各所の拂米會所悉く禁止せらる本所一ツ目水戸家の米會所

徳川氏時代の米價(其四新文銀、保字銀、政字銀時代)

八七

年次干支	米價(一石) 幣	參考史實並米況摘要	備考
天保十四年 (癸卯) (仁孝帝 紀元二五〇三)	肥後米保字銀 正月 七三・五 五月 七六・六 十月 八一・〇 十二月 七八・九	にても年行司へ申出で市場へ交り諸家拂米等を賣買するは勝手たるべし但定制を守り相和合して平準の相場を建つべく兩替屋も同様と心得べしと令し且諸國物産の買占を禁ず(兩書留、牧民金鑑) 江戸は金一兩に付最高七斗四升六合三勺(二月)最低八斗九升六合三勺(九月) 春張紙金四十二兩、冬卅六兩(米相場考、日本米食史)	のみ程無く開市後深川に移りて維新當時に及べり 當年全國諸藩の石高は三千五十五萬八千九百七十七石餘也(吹塵錄)
弘化元年 (甲辰) (仁孝帝 紀元二五〇四)	肥後米保字銀 正月 七九・六 五月 七八・四 十月 九一・〇 十二月 七九・四	物價騰貴防止策として更に多分の諸物品を買占むべからざるを令す(米商舊記) 江戸の米價は金一兩に付最高八斗九升八合(三月)、最低九斗(九月) 春張紙卅六兩、夏四十兩、冬四十一兩(米相場考、日本米食史) 江戸の米價は金一兩に付最低七斗八升(四月)、最高六斗五升四合(十月)、春張紙卅六兩、夏四十兩、冬四十一兩(相場考、米食史)	天保十三年貸借利子を廿五兩一分即ち一割五分と定められしも實際の融通には更に若干の禮金を出せりといふ 年末大阪藏米在高百五十萬八千俵也

年次干支	米價(一石) 幣	參考史實並米況摘要	備考
弘化二年 (乙巳) (仁孝帝 紀元二五〇五)	肥後米保字銀 正月 八〇・二 五月 八三・二 十月 九一・七 十二月 九一・七	十月大阪米商に令して曰く大阪への廻米減少米價に關係せる由依つて諸藩へ多く廻米を令したれば廣く賣買平準の相場を定むべし(舊記) 江戸は米船浦賀に來りしため一時騰貴金一兩に付最高六斗八升八合(二月)、最低七斗二升五合(十一月)、春張紙四十二兩、冬四十三兩(相場考、米食史)	當時俗語あり 「觸れ出ます運上も出る水も出る、是非無く出ます御助けの米」
弘化三年 (丙午) (仁孝帝 紀元二五〇六)	肥後米保字銀 正月 九三・九 五月 一〇三・七 十月 八〇・七 十二月 八一・五	六七月の交諸國に大風雨洪水あり江戸の米價は引續き高く金一兩に最高五斗六升四合(四月)、最低八斗二合五勺(十月)、春張紙四十三兩、夏四十四兩、冬四十一兩(右同)	本年の人口は二千六百九十萬七千六百二十五人也
弘化四年 (丁未) (孝明帝 紀元二五〇七)	肥後米保字銀 正月 八三・一 五月 八六・六 十月 八五・〇 十二月 八三・六	大阪市尹米價を平準にすべきを令し且市場の妨を爲す者は捕縛すべしと令す 江戸米價は前年の影響を受けて一時貴かりしも秋に至りて追々下落金一兩に最高四斗四升六合四勺(三月)、最低八斗(十一月)、張紙春四十兩、夏四十一兩(右同)	
嘉永元年 (戊申) (孝明帝 紀元二五〇八)	肥後米保字銀 正月 八四・五 五月 八五・八 十月 八九・五 十二月 八九・八	六月信濃國雪降り又畿内東海地方大風洪水、八月大阪大雨出水堂島市場大半水に浸さる江戸米價は前年の豊作によりて少しく下落金一兩に最高八斗三合三勺(四月)、最低八斗一升(十一月)、春夏張紙四十兩、秋卅八兩(日本農史、相場考、舊記、米食史)	

徳川氏時代の米價(其四新文銀、保字銀、政字銀時代)

年次干支

米價(一石) 幣

參考史實並米況摘要

備考

嘉永二年 (己酉)

(孝明帝 紀元二五〇九)

肥後米保字銀
正月 九一・二
五月 八七・二
十月 一〇〇・五
十二月 一〇〇・一

氣候不順を氣構へて七月頃より漸騰の處八月降雪ありて益々騰貴爲に帳合米相場を廢せるとあり依つて大阪市尹米價を平準にすべきを命ず(期米高低表、相場考、舊記)
前年來下落の江戸米價も秋不作のため高し金一兩に最低八斗八升五合八勺(四月)、最高六斗二升六合六勺(十一月)、春張紙卅八兩、一斛銀百八十匁、夏張紙卅七兩、秋四十兩(相場考、米食史)

嘉永三年 (庚戌)

(孝明帝 紀元二五一〇)

肥後米保字銀
正月 一〇三・一
五月 一〇四・三
十月 一三六・〇
十二月 一四七・九

八九月の交屢々大風雨あり畿内中國西國飢饉十一月帳合米百卅匁に上る當時以て非常の高値とせり京都は一斗の直錢二貫三百文也依つて買占を禁じて米價を平準にすべきを令し市場の妨害者を捕縛せり大阪の造酒家報恩のため造酒高を半減す(相場考、日本農史、舊記)
江戸は金一兩に最低八斗一升五合(七月)、最高七斗九升(十二月)、春張紙四十一兩、夏四十三兩、秋四十三兩(相場考、米食史)

嘉永四年 (辛亥)

(孝明帝 紀元二五一一)

肥後米保字銀
正月 一五二・五
五月 一四一・八
十月 九三・〇
十二月 八二・二

諸國に洪水等ありしも春來概して氣候適順なりしたため漸次に下落せり六月大阪市尹川崎の圍糶多數を堂島濱方に拂下げ他所に送らしめずして

天保十三年一日廢止せる諸株仲間を再興す

嘉永五年 (壬子)

(孝明帝 紀元二五一二)

肥後米保字銀
正月 八一・二
五月 八四・七
十月 一五五・五
十二月 八九・四

三月江戸颯風、七八月の交畿内及附近地方並に下總等大風雨のため一時騰貴せしも年末に至りて下落す、七月大阪搗米商の米價を貴くするを禁ず(日本農史、舊記)
幕府張紙直段は春秋共卅九兩(米食史)

貨幣流通額五千二百四十六萬四千一百四十二兩也

嘉永六年 (癸丑)

(孝明帝 紀元二五一三)

肥後米保字銀
正月 九一・三
五月 九一・一
十月 九七・五
十二月 一〇七・七

本年は稀なる早魃のため諸國豊凶不同、概して豊年成しも米艦渡來につき浮説あり買占等行はれ彼此相俟ちて次第に騰貴せり依つて米穀金銀の買占を禁じ不正米商等を檢舉す
江戸の米價もペルリの渡來により騰貴、金一兩に最低六斗三升(三月)、最高五斗四升二合五勺(十月)、三季の張紙四十一兩也

米艦渡來戦備を修めて財川缺乏のため新一朱銀を新鑄す
帳合米の作法亂れしを以て米方行司より三ヶ條の取締規定を出す

安政元年 (甲寅)

(孝明帝 紀元二五一四)

肥後米保字銀
正月 一三三・五
五月 一〇一・三
十月 八八・六
十二月 八四・八

七月及十二月諸國地震あり所謂安政の大地震是れにして其損害多額に上りしも幸ひ米作は豊饒なりしたため漸次に下落せり
然れども江戸は地震のため漸次騰貴金一兩に付最低四斗七升八合三勺(二月)、最高四斗四升八勺(十月)、春張紙四十一兩、夏秋四十兩也

年末大阪蔵米在高百九萬四千俵也

年次干支	米價(一石) 幣	參考史實並米況摘要	備考
安政二年 (乙卯) (孝明帝 紀元二五二五)	肥後米保字銀 正月 八二・五 五月 同 十月 九〇・五 十二月 七七・二	九月京都大風、十月東海道筋地震、十一月江戸大地震、死者二萬五千と稱せらる依つて大阪、市尹大阪よりの廻送品を貴くすべからざるを令す、江戸米價は金一兩に最低五斗四升六合六勺(二月)、最高五斗三升六合(九月)、春夏張紙四十兩、秋卅九兩也	新舊金銀貨交換歩合の違あり
安政三年 (丙辰) (孝明帝 紀元二五二六)	肥後米保字銀 正月 七六・三 五月 八二・九 十月 八七・〇 十二月 八二・四	七月關東大風雨、九月江戸近傍大風雨死傷十萬餘と註せらる從つて江戸の米價は春來下落の傾なりし所天災及貨幣改鑄並に全圖七分作等の結果最低五斗三升一合(五月)、より最高四斗一升九合十一月となれり、張紙春卅九兩、夏四十一兩、大阪市尹例により安價に諸物品を廻送すべきを令す	米國と修好條約を結ぶ 家茂征夷大將軍
安政四年 (丁巳) (孝明帝 紀元二五二七)	肥後米保字銀 正月 八三・五 五月 八七・五 十月 一〇九・五 十二月 一〇六・三	正月及二月頃星、月を貫くの異象ありとのこに種々の浮説行はれたるを以て五月大阪米商に相場を正しくすべきを令したれども六月白川棚倉の間には雪降り八月西國には大雨洪水ありて凶作のため騰貴せり 江戸は金一兩に最低六斗九升(三月)、最高五斗九升一合三勺(八月)、春張紙四十兩、夏四十一兩也	

年次干支	米價(一石) 幣	參考史實並米況摘要	備考
安政五年 (戊午) (孝明帝 紀元二五二八)	肥後米保字銀 正月 一一一・五 五月 一一四・八 十月 一三〇・五 十二月 一三一・五	三月越中飛騨地震にて被害多きに加へ春來降雨勝にて六月には九州七月末には東海道暴風雨、京都大火、九月には將軍家定薨去、外舶來航、更に六月より九月に亙りて諸國虎疫大流行死者廿餘萬に達せし等のため人氣不穩且凶作にて諸家賣米少なく米價騰貴の折柄十二月に至つて江戸又大火のため益々沸騰せり 江戸米價は金一兩に最低五斗四升一合六勺(三月)、最高五斗一升六合六勺(八月)、春夏張紙四十一兩、秋四十兩也	嘉永七年米國と通商以來金貨の流出殊に甚だしきを以て本年又小判金、歩判金、丁銀を改鑄す 政字金銀是れ也(丁銀の貨率百分中銀一三、銅八七)、外に二朱銀(バカ二朱)、及外國貨幣同位一分銀を鑄る
安政六年 (己未) (孝明帝 紀元二五二九)	肥後米保字銀 正月 一二六・二 五月 一二九・〇 十月 一三一・五 十二月 一二〇・四	昨年不作の影響にて春來高保合なるを以て五月大阪市尹令して曰く近來米價高値小民困難すと聞く右は時勢の然らしむる所とは云へ商人私利を圖らず救助の心得を以て薄利にて諸色を賣出すべしと然るに八月下旬江戸傍近諸國大風雨洪水あり關八州酒造半減の令出で江戸の米價は金一兩に付平均五斗六升三合三勺を示せり	麥一石百八十目、大豆一石二百五六十目、油一升七百廿文、甘薯百目廿四文位也 大判、小判、一步判、二步判、一朱金を改鑄す萬延の新金は是れ也 是歲櫻田の變あり
萬延元年 (庚申) (孝明帝 紀元二五三〇)	肥後米政字銀 正月 一二二・〇 五月 一四四・〇 十月 二〇三・〇 十二月 一七六・〇	三四月迄雨天勝、五月に至りて大雨打續き洪水あり米價騰貴細民困窮せるを以て諸色の價を廉にすべきを命じ米麥粉を外國人に糶するを禁じ小民困迫の者へは賤價を以て白米を賣渡したれど米價の高貴に伴ひ麥其他も亦西年以來の高直を示せり蓋し貨幣の更鑄與つて大に力あり關八州の酒造は三分の一たるべしとの令あり	

徳川氏時代の米價(其四新文銀、保字銀、政字銀時代)

年次干支	米價(一石)幣	參考史實並米況摘要	備考
文久元年(辛酉) (孝明帝 紀元二五二一)	肥後米政字銀 正月一三九・八 五月二〇八・〇 十月一三五・〇 十二月一四二・五	今年夏は古今稀なる上日和にて秋日和も宜しかりしも春來米麥及諸物價騰貴のため諸國の流民餓死者多し依つて米搗商酒造屋等に之を雇入るべきの令出で更に米價を廉にすべき達ありたり秋に至りて豊稔のため米價下落したれど江戸は攘夷論熾にして諸侯糧米を貯蓄せしため割合に高く最高三斗三升二合三月、最低四斗七升三合三勺(十月)也、重ねて物價引下の令あり	
文久二年(壬戌) (孝明帝 紀元二五二二)	肥後米政字銀 正月一四四・五 五月一五九・六 十月一五二・五 十二月一七二・〇	攘夷論沸騰天下騷然たる一方秋日和悪しく米作宜しからざるため春來騰貴の一方にて江戸米價も金一兩に最高四斗八升(四月)より最低四斗九升三合三勺(十月)の間を往來せり	生麥の變あり
文久三年(癸亥) (孝明帝 紀元二五二三)	肥後米政字銀 正月一七七・三 五月一四八・五 十月二〇〇・五 十二月一六九・五	赤間關の砲撃事件あり英艦は鹿兒島に寇し更に大和、生野の變等あり諸藩其圍米を出して金融を圖りしため市場の在米は割合に潤澤なりしも引續ける騷擾に米價は容易に下落せず且幾度か金銀貨改鑄の爲之を十餘年前に比して異常の騰貴を見るに至れり江戸の米價は金一兩に最高四斗三升五合(四月)、最低四斗五升一合六勺(十月)	

元治元年(甲子) (孝明帝 紀元二五二四)	慶應元年(乙丑) (孝明帝 紀元二五二五)	慶應二年(丙寅) (孝明帝 紀元二五二六)
肥後米政字銀 正月一六四・五 五月一六二・五 十月三二五・五 十二月二二七・五	肥後米政字銀 正月二〇七・五 五月二八一・一 十月一五三・〇 十二月四三・〇	肥後米政字銀 正月四七三・〇 五月六四六・〇 十月一三〇・〇 十二月一三五・〇
五月末より雨天打續き米氣配宜しからず七月、中國米切手所持の者格別の思召にて切手缺所仰出さる依つて正米立會無く濱方不穩、其後秋日和悪しきと九月より冬にかけて大亂の勃發を思はしめたれば米價益々奔騰せり従つて物價を廉にする方法を講究せしめ又其廉賣を命じ京都伏見の民には一升百文を以て米二萬俵を拂下げたり江戸の米價も常野の間平穩ならざりたの高く金一兩に最高四斗(十月)、最低四斗九升五合(三月)を示せり	春來氣候適順なりしも金相場の騰貴と天下騷擾のため秋より冬にかけて異常の騰貴を來せり是に於てか幾度か物價を下低すべきと其他諸種の布令を出したれども遂に大勢如何ともすべからず江戸米價も最低三斗四升三合三勺(一月)より最高一斗八升九合(十月)を唱ふるに至れり	米價益々奔騰のため石建米一時休止のとあり三月より五六月に亘りて美濃大阪武藏等の窮民騷動し江戸には粥騒ぎあり依つて諸藩邸に廩米の賤賣を命じ「外國米」の賣買を令し酒造は鑑札高
是歲長州征伐、英米兩國の兵亦同關に寇す文化天保以來天下漸く騷擾せる諸藩制度の紊亂、米價の動搖諸藩米の減少、従つて切手の信用減却、正米取引の減退等のため屢々相場の潰損を見るに至り享保以來百餘年の帳合米取引も遂に衰滅に瀕せるより「石建米」を稱する仕組を設け許可を経て本年より之を開始せり(明治二年帳合米、石建米共に禁止せらる)	昨年末大阪藏米在高五十七萬九千俵也本年末大阪藏米在高五十九萬九千四百俵	年末大阪藏米在高十一萬一千六百俵慶喜十五代將軍となる

徳川氏時代の米價(其四新文銀、保字銀、政字銀時代)

年次千支

米價(一石) 幣

參考史實並米況摘要

備考

慶應三年 (丁卯) (明治帝 紀元二五二七)

肥後米政字銀
正月 一四七五〇
五月 一六五〇〇
十月 五九〇〇
十二月 六五〇〇

の三分の一たるべきを命ぜらるも再び長州征伐及秋に至りて凶作のため特に暴騰、江戸米價も最低二斗二合三勺(二月)より最高一斗一升三合三勺(十月)となれり
十一月支那印度米及大豆來る米斛の價錢七八十貫也
三月美濃大垣の飢民を賑はす時價一斛錢六十六貫文、糶は升別に四百文、五月京師の飢民を賑はす時價一斗七貫、百文、一貫文に糶す六月は一斗錢八貫七文、糶は五文、七月は五合錢二百五十文、八月一貫四百五十文以上、黒米は一貫三百文(此項物價之沿革、米食史)

年末大阪藏米在高三十四萬五千俵也
貨幣流通額一億三千零四十四萬五千一百十六兩

年次千支

正米(一石)

米 況

概要

備考

一〇 明治年間の米價 其一

(自明治元年、紀元二五二八年 至明治八年、紀元二五三五年)

明治元年 (戊辰) (明治帝 紀元二五二八)

最高 七・九〇
七月 三・七〇
最低 三・七〇
三月 五・九八
平均

明治維新に際會して天下騷然たるため携帶の便宜上各貯米を投賣して金に換ふる者あり爲に三月の如きは三圓七十錢迄崩落したれど五月に至りて新紙幣の發行あり一方鳥羽伏見の役、上野の戰爭に引續きて東北地方の戰亂のため運輸交通の道絶え爲に廻米に支障を來したれば七月に於ては七圓九十錢の高値を見るに至りたれど四民尙其堵に安んぜざるものあり相變らず投賣行はれしを以て其後一時は更に下落して六圓四五十錢となれるとあるも諸國に洪水あり及秋に至りて凶作米穀缺乏のため年末に及びて再び上騰の氣勢を示したり

正米一石値段は東京に於ける中米平均値段也
米食不足に付き米穀の輸出を停む
水害激甚地の地租を免す大阪搗米商の白米隱藏を禁じ且私に米穀を他國に出すを禁す
大阪の不正米商捕縛せらる
造酒高三分の二を減じ酒造税を改定す爾後殆んど連年改定あり
丁銀豆板銀の通用を停め、二歩金、一歩金、一朱銀を増鑄し且十圓、五圓、一圓、一分、一朱の新紙幣を發行新古貨幣の通用價格を制定せるも實貨流行、殊に新紙幣は尙不信用のため銀貨との差二割五分に至る
納税に紙幣を用ふるを許す
貨幣を富商に借り又英國東洋銀行より洋銀五十萬兩を借入る一種の外債也
年末紙幣流通高 二四、〇七、三七圓
本年来輸入額 六、二〇石

年次干支	正米(一石)	米 況 概 要	備 考
明治二年 (己巳) (明治帝 紀元二五二九)	最高 一〇・七〇 十月 最低 七・四〇 一月 平均 九・〇二	兵馬の後を承けて庶民安堵せず百事尙未だ整頓せず殊に春來霖雨農作を害すると甚だしかりしのみならず紙幣の下落愈々甚だしきに伴ひ正月七圓四十錢の米價は連月昂騰して十月には十圓七十錢を唱ふるに至りしかば外米の輸入漸く多く昨年の八萬餘石に比して本年は六十八萬餘石を算するに至れり 堂島にては四月末肥後米筑前米等にて一枚百二十三十兩に騰り之を正金にすれば六十一兩位に當れり秋凶作なるを以て冬騰貴すべかりしに却て低落古米八十四五兩となり年末に至りて次第に騰貴せり	米穀輸出の禁を解く 文久三年以來の石建米取引禁止三井組其他をして貿易商社を組織せしめ米及油の定期取引を行はしめたるも年末に至りて更に禁止せらる 造酒高三分の一を減せしむ 小貨缺乏に付二歩、一歩、二朱、一朱の民部省札を發行す 金紙の價位を同一にすべきを令し錢相場金一兩に付錢十貫文と定めらる 府藩縣の石高に應じて紙幣を下付し金銀貨を換納せしむ 各藩の紙幣幕府許可の數に超ゆるを禁す 昨年未紙幣 一圓、〇・七五、元七圓 本年輸入米 六〇、六九石
明治三年 (庚午) (明治帝 紀元二五三〇)	最高 一〇・八〇 三月 最低 七・二〇 十二月 平均 九・二〇	春來氣候適順にして豊作の見込充分なりしかば三月には十圓八十錢を唱へたる米價も九月には七圓五六十錢迄下落し同月中旬の大風雨のため一時八圓臺に跳ね返したるも全國平均豊作に加ふるに外米の輸入二百廿五萬餘石を算せしかば再び七圓臺に下りて尙低落の傾向なりしも金納を廢して米納に復するの令ありしたため幾分大勢	豊稔のため醸酒減石の令を廢す 世上靜穩に歸するに伴ひ且實貨の流行は却て紙幣の信用を増加せしめ一方政府も銀貨過發の紙幣回收の結果一般物價の下落を誘致せり 金銀貨鑄造に關し其種類品位量目等を布告す、錢相場を當分時

年次干支	正米(一石)	米 況 概 要	備 考
明治四年 (辛未) (明治帝 紀元二五三一)	最高 七・三〇 一月 最低 三・九〇 十二月 平均 五・六三	を阻止し得たり 堂島にては舊冬より引續き騰貴肥前米にて百廿兩以上を上りしも八月には八十兩餘となり九月の風雨にて一時九十兩まで上りしも豊作のため六十九兩に下り納相場は七十七八兩なりき 本年は悪性日和とては無く先づ以て無難の方なりしも昨冬來の氣勢を受けて不況なりし折柄漸次拂米の擧ありしを以て其都度下値となり一月の七圓三十錢を高値として十二月の三圓九十錢まで押下げたり 堂島にては五月節後肥筑米にて五十七八兩まで下り同月大阪附近に於ける大雨の影響にて一時六十四五兩まで上りたれど順氣に伴ひ更に漸次下落せり	價相場とす 外國舊公債四百八十八萬圓を發行す外債の濫賜也 昨年未紙幣 五、〇九、八六七圓 本年輸入米 二、二八、五五石 藩を廢して縣とす 希望に依り米納を更に金納とす るを許す 空米切手を禁す 三月堂島米會所設立許可 十一月築地に東京商社設立七年 兜町に移る 大阪幣察成る 三井組に托して大藏省兌換證券を發行す 金銀貨鑄造令を出して金庫本位制成る 一圓を永一貫文に當てしむ 昨年未紙幣 五、五〇、〇〇〇圓 本年輸入米 一、六、三三石
明治五年 (壬申) (明治帝 紀元二五三二)	最高 四・二〇 六月 最低 三・六〇 十二月 平均 三・八八	昨年廢藩置縣の結果各藩より引繼げる貢米及幕府貯藏の粗米並に残存軍用糶の拂下あり、さらぬだに前々年來下落に下落を重ね來れる後なれば市況更に不振を極めて六月の四圓廿錢を高値とし三月十二月の三圓六十錢を安値として概ね	明治四年の金銀貨鑄造令中特異の點は從來の方形貨幣を圓形とせると、兩分米を廢して圓錢風とし十進法とせると等なるが金貨の品位は金九、銀一、一圓銀貨は銀九、銅一、補助銀貨は銀八、

明治年間の米價(其一)

年次干支 正米(一石)

米 況 概 要

備 考

明治六年 (癸酉) (紀元二五三三)

最高十月 六・一〇
最低一月 三・六〇
平均 四・八〇

三圓臺に定着し農民の困憊一方ならず更に一方地租改正の開始に伴ひ竹槍藩旗の暴動等あり是に於てか政府は横濱在留の外商を介して需給の權衡を圖らんとし六年五月迄に百九十九萬七千八百四十三石を輸出せるも大勢には何等の影響を與へざりき
堂島にては正月肥後米四十四兩二分より漸次騰貴の傾向なりしも秋に至りて下落十一月末には卅七兩一分二朱を唱へたり

一月には昨冬同様三圓六十錢の安値あり引續き保合の狀況なりしも政府は三井小野組等をして米を買入れしめ且米穀輸出の禁を解くと共に一方新舊公債を發行し且新に國立銀行紙幣を流通せしめしかば景氣自ら恢復に向へる折しも降雹洪水早魃等各地に若干の天災ありしのみならず各地の小民中新令を悦ばざる者あり擾亂各所に發生せるため漸次騰貴して十月には六圓十錢の高値を見するに至りたるも年末には稍々下落納會せり

銅二也
開拓費支辨のため紙幣二百五十萬圓を發行す
國立銀行を設立す
昨年末貨幣(金銀銅貨紙幣共) 二二,六三,九五〇圓
本年米輸入額 三,一〇,七九八
本年人口

地租を改正して新に地券を發行し地價百分の三を以て租とす
米麥の無稅輸出を公許す
新舊公債、金札引換公債及外國新公債を發行す是れ内國債の始め也
國立銀行をして銀行紙幣を發行せしむ
昨年末通貨 一三,六二,四八八圓
本年輸入米 八,〇九,九石
本年輸出米 六,九,五石

明治七年 (甲戌) (紀元二五三四)

最高十二月 八・二〇
最低一月 五・六〇
平均 七・二八

二月には佐賀の亂あり四月には臺灣征討の舉あり舊士族に家録賞録の金圓公債の交付、小野組島田商會の破綻去年來高値に因る農家の賣惜等の諸關係より漸次騰貴、一月に於て五圓六十錢の安値なりしもの三月には六圓臺、五月には七圓臺に上りしため政府は五月以降米穀の輸出を禁じたれども九月に於ては更に八圓臺に上り十月は本年の最高値を現はすに至れり

明治八年 (乙亥) (紀元二五三五)

最高四月 八・〇〇
最低十二月 五・七〇
平均 七・二八

前年來稍々高價を維持し四月には尙八圓を保ち得たる米價も引續ける秩録奉還金の下付、小野組島田商會の破綻、輸出米解禁等の影響を承けて漸次低落の歩調となり殊に本年は全國平均六分七厘二毛作(當時は六分作以上を上作と云へる由)の上作のため九月以降挫折して遂に十二月五圓七十七錢の最安値を示すに至れり

米穀賣取相場取引會社創立準備發布せられ十二月米油限月賣買一切禁止せらる
檳榔嶼申外商業會議所設立
小野組及島田商會官金委附の抵當加徴のため破産し財界に恐慌を起す
舊貨幣價格の比較を改定す(附表参照)
昨年末通貨 一五,四三,三二圓
本年輸入米 四,九,六石
本年輸出米 六,六,五石
貯蓄米條例を設けて東京に十萬石、大阪に五萬石貯蓄の計畫あり
度量衡を改正す
金相場騰貴のため各國立銀行營業上に多大の打撃を受く
新貿易銀を鑄造し且自由鑄造を許して開港場に限りて之を通用せしむ
昨年末通貨 一五,六〇,八三圓
本年輸入米 四,三,〇石
本年輸出米 二,二,八石

明治年間の米價 其二 (自明治九年、紀元二五三六年) 至明治廿七年、紀元二五六四年)

年次干支	米價(一石)	米 況 概 要	備 考
明治九年 (丙子) (明治帝 紀元二五三六)	正米 最高 五・六〇 最低 四・四〇 平均 五・〇一	米價は去冬より更に下落して正米の五圓六十錢を高値とせる程なるに▲五月に至り石代貢租等のとにつきて和歌山縣に騷動あり其他地租改正に際して米價下落のため農民窮迫を告ぐる者少からざるに依り現米抵當地租延納等の方法を講じたるも依然低落の趨勢を脱せず▲更に十月には熊本、秋月、萩の騷亂あり年末に及びて三重茨城等にも亦窮民亂を爲せるを以て各地に於て米を買い上げ府縣に於ても預り米等の處置を採りて其調節を圖りたり	期米は東京市場の先物相場也以下同断 出納寮に貯蓄課を設け賣良貯蔵輸出等米穀の經理を取扱はしむ 八月米商會所條例發布各地十四ヶ所の取引所成立す 蠲穀町中外商業會所及兜町商社各米會所を改稱 國立銀行條例改正 昨年末通貨 一四、九三、五九圓 本年米産額 一四、七五、九二石 本年米輸入 八八六、〇三石 本年米輸出 一〇一石 本年輸出入 一七、一五、二石
明治十年 (丁丑) (明治帝 紀元二五三七)	正米 最高 六・二〇 最低 五・一〇 平均 五・五五	去年來米價調節策の試みられたるもの敢て少からざるも地租納期に際し交通不便等の地に在りては二圓内外の取引さへ行はるゝに至りしを以て▲一月勿々地租五厘減の詔あり月末西郷隆盛の反に伴ひ軍用米の買上ありしを以て▲二月末には五圓五十錢に上りたるも九州地方農家の投賣の出穀夥多なりしかば▲四月下旬に於ては一	一月減租の勅あり百分の三を二半とす 一月常平局を置く申納寮兼任の米穀事務を獨立せしめたる也 西南戰費支辨のため新紙幣二千七百圓及銀行紙幣千五百萬圓を増發す 昨年末通貨 一六、二九、一四圓 本年米産額 一四、七五、九二石 本年米輸入 八八六、〇三石 本年米輸出 一〇一石 本年輸出入 一七、一五、二石

明治十一年 (戊寅) (明治帝 紀元二五三八)	米價(一石)	米 況 概 要	備 考
正米 最高 七・四〇 最低 五・六〇 平均 六・四八	期米 最高 七・一〇 最低 五・三五 平均 六・二二	時四圓七八十錢に下り運賃の騰貴に連れて俄に盛返し遂に六圓二三十錢の高値を現はすに至りたり▲然れども是れ現米不足のため非ず且戰亂尙未だ平定せざるも一部國間の旱損風水害を除きては上作見込の報ありしより更に下落の傾向となれり▲是に於てか政府は新米出鼻より買上米を爲し地租半額の米納を許可し又各縣とも預り米の達を爲したるを以て市場への出穀意外に少なく且支那印度の凶歉に伴ひ本年より十一年に亙り一千二百七十三萬餘石の輸出米もありたるごとく歳末には引返して五圓七八十錢を保持し得たり	本年米産額 一六、五九、一八石 本年米輸入 九六〇、五〇石 本年米輸出 四七、七六石 本年輸出入 一七、七五、九四石
舊冬より引續き三井の輸出米買入あり且春來氣候不順のため麥作不良の見込に依り次第に騰貴せるも昨年の豊作にて北國米の廻着多く更に言米の拂下等のため▲五月末頃より漸く氣勢を殺がれ其後風水害蝗害等ありしに拘らず兎角下押の一方なりし所愈々鎌入後其不作明瞭となりしかば新米の出廻り薄く酒造家の需要に應じ能はざる程の實況なりしを以て▲十一月月上旬より商況頗る一變せるが一方昨年末に於ては一億七千五百餘萬圓なりし流通貨幣急劇に増加して二億二千一百餘萬圓を算するに至れると金録公債下附等の影響のため諸物價とも一般に稍騰貴の傾向となれり	七月常平局事務を開始す 清酒醸造税一石一圓となる 國債償還紙幣償却の方法を定む 正貨流出缺乏のため新貿易銀の内地通用を許し金銀複本位制の姿となりしも零六銀本位の實あるに至れり 昨年末通貨 一七、四三、〇三圓 本年米産額 一六、五九、一八石 本年米輸入 九六〇、五〇石 本年米輸出 四七、七六石 本年輸出入 一七、七五、九四石		

年次干支	正米(二石)	米 況 概 要	備 考
明治十二年 (己卯) (明治帝 紀元二五三九)	正米 最高 九・〇〇 九月 七・一五 最低 八・〇一 平均 八・〇一 期米 最高 八・三三 最低 六・三九 平均 七・二七	前年の凶作を承けて地方よりの出穀少なく且麥作不登なりしを以て一時人心不穩の狀勢に陥りしとあり▲是に於てか或は拂米を爲し又特別の廻米を爲す等政府も騰貴の激勢緩和に腐心したるが幸ひ奥羽地方一部の被害を除きては夏秋の候氣候適順、十一分九厘といふ大豊作なりしため幾分落付模様となりて▲古米貯藏簿に伴ふ新米の散布活潑、農家の收穫米を賣急がさると、増發に因る紙幣の下落、金銀公債賣買の解禁等のため市況此處數年來の大景氣を呈するに至れり	勤儉の詔勅下る 假りに株式取引所に金銀貨幣の賣買を許す 紙幣天下落銀紙の差三割六分に至る 銀行の増設、紙幣の増發等に因り十一年以來十三年に亘りて企業熱物興す 昨年未通貨 三三、九四、八五四 昨年米産額 二五、二六、五四〇石 本年米産額 三三、四八、九四〇石 本年麥産額 九、八六、六八石 本年輸入米 五三、四九石 同 輸出米 五七、二八石
明治十三年 (庚辰) (明治帝 紀元二五四〇)	正米 最高 一二・五〇 十二月 八・四〇 最低 一〇・八四 平均 一〇・八四 期米 最高 一二・三三 最低 七・八一 平均 九・一〇	昨年八圓臺に上りし米價は卅年來の豊作てふ三千二百四十餘萬石の收穫米を控へたるに拘らず▲新春勿々より騰貴の一方にて三月末の如き市場不穩の形勢ありしを以て▲四月金銀貨と共に東京大阪其他各地期米の賣買を停止するに至り爲に一時引緩みの姿となりしも正米の依然強硬なると其後蟲害及風水害等の地方あり且賣買停止のため廻米少なきを氣構へて解停の日即ち▲十月一日は上米十一圓五錢五厘の高値を示して益々騰貴し本年も十分八厘作といふ豊稔なりし	地價の特別修正を行ふ 酒造稅率一石一圓を二圓とす 紙幣の下落愈々甚だしきため始めて紙幣整理に着手す 兜町蠟燭町の米商會所合併して東京米商會所と稱す 横濱正金銀行設立 金銀貨の定期取引禁止 昨年未通貨 三三、九二、三九圓 昨年米産額 三三、四八、九四〇石 本年米産額 三三、五九、三三石 本年麥産額 二二、〇三、〇三石

明治十四年 (辛巳) (明治帝 紀元二五四一)	明治十五年 (壬午) (明治帝 紀元二五四二)
正米 最高 一二・一〇 一月 一〇・二〇 最低 一〇・二〇 平均 一一・二〇 期米 最高 一一・五二 二月 八・〇一 最低 九・九一 平均 九・九一	正米 最高 一〇・五〇 一月 七・一〇 最低 七・一〇 平均 八・九三
未曾有の暴騰を演じたる期正米も昨年及一昨年の豊作と酒稅倍加のため酒造高の減少、數回に互る官米の拂出し、紙幣整理等許多の理由に因りて漸次に下向き▲五月上旬に至りて九圓臺に喰ひ込み▲八月下旬は八圓餘の安値を示すに至れり▲九月中旬後東海道關東地方に暴風雨あり且晚秋過冷のため▲十一月に於ては十圓廿七錢の高値を見せたるも其後歲晚に際して昨年同様金融の梗塞と一般の不景氣とに連れて▲十二月は不勢保合を繼續し十圓より九圓五六十錢内外を往來納會せり▲思ふに當時の米價は銀紙の差特に著しきため勢ひ其呼値を貴からしめたるも蓋し少からざるべし	不作不景氣等のため昨冬來兎角不勢なりし米界は▲二月に至りて深川の在米卅一萬餘俵に上り且前々年來持越せる金融硬塞殆ど其極點に達したるため更に崩落の大勢如何ともするに由無く爲に▲正月には九圓餘に寄付きしもの三月に入
本年輸入米 八二、七石 同 輸出米 二六、四石 過度の商業擴張、貿易の逆勢、紙幣整理等のため西南後企業熱勃興の反動漸く現出し來る 銀紙の差尙甚だしく銀貨百圓に付紙幣百八十五圓に至る 始めて農商務省を置り從來内務省所管の取引所農商務省に移る 地租徵收期の改正あり 昨年未通貨 二〇、九四、七二圓 昨年米産額 三三、三九、三三石 本年米産額 二九、九二、三三石 本年麥産額 二〇、五七、九三石 本年輸入米 三三、五二石 同 輸出米 四七、六石	常平局廢止せらる 嚴格なる仲買人納稅規則發布せらる 酒造稅率の二圓を四圓とす 國立銀行中閉店を命ぜられ又合併するものあり横濱正金にも紛

年次干支

正米(一石)

米況

概要

備考

期米
最高 九・四六
一月 六・六〇
最低 七・九二
平均 六・六〇

明治十六年 (癸未)
(明治帝 紀元二五四三)

正米
最高 七・二五
八月 四・六五
最低 六・二六
平均 六・二二

りては七圓臺に陥落し他方一般商業の沈滞不振と相俟ちて愈々不味なりしも漸く輸出米に調節せられて保合の折柄▲七月朝鮮事件起りて俄然活氣を呈し期米の如き九圓以上に迄昂騰せり▲されど幾何も無く該事件の落着するや再び下向となり秋に至り概して豊作のため更に其勢を助長し▲尋で十一月蠟穀町仲買人百三名の拘引營業停止・兜町仲買人廿五名の拘引等あり歳末に及んで益々安値を現はすに至れり

相變らず不味にして六圓二三錢に生れ商勢兎角活潑ならざりしが春來氣候不順のため麥作不良の氣構へあり今秋より酒造稅更に倍加實施の見越等ありて稍々氣直りの有様なりしに梅雨期中雨少く漸く植附を了せし所あり▲爾來諸國の早魃に引續きて八九月の交南海四國九州地方に風水害ありしたため一時七圓臺の高値を現はしたれども昨年同様三千餘萬石といふ豊收なりしかば▲九月既に六圓を割り十一月地租納期延期の令ありて幾分人氣を引立てたるも何様一般の不景氣に押され崩落の氣勢急激にして不景氣聲裡に本年を終れり

議あり銀行條例發布以來の出來事にして私立の金貨會社等の倒産接踵し不景氣十八年末迄繼續す

日本銀行開設せらる
昨年未通貨 一五、七三、六八圓
昨年米産額 元、七二、三三石
本年同 三〇、九二、三三石
本年米産額 三、九六、七五石
本年同 三、〇二石
同 輸入米 三三、三九石
同 輸出米 三、七〇、七九人
同 人口

共同運輸會社開業三業と競争のため運賃下落す
金銀貨買辦禁となりしも重稅のため不振
四月仲買人納稅規則施行
銀行紙幣合同償却法を定む紙幣の價格漸次回復打歩一圓廿六錢となる
昨年未通貨 一〇、三三、天二圓
昨年米産額 三〇、六二、三七石
本年同 三〇、三〇、四三石
本年米産額 二、七三、八四石
本年同 輸入米 一八石
同 輸出米 一八、八九石

明治十七年 (甲申)
(明治帝 紀元二五四四)

正米
最高 六・一〇
十二月 四・三五
最低 五・一四
平均 五・〇八

明治十八年 (乙酉)
(明治帝 紀元二五四五)

正米
最高 七・六〇
八月 六・〇〇
最低 六・五三
平均 六・五三

三四圓臺に生れたる米價も一月下旬銀貨の高値に連れて幾分好氣配となり▲二月に入りて下向きしも仕出元の氣配のため割合に下落せず昨年來輸入減少輸出増加等のため▲三月末頃は五圓五錢の高値を見せ其後益々強氣配なりしも▲七月の天候申分無かりしたため漸次不味に歸せる折柄▲八九兩月全國に互りて暴風雨あり昨年比し約一割四五分の減收となるのみならず外には清佛間の和議破れて戰端を開けるあり内には茨城及埼玉の暴動等ありて▲十一月下旬には再び五圓九十錢となり朝鮮事件及金融梗塞のため(年末日銀一時手形の割引を中止せり)十二月に入りて更に上騰本年の高値を現はせり

去冬に於ける高値の納相場を承けて期米正米共六圓臺の商内なりしが其後は保合の裡にも日韓談判に連れて小往來あり▲四月下旬天津條約成るに及びて漸次不味の趨勢となり結局五圓臺に入れり▲然るに當年は春來氣候不順なりしを以て農商務省にては吏員を各地に派して勤儉貯蓄を諭せしめたるに▲六七月の交大阪及各地に洪水あり爲に七八月に於て期米正米共本年の高値を現はすに至りたれど▲其後の天候本順に復せるため饑饉案は倏ち豊稔說に變じて四五圓

地租條例制定(百分の二半を定率とす)
本年以降金札引換無記名公債を發行して紙幣を燒却す
兌換銀行券發行條例及大藏省證券條例公布
朝鮮國黨我公使館を燒く
昨年未通貨 一八、三六、三七圓
昨年米産額 三〇、六七、四九石
本年同 二六、二九、八三石
本年米産額 三、〇五、八四石
本年同 輸入米 二、四八石
同 輸出米 四七、五五石

田租納期を四期に改正す
株式及期米手数料を改正す
兌換券を發行し十九年一月より政府紙幣を銀貨に引換ふる旨を布告す
紙幣整理のため銀紙等價通用となる
昨年未通貨 一七、九六、〇三圓
昨年米産額 二六、四九、八三石
本年同 三三、二一、六九石
本年米産額 二、九五、四七石
本年同 輸入米 二四、三五石
同 輸出米 一三、四七石

年次千支 正米(一石)

米 況 概 要

備 考

明治十九年 (丙戌) (明治帝 紀元二五四六)

明治二十年 (丁亥) (明治帝 紀元二五四七)

最高	六・一七
一月	五・〇二
最低	五・〇二
平均	五・六〇
期米	
最高	六・〇八
六月	四・九一
最低	四・九一
平均	五・五六
期米	
最高	五・四三
二月	四・七四
最低	四・七四
平均	五・〇〇

初商内には期米五圓六十三錢正米六圓二錢餘に發會二三十錢幅の往來あり▲四月中旬頃は地方よりの出穀にて一層氣配軟弱を免れざりしも輸出の爲に買支へられて俄に引締り▲六月には六圓内外に迄引戻したり、されど麥作の増收と土用中好順氣とのため次第に引緩みて遂には四圓臺の安値を現はすに至り▲其後奥羽地方並に常野地方に於ける多少の早害四國九州地方の暴風雨等のため▲十一月上旬再び五圓五六十錢迄引戻したれど全國を通じて豊作、新米の廻着多きに連れて漸次下落結局五圓際を保合を繼續したるが其値幅の僅少ななる近年稀に見る所なり

十八年には三千四百餘萬石、十九年には三千七百餘萬石の増收に加へて交通運輸等の便開けたると一方には財界の秩序漸く整然たるものあるに伴ひ甚だしき高低を示さず▲一月中は五圓一二十錢を往來して二月に入り本年中の高値を示

政府紙幣銀貨交換開始金融史に新紀元を劃す
東京米商仲買人十一名營業停止
共同運輸三菱の兩汽船合併後一般の運賃騰貴積積新滿洲百石に付四十二圓なりしもの六十圓なる
一月より金銀貨の賣買禁止となる
昨年未通貨 一八、四三、九六圓
昨年米産額 三、一八、一九石
本年米産額 三、一八、一九石
同 麥産額 一六、〇三、九〇石
本年輸入米 四、二二石
同 輸出米 五、九二石
再び地價修正實施
所得稅法發布せらる
東京に米商株式聯合會開會仲買組織の取引所の不可を決議上申す
取引所條例發布せらる所謂ア

明治廿一年 (戊子) (明治帝 紀元二五四八)

最高	五・四四
二月	四・九一
最低	四・九一
平均	五・一〇
期米	
最高	五・三二
十一月	四・五六
最低	四・五六
平均	四・九三
期米	
最高	五・八四
十月	四・七二
最低	四・七二
平均	五・〇二

したれど下旬には少しく低落▲三四月以後は人氣株券熱に集中のため益々不況▲六月上旬一時氣候不順のため底意強含なりしも多數の廻米に氣配を挫かれ爾後天候良好なりしたため更に引緩みて漸落の歩調となり▲新米の廻着及備荒貯蓄米の賣出等に益々不味に陥らんとしたれど全國概ね五圓内外に保合ひ値幅昨年よりも尙僅少なり

初相場五圓六錢に寄附き其後不勢なりし所、昨年豊作のため各地よりの出穀多く麥作の豊收、各地米商會所營業延期不許可の指令等と相俟ちて四圓六七十錢といふ安値を現はし市場衰微して上半期は不況を極めたれど▲本年度は輸出百卅九萬餘石といふ明治初年以來の石數を示せる一方兩羽及關西地方に出水あり爲に▲七月下旬より漸次騰貴し引續きての各地の降雨、朝鮮米不作等の報は▲十月に入りて先物五圓八十四錢の高値を現はさしめたれど▲本年も亦三千八百餘萬石の豊收とて新穀の出廻り利喰物等のため遂に三四十錢方の低落を示すに至れり

ルズ條例是れ也
口銀の資本金一千一百万圓を二千萬圓に増額許可
昨年未通貨 一七、九七、二九圓
昨年米産額 三、一九、四四石
本年米産額 三、一九、四九石
同 麥産額 一五、八三、一四石
本年輸入米 四、四三石
同 輸出米 三、五二石
尙本年より既往九年間平均年米深川倉庫在米數は二二六、三二四石也
昨年来企業漸く勃興し來る
白銅貨の發行を布告す
市町村制發布
各地米商會所に對し一旦不許可の指令を與へしも更に之を許す
收稅規則中定期賣買稅率千分の二を萬分の六に改む
朝鮮不作のため防穀令を布く
昨年未通貨 三〇、一〇、四四圓
昨年米産額 三、九九、一九石
本年米産額 三、六四、五八石
同 麥産額 一五、二八、六九石
本年輸入米 五、二四石
同 輸出米 一、三九、六三石

年次干支

正米(一石)

米 況 概 要

備 考

明治廿二年 (己丑)

(明治帝 紀元二五四九)

正米

最高 九月 一〇・二七
最低 五月 四・六二
平均 六・〇〇

期米

最高 九月 八・五七
最低 三月 四・八七
平均 五・九九

舊冬より廿錢方安値に寄附き若干強弱の氣配ありて三月には一月より七八十錢方の下落となりしが▲四月大阪に買占手筋現はれたりとの風説あり六月には事實となりて現はれしと天候不良に陥りしため▲四月中旬以後は氣配を持直して漸騰の折柄各地の水害、熊本、朝鮮は昨年不作のため輸入税の免除、清國山東省の饑饉等各種材料の幅濶に因り輸出米多き一方▲買同盟は之を機として盛に買煽りしかば七月新市九月限五圓八十七錢に生れしもの月末には六圓四十九錢となり▲八月下旬より又々騰貴▲九月に入りて七圓臺に上り更に尾三地方の海嘯東北の風水害等にて上騰の氣勢猛烈なるを以て五日間立會停止の厄に遇ひ三期とも總解合となりたるも▲十九日再び開市、廿二日には更に沸騰して八圓五十七錢の高値を現はし其後は反動にて六圓臺に陥落せるとあるも倏ち引返して七圓四十五錢の間を往來せり

帝國憲法及皇室典範發布
三たび地價修正施行
國稅徵收法制定せらる
東海道鐵道全通
兜町の正米市場を蠣殼町に移す
昨年米産額 三〇、八五、七二圓
昨年米通貨 三、〇六、五三石
本年同 三、〇七、五三石
本年米産額 三〇、七三、六五石
本年輸入米 三、〇七、五三石
同 輸出米 一、三六、三三石

明治廿三年 (庚寅)

(明治帝 紀元二五五〇)

正米

最高 六月 一一・五二
最低 十二月 七・三四

平均 八・九五

期米

最高 四月 九・六八
最低 十二月 六・〇七
平均 六・四五

なりしもの漸騰して二月には九圓卅九錢の高値を現はし其後幾分か下押したれど氣候不順且現米薄等のため▲四月初旬早くも本年の最高値を示せり是に於てか米價調節の聲漸く高く外米代用の實施(五月一日發會七月限より二圓八十錢の格下にて外米を代用したれど内國米とは四五圓の差あるため期米の呼値の昂騰を阻止し得たるに過ぎざるの觀あり)となり爲に七圓臺を覗けるとありしも▲氣候相變らず不順にして麥作は三割五分以上の減收なりしたため▲六月には又九圓臺に引返して六月期の如きは十一圓にて解合ふの已むべからざるものありたり▲されど七月頃より天候も恢復し且幾度か外米の拂下あり(米價調節のため六月より廿四年に互り前後八十回淺草難波米廩の外米廿八萬石を拂下ぐ)取引所及仲買への干涉(佐賀取引所營業停止となり其他立會中止を命せられ尙自ら中止する者あり仲買及空米相場嫌疑者の拘引せらるゝ者各地甚だ多し、窮民中買方の狙撃を畫する者あり又各地に一揆起りて米商富豪を脅す)あり外米の輸入は百九十餘萬石といふ未曾有の額に上れるを以て漸次下向き▲八月數度の暴風雨ありしも差したる騰貴も無く四千三百餘萬石といふ明治初年以來の大豊作に流石の米價も其高値を保

第六十銀行營業停止
各取引所明年より向三ヶ年間營業延期許可、同時に仲買人の身元保證金増額せらる
東京米商會所上下外米の四種建米實施
北米合衆國新銀貨條例を公布し銀塊購入のため屢々外國爲替相場を激變せしむ
昨年米通貨 三〇、八八、九二圓
昨年米産額 三〇、〇七、五三石
本年米産額 三〇、〇七、五三石
同 麥産額 一〇、七三、六五石
本年輸入米 一、三六、三三石
同 輸出米 一、三六、三三石

年次干支

正米(一石)

米 況 概 要

備 考

明治廿四年 (辛卯) (明治帝 紀元二五五一)

最高	七・八四
最低	六・五八
平均	七・〇四
期米	
最高	八・六三
最低	六・五三
平均	七・一八

新春來小往來ありしも先づ小高く保合ひの姿なりしに大寒後寒氣殊の外烈しく諸國近年稀觀の降雪のため多少の安相場となりしも▲間も無く上向きて二月下旬には七圓卅九錢餘の高値を見せ▲五月大津に於て露國皇太子殿下負傷の事あるや米商會所は暴騰を氣構へて臨時休業をなせしも人氣静まらずして漸騰の歩調となり▲次で六月米商會所頭取の私曲事件あり已むを得ず臨時休業の上七月より開始北越地方及九州地方に水害あり氣配を強めし折柄▲十月下旬濃尾地方を中心として安政以來の大地震あり一層の氣配を強め二百廿日の六圓六十三四錢より十一月の八圓六十三錢の高値を現はし▲其後下足取となりしも更に十二月には八圓八錢となり七圓五十九錢を以て納會せり

第六、第四十六、第五百十國立銀行營業を停止せらる財界の不況日清戰爭當時迄繼續五月御來遊の露國皇太子殿下大津に於て狂浪津田三藏のために負傷せらる
六月東京米商會頭取中村某仲買身元保證金及賣買保證金四十萬圓私消燃疑の大獄起る
昨年未通貨 三三、三三、〇五圓
昨年米産額 三三、〇七、八〇九石
本年米産額 三三、三三、四八石
本年麥産額 一八、〇八、七三石
本年輸入米 七〇、七三、三石
本年輸出米 八三、九、四三石
同 輸出口

明治廿五年 (壬申) (明治帝 紀元二五五二)

最高	七・八二
最低	六・八三
平均	七・二四
期米	
最高	八・〇九
最低	六・六七
平均	七・二五

七圓五十七錢に生れたる期米は客臘中より大阪の聯合買方筋の買占に釣られて中旬には八圓五錢となり地方よりの廻米多かりし爲一旦七圓五に落込みたれど現米の八割は聯合手筋の買持なりしたため▲五月に於て更に八圓九錢の高値を現はし其後六七の兩月聯合軍の小破裂に六圓九十錢臺の安値を示したるも▲土用の降雨と洪水とに乗じて聯合筋の買募りあり爲に八月には再び八圓五六十錢に上りたれば五日間の營業停止あり三期共に其年數を解合ひたるが▲土用明頃よりの暑熱廿年來なりとのにて豊年説傳はり格別暴風雨等も襲來せざりしを以て▲九月中旬忽ち六圓臺となり聯合筋も解散せりとのことにて漸落し年末には割合小堅く保合ひたり

取引所改正案議會に提出せらる昨年未通貨 三九、七、六三圓
昨年米産額 三九、三、五八石
本年同 四一、三、九六石
本年麥産額 一五、九、四、五三石
本年輸入米 三三、三、〇三石
本年輸出米 五二、〇〇〇石
同 輸出口 四一、〇、九、四〇人

明治廿六年 (癸巳) (明治帝 紀元二五五三)

最高	八・三二
最低	六・七四
平均	七・三八
期米	
最高	八・五〇
最低	六・七五
平均	七・五〇

六圓八十一錢に生れて七十五錢の安値あり▲二月は七圓飛臺に入りしとあるも更に面白からず▲三四兩月略々同様に暮れて▲五月は中旬朝鮮防穀事件の落着と各地の暴風雨とに七圓十七八錢臺に上り▲六月は一層氣強く▲七月は銀貨の低落と相俟つて益々昂騰し▲八月は買同盟の組織あり八圓臺に上りて小往來ありしも土用の照込に豊作説傳へられて七圓廿錢に低落し▲九月は略々白眼合ひの姿にてさしたる變動無く▲十

銀貨下落の影響甚だしきため金銀各本位論野に沸騰是に於て貨幣制度調査會なる(明治七年金一)に對し銀一六・一七なりしもの本年は二六・四七となり廿七年には三二・五六、卅年には三四・三四となり
三月取引所條例改正同時に取引所稅法發布せらる
五月下旬より八月に亘り佛國及暹羅國間に葛藤あり

年次干支 正米(一石) 米 況 概 要 備 考

明治廿七年 (甲午) (明治帝 紀元二五五四)

最高	一〇・三九
最低	七・五三
平均	八・八三
期米	
最高	九・七〇
最低	八・一〇
平均	八・七一

月は各地の激烈なる風水害に依り且銀貨の再下落と相俟ちて中旬早く八圓飛臺に入り連日昂騰の氣勢なりしも下旬には稍々下向き十一月は正米の不味に氣勢兎角抄々しからざる模様なりしも不作と大阪筋の買注文に俄然沸騰して本年の高値を見せたるも十二月は頭重く底意手堅く持合納會せり

八圓飛臺に發會銀貨の低落と買方の優勢に漸騰して三月には九圓臺に入り現米に制せられて幾分下押し氣迷の姿なりしかど五月は降霜降雪等のため引戻して九圓五十錢となり月末賣方の踏退ありて一日の取引高廿萬石に上れるため立會中止三期總解合となり六月は八圓八十錢に生れたれど各地に早害あり且清間の國交漸く危殆に瀕せるため九圓臺に上りて七月下旬は開戦と共に七十錢の高値を見せ作柄良好豊作影響輸送不便に乗じて端境期を殆ど無數に買建つる者あり十一月當期の如きは十圓以上に沸騰遂に新規賣買の中止を見たる程なるを以て日本郵船は土佐丸以下の船線を斷行して廻米に便せらるため遂に買方の失敗に歸し且豊年のため漸落して十二月下旬には八圓二十錢となれり

昨年米産額	三二〇、三三〇圓
本年米産額	四一、三九、九六六石
昨年米輸入額	三、一九、六六三石
本年米輸入額	一、六、六三三石
昨年米輸出額	一、六、六三三石
本年米輸出額	六、七、一六六石

本年以後日本銀行制限外の發行を繼續す
七月日清戦争開始是に於て廿五六年頃より更に熾盛ならんことを企業熱に一頓挫を來せり
昨年米産額 三、一九、六六三石
本年米産額 四、一、三、九六六石
昨年米輸入額 一、六、六三三石
本年米輸入額 一、六、六三三石
昨年米輸出額 一、六、六三三石
本年米輸出額 六、七、一六六石

明治廿八年 (乙未) (明治帝 紀元二五五五)

最高	九・八九
最低	八・二五
平均	八・八八
期米	
最高	一〇・一九
最低	八・〇四
平均	八・九四

八圓四十錢に生れて氣配弱からず四五錢に保合ひ二月は漸次引縮りの氣勢なりしも小戻り生じて八九十錢を唱へ四月は小緩く始まりて稍々氣縮りの模様なりしも日清の構和遼東半島還附等の影響にて二十錢方低落し五月は九圓飛臺に生れしも下旬に至り買方聯合の破綻より立會停止當期の解合となりて爲に八圓臺に落ち六月は發會以來デリ、下向きたるも空梅雨及臺灣行買上米に下旬に至りて沸騰し七月は初旬より天候不良殊に土用中霖雨連日のため漸騰八月初旬本年の高値を示すに至りて更に立會中止あり九月以降は天候の回復と稻作の見直しに九圓内外に保合ひ十二月に入りて少しく上向き納會せり

日清間の講和成立企業熱再び猛烈の勢を以て勃興し來る	二四、七、七二、二八圓
昨年米産額	四、一、八、六六三石
本年米産額	三、九、三、八三三石
昨年米輸入額	一、九、五、七、八四三石
本年米輸入額	七、七、八、八三石
昨年米輸出額	七、七、八、八三石
本年米輸出額	七、七、八、八三石

明治廿九年 (丙申) (明治帝 紀元二五五六)

最高	一〇・六五
最低	八・八八
平均	九・六五
期米	
最高	一一・四六
最低	一〇・四六

舊臘不勢の影響にて相變らず引立たず二月は朝鮮事變ありしも四月中旬までは小波瀾の裡に八圓臺に保合ひ中旬大阪及東海道筋の買聯合成立の報と挿秧後の氣候不順に漸騰の氣勢となり五月亦昂進の一方にて初旬早く十圓十七錢の珍値を見せ二十錢幅の小往來あり六月は十圓卅四錢に生れ天候の回復模様は鳥渡下押したれど更に引戻し七月は買占派の乗出及大阪市

戦後經營のため第一次の増税實施、酒造税亦増額七圓となる	二、九、〇〇、八二圓
二月朝鮮國王世子露國公使館に行き新政府を組織し閣員全部罷免大官梟首せらる	三、一、九、七、七二石
十一月東京米商取引所直取引を開始す	三、一、九、七、七二石
昨年米産額	三、一、九、七、七二石
本年米産額	三、一、九、七、七二石

明治年間の米價(其二)

年次干支

正米(二石)

米 況 概 要

備 考

明治三十年 (丁酉) (明治帝 紀元二五五七)

正米 最高 一四・五三 最低 一〇・一五 平均 一一・九八 期米 最高 一三・五三 最低 一〇・三七 平均 一一・八六

場に於ける三期の停止並に三陸海嘯各地出水等のため小波瀾あり八月は兩三回の暴風雨に保合の姿なりしも爾後の快晴に十圓臺を割り九月は各地の出水に騰貴の一方にて下旬は十圓六十錢を唱へしが漸次下向き十月は略々白眼合に經過し十一月は米實收額豫想高よりは少かるべしとの氣構へにて初旬十一圓臺を見せられたる正米に押されて保合ひ十二月は各地の高報に上足取となりしも金融逼迫氣配不味の間に納會せり

春高の豫想に反して十圓臺に生れ不振保合を繼續し二月は昨年の米實收額に疑を懐き且廻米潤澤の氣構へに漸騰して中旬十一圓臺に上り三月は七八十錢迄昂騰せるも大阪賣聯合成立の報に幾分下押しして白眼合ひの姿となり四月は發會當日の好況に似もやらず爾來不勢氣迷となり五月は發會勿々十二圓臺に入りて月末少しく引締り六月は正米の不況に押されて中旬十一圓臺に落ちたれど強氣の買煽に十三圓十錢の高値を見せ尙暴騰の氣勢のため七八兩期の立會停止となり七月は開市勿々更に前月同様の高

本年麥産額 一七、四〇、四六石
本年輸入米 七、八二、〇四一石
同 輸出米 七、九三、三七石

三月貨幣法公布金本位制の古へに復す純金量目〇グラム七四九九九即ち二分を價格の單位として圓と稱し品位は九百位にして銀貨白銅青銅の補助貨あり從來の各金貨を新金貨の倍位とす日清戦後に於ける企業過多の弊漸く現はれ金融の緊縮金利の騰貴を見るに毛る
昨年未通貨 三〇〇、七三、六六圓
昨年米産額 三、一九、七二石
本年同 三、〇一、〇一五石
本年麥産額 一八、〇〇、七六石

明治卅一年 (戊戌) (明治帝 紀元二五五八)

正米 最高 一七・六八 最低 九・三三 平均 一四・八〇 期米 最高 一六・二〇 最低 九・一〇 平均 一一・七八

値を現出せしより又々臨時休業の已む無きに至りて幾分落付模様となり八月は正米のデリ安と作柄良好の噂に十一圓臺より十圓臺に低落九月は暴風雨及正米の好況に活況を呈し十一圓臺に入りて六七十錢と小堅く引締り十月は天候不順、不作説、在米減等のため十二圓内外を往來せるも中旬より漸騰して下旬には本年の高値を現はすに至り十一月は中旬以後稍々不況に陥り十二月は白眼合ひの姿なりし折柄中旬買方の手仕舞ありて三期總解合に終れり

一月より外米代用の許可ありしたため二圓四十錢の大幅下降に生れたるを機として賣崩しを試みたる者あるも兎角不勢の間に渡米の缺乏を來して三月下旬賣仲買十六名の違約處分あり三期も總解合となれるが四月初旬外米に七圓の格下値段を附したれば春來殆ど外米代用相場を現はし居たる市場は正米の活況に連れて一躍十六圓臺の高値を見せられたる正米の潤澤に押されて引緩み五月は遂に十二圓臺に落ちて十三圓飛臺に引戻し六月は略々保合ひ八月は正米の引締れるに反して同様保合中賣買兎角不穩の狀あるため下旬立會停止役員の總辭職等あり十月は漸停止明けより九月中は立會出來せず十月は漸

同 輸入米 二、六四、六五石
同 輸出米 四、三九、九一石
本年より既往十年間平均深川倉庫年末在米高は四八、一、六八一石也

四たび地價修正を行ひて地租を輕減す
日清戦後企業熱の反動として商店の破綻銀行の支拂停止等種々接す依つて政府は約三千萬圓の公債を買収し又動銀をして百四五十萬圓を貸付けしめ財界を救濟す
取引所法に二三の改正あり
昨年未通貨 三、〇〇、七三、六六圓
昨年米産額 三、〇一、〇一五石
本年米産額 三、〇一、〇一五石
本年麥産額 一八、〇〇、七六石
同 輸入米 四、三九、九一石
同 輸出米 二、六四、六五石

年次干支	正米(二石)	米 況 概 要	備 考
明治卅二年 (己亥) (明治帝 紀元二五五九)	正米 最高 一三・三二 最低 八・七五 平均 一〇・〇三 期米 最高 一三・三二 最低 八・六五 平均 一〇・二〇	次昂騰せるも格別の賣買無き一方本年の大豊稔最早確實となりたれば十一月は遂に九圓臺に落ち十二月に至りて本年の最安値を示すに至れり 八圓九十錢に生れたるも正米の潤澤と東北暴落の報に氣崩れて六十五錢といふ本年の最安値を現はし正米筋の買物阪地の高報に引返し二月は正米の好況に連れ且輸出米ありとの報に市況活潑なりしも月末には稍々下向き三月は概ね沈静裡に經過し四月は發會に十圓の高値ありしも忽ち九圓臺に入りて何となく頭重く保合ひ五月は稍々上向かんの氣勢なりしも正米の不揃と麥作豊收見込に概ね氣崩れの有様に保合ひ六月亦略同様に經過し七月は大阪方の昂進一方なるに反して四五十錢幅の小昂低を見しのみ八月は天候の適順と在米の豊富に中旬に於て一時八圓臺を踏破り九月は天候不順各地出水等のため氣配強硬にして中旬十圓臺に昂騰十月は北國及東海道筋違作の聲益々高かりしため中旬十一圓臺に上り十二月は農家の賣惜み一般財界の活氣につれて十三圓卅二錢の最高値を示すに至れり	戦後經營のため第二次増稅實施地租は五ヶ年間三分三厘酒造稅は十二圓となる 賃金及外債の流入に起業界復活 耕地利用増進の目的を以て耕地整理法を發布す 取引所法に一部の修正あり 昨年末通貨 二八五、六九、六八圓 昨年末産額 四七、三七、六六石 本年米産額 三九、天六、六九石 本年麥産額 一九、三三、三九石 本年輸入米 六九、二四九石 本年輸出米 九一、五、二二石
明治卅三年 (庚子) (明治帝 紀元二五六〇)	正米 最高 一三・二〇 最低 一〇・五六 平均 一一・九六 期米 最高 一三・二五 最低 九・八九 平均 一一・五五	昨年の不作供給不足見越に十三圓臺に跳ね上げたれども兎角に人氣引立たず二月に入るや地場黒人筋の買煽りもありて本年の最高値を現したれど相變らず人氣引立たずしてテリ安となり三月は在米増加と各地の安報に十一圓臺に崩落し四月は幾分引締りたるも金利の引上に挫折し五月は大阪桑名等の營業停止ありて一層の弱味を加へ六月中旬は更に低落して違約事件を生じ立會の中止あり清國事件と梅雨見込に幾分上向かんとせるも投物及正米に押され七月は清國事件及各地の高報に一時十二圓臺に飛びたれども忽ち十一圓臺に押込まれ更に下這ひて八月は十圓臺に陥落九月は天候良好のため本年の安値あり月末の暴風雨及違作の聲に十一月も相變らず不活潑なりしが中旬一時十一圓臺に上りて小往來あり十二月は小動きながらテリ高の趨勢にて納會に至れり	六月北清事變起る 戦後第二次の反動來り熊本第九銀の支拂停止を發端として卅四年春季に亘り大恐慌を起す 昨年末通貨 三三、七四、二九圓 昨年末産額 四九、五八、七九石 本年同 四一、四六、四三石 本年麥産額 三〇、三六、四三石 本年輸入米 九六、〇、五三石 本年輸出米 二六、三、三石
明治卅四年 (辛丑) (明治帝 紀元二五六一)	正米 最高 一五・六七 最低 一〇・八六 平均 一二・三〇	十二圓臺に生れて案外好況なりしも月末に至りて十一圓臺に陥落し二月亦同様にして三月も相變らずの鈍狀を繼續し居たるに偶々大阪銀行中にも破綻者ありとの報に忽ち低落歩調となりて五月發會には十圓臺に崩落したれど大阪	戦後第三次の増稅施行、酒造稅率更に増加一石十五圓となる 一月横濱鐵絲銀行の破綻に續きて全國無數銀行の破綻倒産を出し其影響商工界に及びて極度の沈衰に陥る

年次干支

正米(二石)

米 況 概 要

備 考

明治卅五年 (壬寅)

(明治帝 紀元二五六二)

期米 最高 一三・八六 八月 最低 一〇・七一 十二月 平均 一一・八二

期米 最高 一五・六五 八月 最低 一〇・四五 一月 平均 一二・七〇

當限の暴騰に連れて十一圓臺迄押上げたり▲されど伸びんとしては又下向き六月亦同様氣迷の姿にて七月に入りたるが▲七月は正米の氣丈各地の高報、天候案じ等にて人氣を強め十三圓臺に飛び上りて四五十錢の高値を見せ▲八月は十二圓四十一錢と寄附きたるも當中限の暴騰に連れて十三圓に吹出し十四圓八十六錢と沸騰せしかば遂に立會の休止を見るに至り▲九月は十三圓十五錢と寄附きしも更に中限の停止に氣先を殺がる、や忽ち十二圓臺より十一圓臺に崩落し爾後は低落の一方にて▲十一月は遂に十圓臺に割込み▲十二月に至つて本年の安値を示すに至れり

一般に春高を以て迎へられしも十圓九十八錢に生れて豫期の活況を見ず▲二月十一圓六十四錢の高値となれるも正米の形勢非なるも昨年實收額四千六百萬石といふに商勢頓に軟弱となりて十一圓臺を破り更に引戻せしも結局小往來にて三四の兩月を終りたり▲されど四月中旬よりして天候漸く不良に陥り麥作案じの聲高き一方各地の高報あり關西筋の買物入れる等の關係上

昨年末通貨 三八、〇〇、三八圓
昨年末産額 四、四六、四三石
本年同 四、九四、四三石
同 麥産額 二〇、六八、三七石
本年輸入米 一、三〇、〇八石
同 輸出米 五、四六、四三石

二月日英同盟成る
六月勅令第百十八號を以て大に取引所法に改正あり世に打壤令との稱あるものは是れ也
昨年末通貨 三〇、六〇、九七圓
昨年末産額 四、九四、四三石
本年同 三、九三、二六石
本年麥産額 一、八三、八〇石
本年輸入米 五、三二、〇〇石
同 輸出米 四、〇一、七六石

明治卅六年 (癸卯)

(明治帝 紀元二五六三)

期米 最高 一〇・八〇 一月 最低 一二・七七 平均

期米 最高 一六・一〇 八月 最低 一二・四六 十二月 平均 一四・四四

▲五月末には十二圓七十二錢の高價を現はし大阪の賣聯合に幾分引緩みたるも正米の好勢に連れて▲六月には十三圓四十四錢となり▲七月更に八十四錢の高値を見せ▲八月は天候不良冷氣甚だしく且各地水害の報頻到せしかば遂に十五圓十五錢といふ珍値を現はしたれど外米代用の噂、外米輸入、在米増加、天候回復、賣大將の討死等のため一直線に十三圓六七十錢に落ちて▲九月を迎へ月未未曾有の風水害のため▲十月に亘りて五六十錢乃至一圓二三十錢高を見せたるも▲十一月は不振沈靜裡に十四圓臺を破り小波瀾の間に十二月を終れり

押目買の人氣に十四圓八錢と生れ漸次引縮りて八十九錢五厘となり▲二月は十五圓十四錢に始まりて月末七十八錢の高値ありしも賣聯合の成立其他にて低落歩調となり▲三月下旬には十四圓七十八錢の安値ありたるも昨年の凶作に因る廻米薄在米の減少のため十五圓臺に引返し▲四月は五六十錢幅の往來にて五月に入れるに強氣の買進み天候の不良日露外交の危急其他にて下旬は遂に此處四五年來の高値たる十六圓四錢を現出せり▲然るに爾後天候本順に復せる一方漸次多額の外米輸入せられ且高値は巨額の賣物を

日露間の折衝問題下半季に入りて事態漸く重大を加へ来る
四月及六月取引所法中に改正あり
昨年末通貨 三六、五五、七九圓
昨年末産額 三、九三、二六石
本年同 四、四七、三九石
本年麥産額 一、三、四四、二〇石
本年輸入米 五、〇八、二〇石
同 輸出米 三、四四、四三石

年次干支

正米(二石)

米 況 概 要

備 考

明治卅七年
(明治帝 甲辰)
(紀元二五六四)

最高	一四・三四
九月	一四・三四
最低	一二・三九
二月	一二・三九
平均	一三・一二
期米	
最高	一三・六四
十二月	一三・六四
最低	一二・二二
平均	一二・九四

吸收せるため形勢急轉十五圓廿九錢迄下落漸次下向きて▲六月には十五圓を破り七月更に十四圓を破り風水害のため十四圓七十錢迄引返したるも▲八月に入りて氣候適順なりしたため遂に十二圓廿錢臺の安値を見せ▲九月は豊作の聲に十一圓四十錢に低落▲十月は更に安値ありて▲十一月には外交問題のため十二圓臺に上り遂に十二圓五十錢を呼ぶに至りたり

日露間の交渉次第に危殆に陥れるため人氣引立ち十二圓七十一錢に生れ月末には外米及大麥騰貴等のため十三圓四十五錢となり▲二月日露の國交斷絶に因りて六十三錢の高値を見せたるも旅順海戦の捷報にて候ち十三圓臺を破り浦港艦隊の來襲説に十三圓六十錢迄戻りたるも外米の輸入、麥作の佳良等にて更に十二圓臺に落ち廿六錢より八十六錢の間を往來して三月を終り▲四月は小往來にて五月を迎へたるが戦争長期に亘るべしとの氣構へ及物價騰貴軍用米の買上等にて十三圓四十七錢に上騰し▲六月より漸落の趨勢となり▲七月末は露艦隊の津輕海峡通過に依りて十三圓十九錢に引返し小波瀾後▲八月

二月日露開戦
第一次非常特別稅實施各種租稅增徴・地租は地價百分の六乃至八(郡村宅地、市街宅地、其他の土地は四・三、酒稅十五圓五十錢、取引所稅萬分の九)なる十二月米穀輸入稅率を百斤六十四錢一厘(從價一割五分)と定め卅八年七月より施行
昨年米産額 三三、一五三、四七圓
昨年米産額 四、四七、二九石
本年同 五、四〇、三三石
本年米産額 一九、六四三、四八石
同 輸入米 六、一七、三〇石
同 輸出米 三三、八三石

は同艦隊の全滅にて十二圓臺に陥落軍用米徵發の風説にて十三圓十三錢に戻したりされど二十日の平穩と農商務省の大豐作豫想とは遂に本年の最安値を現出し▲十月は三十四錢幅にて保合ひ▲十一月は外米の課稅軍用米の買上其他にて十三圓卅五錢となり▲十二月に入りて六十四錢の最高値を現はし年末三十四錢方低落せり

一一一 明治、大正年間の米價 其三 (自明治廿八年、紀元二五六五年至大正三年、紀元二五七四年)

干年支次	月次	正米					期米					米況概要	備考									
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均												
(丙午) 明治三十三年	一月	二・五三	二・三三	二・四四	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	<p>新春勿々旅順陥落し遊艦隊東航中止の報あり ため十二圓三十一錢に生れ月末十二圓七十 三錢に低落△二月は週米の増加に依り更に本 年の最低相場に陥落三月は保合ひ△四月は賣 過ぎの反動及遊艦隊の東航等にて昂騰△五 月は當限の大激戦等にて一旦騰貴せるも亦引 返し△六月は前月に於ける二十餘萬石といふ 未曾有の大受渡のため在米多く正米の非勢に 連れて低落後跳ね返し△七月は天候不其のた め高値なりしも正米の壓迫にて下落△八月は 土用中の冷氣暴風雨、殊に東京地方激甚のた め暴騰△九月は休戦條約のため挫折後凶作氣 構へにて騰貴△十月は東北大凶作の聲に暴騰 △十一月は更に關西の籾入不足に騰貴百萬俵 に上る在米のため下落△十二月は去月の不 勢を受け各地の形勢又非なりしたため漸落納會 せり</p> <p>初商内は十四圓七十五錢に發會戦後の好景氣 に連れて漸騰△二月は平均十二三錢高後△三 月には買占相場のため十六圓に奔騰せるより立 會の中止あり△四月は十四圓九十錢に暴落せ るも五月限は同じく買占に因り十六圓蓋に沸 騰せるため再び立會中止となり△五月は當限</p> <p>第二次非常特別稅施行地租は百 分の八乃至二〇(郡村及市街宅 地)、五・五(其外、土地)、酒稅は 十七圓、取引所稅は萬分の十二 となる</p> <p>七月より百斤六十四錢一厘の米 概輸入稅率實施</p> <p>昨年未通貨 三九、三三、六一圓 本年米產額 五、四〇、三三石 本年米產額 一八、七五、八九石 本年米輸入 四、八〇、二八石 本年米輸出 二、八、四七石</p> <p>非常特別稅永久稅となる 十月米及概の輸入稅率を百斤六 十四錢とす 六月取引所法に改正を加ふ 各種企業熱漸く勃興し來る 昨年未通貨 四九、四七、六六圓</p>	二月	二・四〇	二・二〇	二・三〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇
	三月	二・三〇	二・一〇	二・二〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇											
	四月	二・二〇	二・〇〇	二・一〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇											
	五月	二・一〇	一九・九〇	二・〇〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇											
	六月	二・〇〇	一九・八〇	一九・九〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇											
	七月	一九・九〇	一九・八〇	一九・九〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇											
	八月	一九・八〇	一九・七〇	一九・八〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇											
	九月	一九・七〇	一九・六〇	一九・七〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇											
	十月	一九・六〇	一九・五〇	一九・六〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇											
	十一月	一九・五〇	一九・四〇	一九・五〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇											
	十二月	一九・四〇	一九・三〇	一九・四〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇											
	(乙巳) 明治三十三年	一月	二・五三	二・三三	二・四四	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三		<p>未解決のため物物のみの立會を開きたるも格 別の變化無く△六月は五月限解決大受渡の反 動として相當波瀾の後十四圓六十三錢に下落 し△七月亦前記の反動と天候佳其のため更に 下落し△八月は受米筋の實繁き等のため本年 の最低相場後氣候不順風水害のため騰し△ 九月は五千萬石の收穫豫想及天候回復にて一 旦下落後天候急變のため十五圓の高値を見せ △十月は更に騰貴して亂調を演じ△十一月は 不作説にて本年の高値たる十六圓七錢に奔 騰せしも更に反對説のため下落し△十二月は 小保合を以て納會に至れり</p> <p>日露戦後事業の勃興に伴ふ投機 熱の旺盛本年一二月頃を極點と し爾後銀行の蹶跌資産家の破綻 泡沫會社の解散多し 下半年米國財界に恐慌起り歐洲 金利騰貴、銀塊暴落、續演生絲 停滯、各種株券の下落極點に達 す</p> <p>昨年未通貨 四六、四〇、七〇圓 本年米產額 四、〇三、八〇石 本年米產額 三、二八、四三石 本年米輸入 三、二八、四三石 本年米輸出 三、二八、四三石</p> <p>本年より既往十年間深川在米年 末平均高は四八六、八一五石也</p>	二月	二・四〇	二・二〇	二・三〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇
三月		二・三〇	二・一〇	二・二〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇											
四月		二・二〇	二・〇〇	二・一〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇											
五月		二・一〇	一九・九〇	二・〇〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇											
六月		二・〇〇	一九・八〇	一九・九〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇											
七月		一九・九〇	一九・八〇	一九・九〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇											
八月		一九・八〇	一九・七〇	一九・八〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇											
九月		一九・七〇	一九・六〇	一九・七〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇											
十月		一九・六〇	一九・五〇	一九・六〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇											
十一月		一九・五〇	一九・四〇	一九・五〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇											
十二月		一九・四〇	一九・三〇	一九・四〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇											

干年支次	月次	正米					期米					米況概要	備考								
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均											
(丁未) 明治三十四年	一月	二・五三	二・三三	二・四四	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	<p>都下の在米百萬俵と注せられたるに拘らず十 五圓六十六錢に生れ買方の買進に忽ち十六圓 臺に進みて△二月には十七圓十一錢と跳ね上 り各地の安報と正米筋の實達に四五十錢方崩 落したるも△三月は強氣の突進に十七圓十七 錢の高値あり株式筋の投げに四月に入りて多 少下押したるも△五月は更に跳ね返して六月 は十七圓六十四錢の高値を見せ△在米減少供 給不足説に七月は初旬既に本年の最高値たる 十七圓九十三錢に奔騰し一舉十八圓臺を抜か れ△八月は先安の理想賣りとなりて非常 の下鞘となりし買方の品攻奏功して△九月 は當限十九圓五十錢といふ珍値を示せり△さ れ△十月以降は本年の豊作と一般財界の變調 等によりて漸く反動の時代に入り△十二月に 入りて急轉直下十四圓三十二錢となり五十八 錢を以て納會せり</p> <p>昨年未通貨 四六、四〇、七〇圓 本年米產額 四、〇三、八〇石 本年米產額 三、二八、四三石 本年米輸入 三、二八、四三石 本年米輸出 三、二八、四三石</p> <p>本年より既往十年間深川在米年 末平均高は四八六、八一五石也</p>	二月	二・四〇	二・二〇	二・三〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇
	三月	二・三〇	二・一〇	二・二〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇		二・一〇									
	四月	二・二〇	二・〇〇	二・一〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇		二・〇〇									
	五月	二・一〇	一九・九〇	二・〇〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇		一九・九〇									
	六月	二・〇〇	一九・八〇	一九・九〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇		一九・八〇									
	七月	一九・九〇	一九・八〇	一九・九〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇		一九・八〇									
	八月	一九・八〇	一九・七〇	一九・八〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇		一九・七〇									
	九月	一九・七〇	一九・六〇	一九・七〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇		一九・六〇									
	十月	一九・六〇	一九・五〇	一九・六〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇		一九・五〇									
	十一月	一九・五〇	一九・四〇	一九・五〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇		一九・四〇									
	十二月	一九・四〇	一九・三〇	一九・四〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇		一九・三〇									
	(六五) 明治三十四年	一月	二・五三	二・三三	二・四四	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三		二・三三	<p>未解決のため物物のみの立會を開きたるも格 別の變化無く△六月は五月限解決大受渡の反 動として相當波瀾の後十四圓六十三錢に下落 し△七月亦前記の反動と天候佳其のため更に 下落し△八月は受米筋の實繁き等のため本年 の最低相場後氣候不順風水害のため騰し△ 九月は五千萬石の收穫豫想及天候回復にて一 旦下落後天候急變のため十五圓の高値を見せ △十月は更に騰貴して亂調を演じ△十一月は 不作説にて本年の高値たる十六圓七錢に奔 騰せしも更に反對説のため下落し△十二月は 小保合を以て納會に至れり</p> <p>日露戦後事業の勃興に伴ふ投機 熱の旺盛本年一二月頃を極點と し爾後銀行の蹶跌資産家の破綻 泡沫會社の解散多し 下半年米國財界に恐慌起り歐洲 金利騰貴、銀塊暴落、續演生絲 停滯、各種株券の下落極點に達 す</p> <p>昨年未通貨 四六、四〇、七〇圓 本年米產額 四、〇三、八〇石 本年米產額 三、二八、四三石 本年米輸入 三、二八、四三石 本年米輸出 三、二八、四三石</p> <p>本年より既往十年間深川在米年 末平均高は四八六、八一五石也</p>	二月	二・四〇	二・二〇	二・三〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇
三月		二・三〇	二・一〇	二・二〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇										
四月		二・二〇	二・〇〇	二・一〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇										
五月		二・一〇	一九・九〇	二・〇〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇										
六月		二・〇〇	一九・八〇	一九・九〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇										
七月		一九・九〇	一九・八〇	一九・九〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇										
八月		一九・八〇	一九・七〇	一九・八〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇										
九月		一九・七〇	一九・六〇	一九・七〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇										
十月		一九・六〇	一九・五〇	一九・六〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇										
十一月		一九・五〇	一九・四〇	一九・五〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇										
十二月		一九・四〇	一九・三〇	一九・四〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇										
(六七) 明治三十四年		一月	二・五三	二・三三	二・四四	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	二・三三	<p>未解決のため物物のみの立會を開きたるも格 別の變化無く△六月は五月限解決大受渡の反 動として相當波瀾の後十四圓六十三錢に下落 し△七月亦前記の反動と天候佳其のため更に 下落し△八月は受米筋の實繁き等のため本年 の最低相場後氣候不順風水害のため騰し△ 九月は五千萬石の收穫豫想及天候回復にて一 旦下落後天候急變のため十五圓の高値を見せ △十月は更に騰貴して亂調を演じ△十一月は 不作説にて本年の高値たる十六圓七錢に奔 騰せしも更に反對説のため下落し△十二月は 小保合を以て納會に至れり</p> <p>日露戦後事業の勃興に伴ふ投機 熱の旺盛本年一二月頃を極點と し爾後銀行の蹶跌資産家の破綻 泡沫會社の解散多し 下半年米國財界に恐慌起り歐洲 金利騰貴、銀塊暴落、續演生絲 停滯、各種株券の下落極點に達 す</p> <p>昨年未通貨 四六、四〇、七〇圓 本年米產額 四、〇三、八〇石 本年米產額 三、二八、四三石 本年米輸入 三、二八、四三石 本年米輸出 三、二八、四三石</p> <p>本年より既往十年間深川在米年 末平均高は四八六、八一五石也</p>		二月	二・四〇	二・二〇	二・三〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇
	三月	二・三〇	二・一〇	二・二〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇	二・一〇										
	四月	二・二〇	二・〇〇	二・一〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇										
	五月	二・一〇	一九・九〇	二・〇〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇	一九・九〇										
	六月	二・〇〇	一九・八〇	一九・九〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇										
	七月	一九・九〇	一九・八〇	一九・九〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇	一九・八〇										
	八月	一九・八〇	一九・七〇	一九・八〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇	一九・七〇										
	九月	一九・七〇	一九・六〇	一九・七〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇	一九・六〇										
	十月	一九・六〇	一九・五〇	一九・六〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇	一九・五〇										
	十一月	一九・五〇	一九・四〇	一九・五〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇	一九・四〇										
	十二月	一九・四〇	一九・三〇	一九・四〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇	一九・三〇										

年次	月次	米			米況概要	備考
		最高	最低	平均		
明治四十一年 (辛亥)	十一月	一五・七〇	一五・〇〇	一五・一七	<p>互りて東北各地の出水となり東京の如き天明以来の大洪水と稱せられたることを恐怖狼狽の買物に十五圓九十銭の高値を現はしたるが月末に至り天候の回復正米廻送の豫報等に於て低落し九月は天候再び變調殊に關西九州地方水害の爲め十五圓臺に突飛せるも古米の賣繋ぎ在米の増加等に壓せられて伸縮み十月は幾分下押せしも天候飽く迄不其のため十六圓臺の高値を現はし、高値の賣注きと渡米の過剰等にて形勢一轉一圓安を示し十一月は月末渡米調達難にて市場の混雜を來し延いて格付範圍の縮少となりて十二月はほゞ保合納會せり</p>	<p>本年米産額 四六、三三三、三六石 本年米産額 三〇、六一一、二四石 本年輸入米 九、四四、五五石 同 輸出米 四、九、二五石</p>
	十二月	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇六		
	一月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七		
	二月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七		
	三月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七		
	四月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七		
	五月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七		
	六月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七		
	七月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七		
	八月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七		
	九月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七		
	十月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七		
十一月	一五・七〇	一五・〇七	一五・一七	<p>五月深川廻米市場の延取引禁止せらる</p> <p>七月日英同盟條約の改訂あり</p> <p>七月米販輸入税を九月迄六十四銭に低下、臺灣米代用許可と共ニ端境期に必要と認めたる時は今後も其代用方許可せらる</p> <p>九月各米穀取引所代表者臺灣米の代用反對を決議す</p> <p>十月清國武昌に革命動亂起る</p> <p>十一月全國取引所聯合會を開き取引所改善案を建議す</p> <p>昨年末通貨 五、九、七、五五、二〇圓</p>		

年次	月次	米			米況概要	備考
		最高	最低	平均		
明治四十二年 (壬子)	十一月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇	<p>期に限り當日は立會を中止したれど翌日七月期は二十圓十銭といふ高値を現出せるを以て政府は輸入關稅の一圓を六十四銭に低下せり</p> <p>八月は正米の騰貴と賣方の買戻急なりしたるため当期は二十圓七二銭、中期は十三銭といふ未曾有の高値に及び尙底止の模様なきため政府は八九兩月の賣買を停止して先限よりは臺灣米の代用を許し八月期は二十圓六十銭、九月期は十九圓六十五銭を以て總解合せなりしたため次第に低落して九月中旬以後は十六圓臺を昇降し十月は豐作の見込確實なるに伴ひ且高値に農家の出穀を急がしめ、更に疑問の渡米も豊富となりたれば忽ち十五圓臺に激落し十一月は優勢の買物に漸次回復好氣配となり十二月は出穀頻繁の季節なるに入津少なく本年の米實收高は豫想高よりも途に少なかるべしとの風説起りて十八圓臺となり年末未曾有の活躍を呈せり</p>	<p>昨年米産額 四六、三三三、三六石 本年同 五、一、七、二、四三石 本年米産額 三、九〇、四〇石 本年輸入米 一、八〇、九、四五石 同 輸出米 二、六、一、九七石</p>
	十二月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
	一月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
	二月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
	三月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
	四月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
	五月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
	六月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
	七月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
	八月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
	九月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
	十月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇		
十一月	一八・七〇	一八・〇〇	一八・三〇	<p>入津米少きため高氣配を呈し十八圓四十銭に生れて八十五銭の高値を見せられたるが翌月の漸増に於りてさなり二月は昨年の實收報告第二回豫想より百廿萬石の不足を示したれば強氣の買進みに月末十九圓五十九銭を出し三月は月上旬に反動安ありしも正米の強硬に制せられ且廻米採取らざるため跳ね返り四月は十九圓五十銭に生れて弱氣の賣叩きに十九圓を割りしも盛返し五月は更に賣叩かれたるに忽ち跳ね返して氣勢凄じく市場不穩となりしかば世上米價調節の聲高く當局は六月新甫</p>		

明治、大正年間の米價(其二)

千支次

月次

最高

最低

平均

最高

最低

平均

米

況

概

要

米

備

考

(七二紀帝上今)

十月

三〇・四〇

一九・二〇

一九・六〇

一八・四五

一九・二〇

より更に臺灣米の代用を許可したれば豫想程の効果無かりしため正米市場に於ける延取引を以て取引所法違反又は賭博の嫌疑ありとの名目の下に一時正米業者を検査せり然るに廻米減少在米漸減なり正米業者の反抗的買進みとなり廿圓臺に上りて二日間の立會休止となり合意解合となりたれど容易に下落の傾向無かりしかば月末當局は更に輸入米の關稅を四十錢に低下せらるため三期共二十圓臺を割るに至りたれど産地高騰米減少正米不足に再び盛返し六月は臺灣米の代用により十九圓六十七錢に生れしも正米事情の最強硬に二十一圓八十錢に暴騰し中限は二十二圓卅錢の新高値を現出せるより遂に立會停止の厄に遭へるも休會中買方の正米市場に手を延せるため二十四圓臺の空前の高値を出したれば其餘波定期市場に及びて七月は二十三圓六十錢に生れ更に五錢の高値を示したれど流石に天井打となりて順氣米作好況に叩かれ急轉直下激落して十八圓七十錢となり月末には天候不其のため又二十圓臺に抜け十九圓八九十錢に納會し八月は豐稔の謳歌正米の非勢に低落を重れ九月は五千五百萬石といふ豫想發表に十六圓三十七錢の安値を出したれど後連作の聲高く中旬東海道を中心とせる大暴風雨に十八圓臺に突飛し十月は高値覺えの實情み過冷等のため十九圓臺に抜け十一月は鎌入れ不足と賣渡り等にて二十一圓八十五錢に奔騰

に臺灣米の代用を許可せる外七月十日より二ヶ月間細民施米及原價賣下米に對し運賃五割引を實行せり
外國貿易に於て九千二百萬圓といふ未曾有の入超を來せるため兌換の基礎財界前途の悲觀者多し
米價未曾有の騰貴のため世論警覺として調節策を提唱す其要點は(一)兌換券を收縮し(二)外國米の輸入税を撤廢す(三)外國米の輸入を官營として供給の普及を圖る(四)運賃を低減す(五)外米の食用を奨励す(六)臺灣米の米作を奨励す(七)等の數項なり
七月卅日明治天皇陛下崩御あらせらる
八月三井物産會社名古屋支店不正手形七十六萬圓事件暴露
二月清帝退位支那共和國成立
昨年末通貨 六八〇元、七九圓
昨年末産額 五、七二、三三石
本年同 五〇、三三、三三石
本年産額 三、八七、三三石
本年輸入米 一、六〇〇、〇〇〇石

(七二紀帝上今)

十一月

三〇・五〇

一九・〇〇

一九・五〇

一八・七〇

一九・七〇

せしかば當局は臺灣米の當時代用を豫想したれど十二月に入りて昂騰の氣勢益々凄しく初旬既に二十三圓臺に突飛せるも値惚れの賣物に頓挫激落し賣過の反動に再度二十三圓臺を見せたるも賣方の恐怖に形勢一變し買方の防戦に二圓臺を往來納會せり

外には巴爾幹戰爭、支那第二次の革命亂あり内には所謂大正の政變あり人心不穩、加ふるに去る四十二年來連年の不景氣其他の爲め二三小銀行の破綻せるものあり
鮮米移入税七月一日より廢止
明治年間における東京金利(日歩)の趨勢左の如し
自元 年 平均 三・五五
自十一年 年平均 三・〇一
自十一年 年平均 二・六九
自十一年 年平均 二・五〇
自四十年 年平均 二・〇三
自四十五年 年平均 二・〇三
昨年末通貨 六四、〇一、四八圓
昨年末産額 五〇、三三、三三石
本年同 五〇、三三、三三石
本年産額 三、八七、三三石
本年輸入米 一、六〇〇、〇〇〇石

明治、大正年間の米價(其三)

千支次 月次 最高 最低 平均 最高 最低 平均

Table with 7 columns: 千支次, 月次, 最高, 最低, 平均, 最高, 最低, 平均. The table is mostly blank with some faint numbers.

米況概要

後保合の納會開際臺灣第一期米の増收傳へられて軟弱となり六月は中限より四十錢方下箱十九圓五十錢に生れ軟弱の氣配なりしも正米市場出穀の減少價格漸騰に連れて上進せしも梅雨期の好順及臺灣米の移入等を氣構へて不勢となり七月は同冊錢下箱十八圓六十五錢に生れ期近の活躍に促されて昂進せるに當期に於ける賣方の手當米増加説に投米相次で現はれ大崩落のため新雨も一圓安を示すに至り八月は三錢方上箱の十八圓六十三錢に生れたるも臺灣米嫌忌の市場は當期に於て十六圓を越えたるにより新雨も連日不勢十七圓飛騰に低落氣候低溫のため盛返し月末の暴風雨に底堅き形勢に納會し九月は十八圓四十五錢に生れ天候兎角不其のため十九圓飛騰に昂騰高値は臺灣米の壓迫に氣挫けの商狀なりしも再び十九圓臺に引締り十月は天候不其獲作の聲益々高く農商務の第二回豫想は五千百廿萬石を報じたれども買氣強く十九圓五十錢に發會せるもの甘圓臺に突進し十一月は十九圓九十錢に生れたるも新米の出廻り増加し正米市場の鈍狀各地の安報に連日下押し臺灣米の豐穰に遂に十八圓臺に陥落十二月は十八圓八十錢に生れ五十錢臺に下押しされど正米市場の強硬臺灣米の賣行また其好のため漸次盛返し十九圓五十錢に昂騰せるも新米の出廻り各地の安報に十八圓臺に引返し不勢裡に納會せり

備考

本年輸入米 三、八、九、三三石 同 輸出米 三、四、〇、三三石

大正三年(甲寅) 今上(紀元二七四五)

Table with 12 columns: 大正三年(甲寅), 今上(紀元二七四五), 一月, 二月, 三月, 四月, 五月, 六月, 七月, 八月, 九月. Each column contains numerical data representing prices.

十八圓八十五錢に生れ九十九錢迄昂騰せるも正米の鈍狀各地の安報に低落、一旦氣配立直りしも更に軟弱となり二月は更に低落せるも値頃は強氣の買進み賣過の反動にて十八圓臺に跳返し三月は地方米豐富のため先安の念強く十七圓八十錢に生れ強氣筋の腰入れ買進みに十八圓臺に上りしも一昂一低軟弱に納會し四月は大阪市場激落の結果買方中證據金不納者を生じ市場を開始せざるも數日なりしため一般に其結果を懸念して氣乘薄保合に經過せしに下旬に至り正米市場は處分的投物と狼狽せる實物とに甚だしく不味なるを動機として十五圓臺の安値に激落し五月は四月末の反動として氣配引締り漸次昂進せるも弱氣の賣物依然多數のため連日下向き殊に中旬以後處分的投物續出のため十五圓廿錢臺といふ慘況を呈したるも月末天氣不其夢作の悲觀説に十六圓臺に跳返し六月は夢作悲觀説に十七圓臺に入りしも梅雨期の天候適順のため崩落七月は漸く期米界の活躍期に入れるに拘らず梅雨期以後の天候殊に土用入後の照込申分無く近年無比の好順氣と一般財界の不振のため連日下運び氣乘薄の商狀を以て經過し八月は天候の良好に市況軟弱十四圓七十八錢の安値ありたるも歐洲戰亂のため外米の昂騰 加ふるに我國も亦獨逸に對して宣戰を布告するに至りしかば一時人氣沸騰十七圓五十五錢の高値を見せたれども天候の飽迄順調に十六圓八十錢擧に繰戻し九月も引續きて天候良好殊に二十日及廿日の厄日

一月外電獨逸シイメンズ、シュツケルト會社と我海軍との醜聞係を報じて世の耳目を聳動し海軍要路の收監者多く豫算不成立のため遂に山本内閣の没落なれり 三月地租條例改正地租を輕減して田畑地租を百分の四中とす 四月十一日皇太后陛下崩御あらせらる 四月米蠶開戦 六月取引所改正法發布、仲買人の身元保證金を増加し、直運の區別を明にし、米の賣買單位を百石以上とす 八月歐洲大戰亂、我國も日英同盟、東洋平和の保持上獨逸に對して宣戰十一月七日青島を陥落せしむ 九月期以降臺灣米の代用撤廢せらる 昨年米通貨 六、五、七、七、六、七、四 昨年米産額 五、〇、三、元、九、五、五石 本年同(第二回) 五、七、四、六、四、九、九石 本年米産額(豫想) 三、六、三、七、七、七石 本年輸入米(八月迄) 一、八、五、〇、六、七石 同 輸出米(同) 一、五、七、八、七、七石

年次

月次

最高

最低

平均

最高

最低

平均

米

況

概

要

備

考

何れも無事平穩にして八月下旬及九月上旬關東地方に於ける多少の風水害を顧慮するも尙農商務省の第一回豫想たる五千七百九十九萬石の裏書充分なりしかば遂に十三圓九十五錢と激落し十月に入りて米價調節の聲漸く喧しきに至れり

第一表 日本内地に於ける米の生産及消費

(單位石)

Table with 12 columns: 年次 (Year), 前年内地生産額 (Previous year domestic production), 輸入額 (Import), 移入額 (Inflow), 輸出額 (Export), 移出額 (Outflow), 再輸出額 (Re-export), 再輸出超過額 (Re-export surplus), 消費總額 (Total consumption), 人口 (Population), 對一人消費額 (Per capita consumption). Rows include years from 明治二六 to 十年平均.

Table with 12 columns: 年次 (Year), 前年内地生産額 (Previous year domestic production), 輸入額 (Import), 移入額 (Inflow), 輸出額 (Export), 移出額 (Outflow), 再輸出額 (Re-export), 再輸出超過額 (Re-export surplus), 消費總額 (Total consumption), 人口 (Population), 對一人消費額 (Per capita consumption). Rows include years from 明治四一 to 十年平均.

備考

- 一、本邦に於ては通常當年の生産米は其大部分を翌年に於て消費せらるゝを以て本表内地生産額欄には前年の産額を計上せり
一、本表中輸移出入額は日本外國貿易年表及臺灣外國貿易年表に據り一擔を内地米は四斗二升、外國米は四斗(本文備考欄の分は四斗二升換算也)臺灣及朝鮮米は四斗四升として重量を容量に換算の上掲載したるものなり、但し朝鮮よりの移入額中には移入朝鮮米の他朝鮮を經由して移入したる外國米を含み朝鮮への移出額中には内地米移出額の他外國米の移出額をも包含せり
一、本表に於ける再輸移入額は日本外國貿易年表に據る内地米輸入額(一擔を四斗二升とす)と内地産米の朝鮮よりの移入額(一擔を四斗二升とす)との和にして再輸出額は外國米の輸出額(一擔を四斗とす)及朝鮮米の朝鮮への移出額(一擔を四斗四升とす)との和なり
一、本表中輸移出入差引輸移入超過額は輸移入額及再輸移入額の和より輸移出額及再輸移出額を控除せる差なり、但し本欄中(一)なる符號を附せるは輸出超過額なり
一、消費總額は前年内地生産額より輸移入超過額を減じて算出せり
一、本表に於ける人口は帝國統計年鑑に掲ぐる乙種現在住人口を採れり
一、本表中對一人消費額は人口を以て總消費額を除して算出せり
一、本表中自明治三十二年至四十四年十個年平均欄に掲ぐるものは同年内に於て劇甚なる凶作及戰役の爲め特異の状態にありし明治三十六年及三十七八年の三ヶ年を除ける自餘の十ヶ年平均したるものなり
一、米は普通食用に供する飯の外種子、菓子、酒類、麴、餡、糊料等種々の用途に供せらるゝ雖其額を詳にせず然れども清酒に關しては大藏省に於て徵稅の關係上調査せるものあるに依り之を基礎とし清酒としての米消費額を算出すれば自三十九年至四十三年平均均二百九十九萬九千四百七十二石(支米に換算)と計上せらる

第一表 日本内地に於ける米の生産及消費

第二表 臺灣に於ける米の生産消費及島外供給力

一三八

年次	産額	輸入額	移入額	輪移入計	輸出額	移出額	輪移出計	消費額	島外供給力
明治三十六年	三〇七、八四九	七九、四五二	三五、六六九	一一五、二一九	一一、一九九	五〇〇、三三二	六二二、四二〇	二、五七四、五五二	四九七、九一三
同 三十七年	三八七、七二〇	九六、五九六	三〇、〇三三	一二六、五九二	三三、六二九	四二〇、一九九	六五五、八〇八	三、二九八、五〇一	五五九、〇〇九
同 三十八年	四三三、九八八	四一、二八一	一八、〇八四	五九、三六五	八六、四二八	六五〇、五五九	七三六、九九三	三、六四四、三六一	六七七、六二七
同 三十九年	四一八、四九一	二一、五五四	一八、四〇八	二九、九二二	三三、三三二	八六八、八四三	八二一、〇六三	三、三三三、八〇〇	八二二、一五二
同 四十年	三、九六六、二九九	一六、五五六	五七、五七九	七四、一四四	一八、四七三	六四、一二三	六三三、六〇五	三、三三七、八七七	五五八、四六一
以上五年平均	三、八六六、五五四	四、〇八〇	三九、九五四	七九、〇〇〇	九七、七八八	六〇二、三〇〇	六九九、七七八	三、二四三、八六六	六〇〇、七四八
明治四十一年	四、七九六、四五一	一、二二五	三、六九九	三、八八三	五、七五五	一、一九、三三〇	一、二七四、〇三三	三、五七八、七七一	一、〇六一、二七〇
同 四十二年	四、七九六、四五一	四、三三三	二、六七三	三、〇〇五	一、〇九三	一、〇九、七四四	一、一〇、八七	三、七〇一、六六九	一、〇六六、七九三
同 四十三年	三、三三六、四三〇	二、九九九	四、〇五六	四、三三三	一、六四三	七、二一、六七七	七、九一、〇三三	三、六〇〇、七二二	七五七、七四九
同 四十四年	四、四八八、七五五	三、四三三	五、一三三	八、五五〇	三、五五九	六八、〇三三	六八、〇三三	三、八八八、七三三	五九九、〇二二
大正元年	四、一七五、七六六	七、七二二	四、〇六八	二二、三三九	一、五九六	六八、〇三三	六七、九九六	三、六六六、二九一	五四九、六五七
以上五年平均	四、五〇一、〇三三	二、四〇七	三、九四〇	六四、四四九	一、八九八	八二、〇三三	八二、〇三三	三、六六六、二九一	八一八、五二四
大正二年	四、五三九、〇九四	一、七、四八八	四、二、四〇〇	六四、四四九	七、四	一、二、三、三三四	一、二、三、三三八	三、五九八、五五四	九三三、五〇〇
同 三年	四、五三九、〇九四	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

備考

- 一、本表生産額は前年第二期作及當年第一期作の玄米收穫高合計也但大正三年分には同年第一期作豫想高二、〇二五、八四三石を計入せり
- 一、消費額は生産額及輪移入額合計より輪移出額を減じたるもの也
- 一、島外供給力は生産額より消費額を減じたるもの也

第三表 朝鮮に於ける米の生産消費及國外供給力

(單位石)

年次	前年産額	輪移入額	輪移出額	消費額	國外供給力
明治四十二年	七、九六、五八三	二、六二一	六、七三、三四二	七、三二、八五三	六、七四、七三二
同 四十三年	七、四七、九一六	一、四五四	八、二三、三九五	六、四四、九七一	八二、四四五
同 四十四年	八、四三、八五三	一、六五三	五、六〇、八三三	七、五四、六〇一	五、四八、三二一
以上三年平均	七、八三、四三〇	一、五七二	六、八三、八六六	七、一八四、一五五	六、七六、三九六
大正元年	一〇、七〇、三三二	二、四四八	五、四三、三九七	九、五三九、三四三	五、三〇、九四九
同 二年	八、九九、六三〇	三、〇四、二七四	八、七三、八〇六	八、四二、〇八八	五、六八、五三三
同 三年	一〇、〇八、三二四	(上半季) 三、三三、五九六	一、	一、	一、

備考

- 一、本表中消費額は産額及輪移入額合計より輪移出額を差引けるもの也
- 一、輪移入額は主として日本内地との移出入なり
- 一、國外供給力は産額より消費額を差引けるもの也

第三表 朝鮮に於ける米の生産消費及國外供給力

一三九

第四表 英領印度に於ける米産額輸出額

第四表 英領印度に於ける米産額及輸出額

年次	總産額	總輸出額	年次	下部緬甸産額	日本への輸出
明治三十八年(一九〇五年)	(英政府州) 六、五五、〇〇〇	四、四九、三三三	一九〇一—六	五七、九四〇、〇〇〇	七、五二、三三七
同 三十九年(一九〇六年)	(同) 六、一五、〇〇〇	四、〇四三、九九五	一九〇六—七	六二、九四〇、〇〇〇	三、四三、六六九
同 四十年(一九〇七年)	(同) 六、四九二、〇〇〇	三、七七一、八八五	一九〇七—八	六四、七四〇、〇〇〇	二、七三、四三三
同 四十一年(一九〇八年)	(同) 六、〇六、〇〇〇	三、六〇、三五五	一九〇八—九	六四、六九〇、〇〇〇	一、四四、六三六
同 四十二年(一九〇九年)	(同) 八、三四、〇〇〇	三、七三三、三三三	一九〇九—一〇	六四、七五〇、〇〇〇	三、八、四九七
同 四十三年(一九〇九年)	(主要産地) 六、三三、三三三	三、二八、〇〇六	一九一〇—一	五七、四三三、〇〇〇	三、七、四二九
同 四十四年(一九〇九年)	(五州分) 六、四九、〇〇六	—	一九一一—二	五九、三二一、〇〇〇	一、四六、七八三
同 四十四年(一九〇九年)	(同) 六、四九、〇〇六	—	一九一二—三	—	三、三三、三三三
大正元年(一九一二年)	(同、豫想) 六、四三、一四四	—	(豫想)	—	—

備考

- 一、本表は合衆國農務省年報、印度農業統計其他に據り我農商務省の調査に基き調製せるもの也
- 一、總産額中には土人州の推定産額毎年約五十四萬擔を含み大部分は精米也
- 一、一九〇九—一〇年以後の産額は主要米作地たるベンゴール、東ベンゴール、アツサム、マドラス、下緬甸の産額とす
- 一、總輸出額中には粗米を含む
- 一、本邦に輸入せらる、英領印度の産米は關貢より輸出の額向米に限らるゝを以て参考のため同州の産額をも掲記せり
- 一、同地に於ける收穫は十二月より一月に亘るものにして輸出期は二三月を最盛期として四月末に終了す
- 一、日本への輸出額は我國に於ける輸入米數の調査也

第五表 佛領印度支那に於ける米産額及輸出額

年次	産額	米國政府調査額	スパイデル會社調査額	日本への輸出
明治三十九年(一九〇六年)	二、三〇七、六〇三噸	一、六三三、九一八、一六三	一〇、三三三、三〇一	一、〇二、四七七
同 四十年(一九〇七年)	三、八九〇、八〇二噸	—	—	—
同 四十一年(一九〇八年)	二、九二五、四四一噸	三、〇三三、五六六、三二二	一〇、六七九、三三七	一、七九、〇一四
同 四十二年(一九〇九年)	四、九三六、八七七噸	二、四六二、五六四、三元	一七、六三九、六四〇	一、六五、四八七
同 四十三年(一九一〇年)	二、七四五、三三三噸	—	—	—
同 四十四年(一九一一年)	二、六〇〇、六九噸	二、三九六、四八、二〇〇	一五、一八、〇三二	一、三三、八四〇
同 四十四年(一九一一年)	四、三八六、二二噸	—	—	—
大正元年(一九一二年)	—	—	—	—

備考

- 一、本表産額は在香港日本領事の見込報告也、我農商務省は其米作面積より推算して玄米の産額を大約五十億斤即ち二千百萬石内外とし、北米合衆國農務省も約五十億封度と推定せり
- 一、交趾支那及カムボヂアの産米は西貢より輸出せられ一括して西貢米と稱し居れるを以て東京及西貢の輸出統計は即ち佛領印度支那全體の輸出高也、尙右掲輸出額は粗、玄米、白米の輸出高なるが表外に碎米、粃米の毎歲約廿萬石を算すといふ、スパイデル會社は西貢に於て最も信用ある會社也
- 一、日本への輸出額は假りに我國の調査に依る同地よりの輸入米數を擧げたり

第五表 佛領印度支那に於ける米産額及輸出額

第六表 貨幣價格比較表

名	一箇の價	十兩の量	純千分中	同上銀	同上雜分	名	一箇の價	十兩の量	純千分中	同上銀	同上雜分
慶長小判	10,000.00	5,723.63	856.9	142.5	000.6	五兩小判	1,870.00	1,040.62	837.5	160.5	001.0
武藏小判	10,000.00	5,723.63	856.9	142.5	000.6	安政小判	3,505.00	1,040.62	837.5	160.5	001.0
慶長一步	2,560.00	5,723.63	856.9	142.5	000.6	同一步判	0,876.33	2,802.00	837.5	160.5	001.0
武藏一步	6,857.00	5,723.63	856.9	142.5	000.6	安政二分判	0,950.33	3,626.98	2,082	788.7	001.1
元祿小判	1,726.00	5,723.63	856.9	142.5	000.6	新小判	1,000.00	3,626.98	2,082	788.7	001.1
同一步判	0,856.22	5,723.63	856.9	142.5	000.6	新一步判	0,321.11	1,068.94	575.6	434.0	001.4
同二步判	0,856.22	5,723.63	856.9	142.5	000.6	新二步判	0,161.11	1,952.21	339.0	769.0	001.0
乾字小判	5,156.55	5,723.63	856.9	142.5	000.6	慶長大判	0,543.33	1,952.21	339.0	769.0	001.0
同一步判	1,292.11	5,723.63	856.9	142.5	000.6	享保大判	7,716.68	5,336.7	672.0	2,540.0	004.0
享保小判	10,112.66	5,723.63	856.9	142.5	000.6	天保吹増	5,270.00	5,336.7	672.0	2,540.0	004.0
同一步判	2,589.9	5,723.63	856.9	142.5	000.6	元祿大判	2,826.68	3,626.98	521.1	448.8	003.5
元文小判	5,778.99	5,723.63	856.9	142.5	000.6	新大判	0,403.6	2,626.98	339.0	672.0	003.5
同一步判	1,499.7	5,723.63	856.9	142.5	000.6	安永二朱銀	0,296.7	1,952.21	339.0	769.0	001.0
眞文二步判	2,523.2	5,723.63	856.9	142.5	000.6	同一步銀	0,105.0	1,337.31	133.73	99.7	001.3
文政小判	5,013.3	5,723.63	856.9	142.5	000.6	同一步銀	0,307.0	1,337.31	133.73	99.7	001.3
同一步判	1,155.3	5,723.63	856.9	142.5	000.6	古一分銀	0,070.0	1,155.3	115.53	99.7	001.3
同二步判	0,161.1	5,723.63	856.9	142.5	000.6	安政大形二朱	0,465.1	3,505.00	350.5	1,040.6	001.4
同三朱金	0,161.1	5,723.63	856.9	142.5	000.6						
同四保小判	4,366.1	5,723.63	856.9	142.5	000.6						
同五天保一步判	1,091.5	5,723.63	856.9	142.5	000.6						
同六古二朱金	0,264.5	5,723.63	856.9	142.5	000.6						

備考

一、右表は明治七年八月大藏省の調査に係り明治四年發布の貨幣鑄造令に據る貨幣を基礎として、新古貨幣の價格を比較せるものなり即ち當時の金貨一圓は九百位にして純金量一グラム中、一圓銀貨は九百廿四グラム二六七二六なるを以て其後明治三十年現時の貨幣法實施、一圓金貨の純金量零グラム七四九九、即ち二分となりて、從來發行の金貨幣は新金貨の倍位に通用となれる今日に於ては右表『一箇の價格』は宜しく之を倍加計算して徳川時代の米價を知るに便するを要す

二、尙明治元年太政官達を以て金銀貨比較價位を定め及引換方布告文中、銀貨に關するもの左の如し參考のため附記す

慶長銀	一貫目	代金八十九兩	五匁	銀	一貫目	代金五十兩
元祿銀	同	同	草文	銀	同	同
寶永銀	同	同	保字	銀	同	同
永字銀	同	同	政字	銀	同	同
三寶銀	同	同	古二朱	銀	同	同
四寶銀	同	同	文政二朱	銀	同	同
文字銀	同	同	御一新後引換歩増	銀	同	同
			六分古一分銀	銀	同	同

米價變動史終

大正三年十一月二十日印刷
大正三年十一月廿三日發行

米價變動史與付

定價金七拾錢

編輯兼發行者

石原保秀

東京市牛込區矢來町三番地舊殿六〇號

印刷者

中村政雄

東京市麴町區有樂町二丁目一番地

印刷所

報文社

東京市麴町區有樂町二丁目一番地



發行所

東京市牛込區矢來町
三番地舊殿六〇號

矢來堂出版部

(電話番町四一〇五)

326

57

326
57

終